

|                   |                            |
|-------------------|----------------------------|
| 号外第5（令和6年3月29日発行） | 発行日 5日、15日、25日             |
| <h1>横浜市報</h1>     | 発行所                        |
|                   | 横浜市役所<br>横浜市中区本町6丁目50番地の10 |

目 次

頁

**[告示]**

|   |   |    |
|---|---|----|
| △ | 公印の新調及び廃止【総務局行政マネジメント課】                 | 3  |
| △ | 市役所、区役所及び事業所の開庁時間の一部改正【総務局行政マネジメント課】    | 9  |
| △ | 情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正【医療局医療安全課】 | 10 |
| △ | 物品会計事務の一部の物品出納員への委任【会計室会計管理課】           | 11 |
| △ | 会計事務の一部の区会計管理者への委任【会計室会計管理課】            | 12 |
| △ | 会計事務の一部の審査出納員等への委任【会計室会計管理課】            | 13 |
| △ | 会計事務の一部の現金出納員等及び現金分任出納員等への委任【会計室会計管理課】  | 25 |

**[達]**

|   |   |     |
|---|---|-----|
| △ | 横浜市定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程【総務局労務課】                   | 82  |
| △ | 横浜市経営会議設置規程の一部改正【政策局総務課】                              | 111 |
| △ | 横浜市男女共同参画推進会議規程の一部改正【政策局総務課】                          | 112 |
| △ | 横浜市請負工事検査事務取扱規程の一部改正【財政局契約第一課】                        | 113 |
| △ | 横浜市請負工事監督事務取扱規程の一部改正【財政局契約第一課】                        | 114 |
| △ | 横浜市物品及び役務検査事務取扱規程の一部改正【財政局契約第一課】                      | 115 |
| △ | 横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程の一部改正【財政局契約第一課】                  | 116 |
| △ | 横浜市設計・測量等委託業務検査事務取扱規程の一部改正【財政局契約第一課】                  | 117 |
| △ | 横浜市衛生研究所処務規程の一部改正【医療局衛生研究所管理課】                        | 118 |
| △ | 横浜市環境活動支援センター処務規程の一部改正【環境創造局総務課】                      | 119 |
| △ | 横浜市環境管理課監視センター設置規程の一部改正【環境創造局総務課】                     | 120 |
| △ | 横浜市繁殖センター規程の一部改正【環境創造局総務課】                            | 121 |
| △ | 横浜市環境創造局水再生センター等規程の一部改正【環境創造局総務課】                     | 122 |
| △ | 横浜市公園緑地事務所規程の一部改正【環境創造局総務課】                           | 124 |
| △ | 横浜市環境管理計画推進会議設置規程の一部改正【環境創造局総務課】                      | 125 |
| △ | 横浜市環境創造局水再生センター及び下水道センターの職員の勤務時間に関する規程の一部改正【環境創造局総務課】 | 126 |
| △ | 資源循環局事務所、工場等の職員の勤務時間に関する規程の一部改正【資源循環局職員課】             | 127 |
| △ | 横浜市電気工作物保安規程の一部改正【建築局保全推進課】                           | 128 |
| △ | 事務所等において常時必要とする経費の指定に関する規程の廃止【会計室会計管理課】               | 129 |

**[消防局]**

|   |                                 |     |
|---|---------------------------------|-----|
| △ | 横浜市消防局、消防署係設置規程等の一部を改正する規程【企画課】 | 130 |
|---|---------------------------------|-----|

**[水道局]**

|   |                             |     |
|---|-----------------------------|-----|
| △ | 横浜市水道局契約規程の一部を改正する規程【契約第一課】 | 149 |
|---|-----------------------------|-----|

**[交通局]**

|   |                              |     |
|---|------------------------------|-----|
| △ | 横浜市交通局事務分掌規程等の一部を改正する規程【人事課】 | 150 |
| △ | 横浜市交通局契約規程の一部を改正する規程【契約第一課】  | 151 |

**[医療局病院経営本部]**

|   |                                   |     |
|---|-----------------------------------|-----|
| △ | 横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程の一部を改正する規程【人事課】 | 152 |
| △ | 横浜市医療局病院経営本部会計規程の一部を改正する規程【病院経営課】 | 157 |

|  |     |
|--|-----|
| △ 横浜市医療局病院経営本部職員就業規程の一部を改正する規程【人事課】                              | 159 |
| <b>[教育委員会]</b>   |     |
| △ 横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程【職員課】                         | 161 |
| △ 横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正【教職員労務課】                   | 166 |
| <b>[市選挙管理委員会]</b>  |     |
| △ 横浜市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【選挙課】                                    | 170 |
| △ 横浜市選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【選挙課】                              | 171 |
| <b>[人事委員会]</b>   |     |
| △ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則【調査課】                                  | 172 |
| △ 横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則【調査課】                            | 180 |
| △ 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則【調査課】                                | 194 |
| △ 横浜市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則【調査課】                                | 195 |
| △ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則【任用課】                                     | 196 |
| △ 職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する規則【任用課】                                 | 197 |
| △ 企業職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則【任用課】                                | 200 |
| △ 試験及び選考の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則【任用課】                              | 202 |
| △ 選考職（採用）の指定の一部改正【任用課】   | 203 |
| △ 選考職（昇任）の指定の一部改正【任用課】   | 206 |
| △ 選考職（転職）の指定の一部改正【任用課】   | 208 |
| <b>[市会]</b>  |     |
| △ 横浜市会会議規則の一部を改正する規則【議事課】  | 210 |
| △ 横浜市会定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程【総務課】                              | 214 |
| △ 横浜市会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程【秘書広報課】                         | 215 |
| △ 横浜市会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程【議事課】                                | 220 |
| △ 横浜市会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程【議事課】                               | 223 |
| △ 横浜市会議会局の組織、事務分掌等に関する規程の一部改正【総務課】                               | 225 |
| △ 横浜市会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正【総務課】                                | 226 |
| <b>[その他]</b>   |     |
| △ 横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程【総務局防災企画課】                               | 227 |
| △ 横浜市国民保護対策本部及び横浜市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程【総務局総務課】      | 235 |
| △ 横浜市行政文書管理規則及び横浜市行政文書取扱規程の運用についての一部改正について（総務局長通知）【総務局行政マネジメント課】 | 239 |
| △ 横浜市公印規則の施行についての一部改正について（総務局長通知）【総務局行政マネジメント課】                  | 240 |
| △ 契約事務に関する決裁事項及び専決事項の一部改正【財政局契約第一課】                              | 241 |
| △ 区長委任事務に関する決裁準則の制定についての一部改正について（副市長依命通達）【市民局区連絡調整課】             | 249 |
| △ 横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用についての廃止について（副市長通知）【会計室会計管理課】             | 259 |

告示

横浜市告示第95号

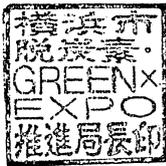
公印の新調及び廃止

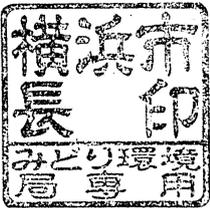
次のとおり公印を新調し、及び廃止する。

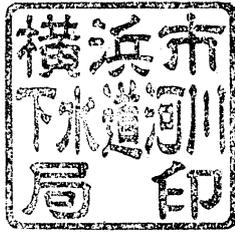
令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

1 新調

| 公印の名称                              | 使用開始年月日  | 印影  |
|------------------------------------|----------|---|
| 横浜市長印（脱炭素・GREEN × EXPO 推進局専用）      | 令和6年4月1日 |  <p>（方27ミリメートル）</p>   |
| 横浜市長職務代理者印（脱炭素・GREEN × EXPO 推進局専用） | 令和6年4月1日 |  <p>（方27ミリメートル）</p> |
| 横浜市脱炭素・GREEN × EXPO 推進局長印          | 令和6年4月1日 |  <p>（方21ミリメートル）</p> |
| 横浜市長印（政策経営局専用）                     | 令和6年4月1日 |  <p>（方27ミリメートル）</p> |

|                             |                      |   |
|-----------------------------|----------------------|---|
| <p>横浜市政策経営局長印</p>           | <p>令和6年<br/>4月1日</p> |  <p>(方21ミリメートル)</p>   |
| <p>横浜市みどり環境局印</p>           | <p>令和6年<br/>4月1日</p> |  <p>(方30ミリメートル)</p>   |
| <p>横浜市長印（みどり環境局専用）</p>      | <p>令和6年<br/>4月1日</p> |  <p>(方27ミリメートル)</p>  |
| <p>横浜市長職務代理者印（みどり環境局専用）</p> | <p>令和6年<br/>4月1日</p> |  <p>(方27ミリメートル)</p> |
| <p>横浜市みどり環境局長印</p>          | <p>令和6年<br/>4月1日</p> |  <p>(方21ミリメートル)</p> |
| <p>横浜市環境活動支援センター長印</p>      | <p>令和6年<br/>4月1日</p> |  <p>(方21ミリメートル)</p> |

|                                  |                      |   |
|----------------------------------|----------------------|---|
| <p>横浜市北部公園緑地事務<br/>事務所長印</p>     | <p>令和6年<br/>4月1日</p> |  <p>(方21ミリメートル)</p>   |
| <p>横浜市南部公園緑地事務<br/>事務所長印</p>     | <p>令和6年<br/>4月1日</p> |  <p>(方21ミリメートル)</p>   |
| <p>横浜市みどり環境局農業<br/>振興課長印</p>     | <p>令和6年<br/>4月1日</p> |  <p>(方21ミリメートル)</p>   |
| <p>横浜市下水道河川局印</p>                | <p>令和6年<br/>4月1日</p> |  <p>(方30ミリメートル)</p>  |
| <p>横浜市長印（下水道河<br/>川局専用）</p>      | <p>令和6年<br/>4月1日</p> |  <p>(方27ミリメートル)</p> |
| <p>横浜市長職務代理者印<br/>（下水道河川局専用）</p> | <p>令和6年<br/>4月1日</p> |  <p>(方27ミリメートル)</p> |

|             |              |   |
|-------------|--------------|---|
| 横浜市下水道河川局長印 | 令和6年<br>4月1日 | <br>(方21ミリメートル) |
|-------------|--------------|---|

2 廃止

| 公印の名称              | 廃止年月日        | 印影  |
|--------------------|--------------|---|
| 横浜市長印（温暖化対策統括本部専用） | 令和6年<br>4月1日 | <br>(方27ミリメートル)   |
| 横浜市温暖化対策統括本部長印     | 令和6年<br>4月1日 | <br>(方21ミリメートル)  |
| 横浜市長印（政策局専用）       | 令和6年<br>4月1日 | <br>(方27ミリメートル) |
| 横浜市政策局長印           | 令和6年<br>4月1日 | <br>(方21ミリメートル) |
| 横浜市環境創造局印          | 令和6年<br>4月1日 | <br>(方30ミリメートル) |

|                             |                      |   |
|-----------------------------|----------------------|---|
| <p>横浜市長印（環境創造局専用）</p>       | <p>令和6年<br/>4月1日</p> |  <p>（方27ミリメートル）</p>   |
| <p>横浜市長職務代理者印（環境創造局専用）</p>  | <p>令和6年<br/>4月1日</p> |  <p>（方27ミリメートル）</p>   |
| <p>横浜市環境創造局長印</p>           | <p>令和6年<br/>4月1日</p> |  <p>（方21ミリメートル）</p>   |
| <p>横浜市環境創造局環境活動支援センター長印</p> | <p>令和6年<br/>4月1日</p> |  <p>（方21ミリメートル）</p> |
| <p>横浜市環境創造局北部公園緑地事務所長印</p>  | <p>令和6年<br/>4月1日</p> |  <p>（方21ミリメートル）</p> |
| <p>横浜市環境創造局南部公園緑地事務所長印</p>  | <p>令和6年<br/>4月1日</p> |  <p>（方21ミリメートル）</p> |
| <p>横浜市環境創造局農業振興課長印</p>      | <p>令和6年<br/>4月1日</p> |  <p>（方21ミリメートル）</p> |

|                             |                      |   |
|-----------------------------|----------------------|---|
| <p>横浜市環境創造局管路<br/>保全課長印</p> | <p>令和6年<br/>4月1日</p> | <p><br/>(方21ミリメートル)</p> |
|-----------------------------|----------------------|---|

横 浜 市 告 示 第 96 号

市 役 所 、 区 役 所 及 び 事 業 所 の 開 庁 時 間 の 一 部 改 正

市 役 所 、 区 役 所 及 び 事 業 所 の 開 庁 時 間 （ 平 成 19 年 3 月 横 浜 市 告 示 第 107 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 する。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

別 表 中 「 政 策 局 」 を 「 政 策 経 営 局 」 に 、 「 環 境 創 造 局 」 を 「 下 水 道 河 川 局 」 に 改 め る 。

横浜市告示第97号

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の  
一部改正

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等（平成17年  
2月横浜市告示第56号）の一部を次のように改正し、令和6年4月  
1日から施行する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

表中に次のように加える。

|   |        |              |                                   |
|---|--------|--------------|-----------------------------------|
| 毒物及び劇物<br>取締法施行細<br>則（平成12年<br>3月横浜市規<br>則第52号） | 第2条第1項 | 令和6年<br>4月1日 | 特定毒物使用者（森林<br>を経営する者等）の指<br>定の申請  |
|   | 第2条第2項 | 令和6年<br>4月1日 | 特定毒物使用者（農業<br>者の組織する団体）の<br>指定の申請 |
|   | 第3条第1項 | 令和6年<br>4月1日 | 特定毒物使用者の指定<br>申請事項の変更の届出          |
|   | 第4条第1項 | 令和6年<br>4月1日 | 指定証の再交付の申請                        |
|   | 第5条    | 令和6年<br>4月1日 | 特定毒物使用者の業務<br>廃止の届出               |

## 横 浜 市 告 示 第 98 号

物 品 会 計 事 務 の 一 部 の 物 品 出 納 員 へ の 委 任

会 計 管 理 者 を し て 、 横 浜 市 物 品 規 則 ( 令 和 6 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 27 号 ) 第 8 条 に 規 定 す る 物 品 出 納 員 に 、 当 該 局 の 所 管 に 属 す る 物 品 の 出 納 及 び 保 管 の 事 務 を 委 任 さ せ る 。

こ の 告 示 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

物 品 会 計 事 務 の 一 部 の 物 品 出 納 員 へ の 委 任 ( 平 成 19 年 3 月 横 浜 市 告 示 第 111 号 ) は 、 令 和 6 年 3 月 31 日 限 り 廃 止 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

## 横 浜 市 告 示 第 99 号

会 計 事 務 の 一 部 の 区 会 計 管 理 者 へ の 委 任

横 浜 市 会 計 規 則 ( 令 和 6 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 26 号 。 以 下 「 規 則 」 と い う 。 ) 第 8 条 の 規 定 に よ り 、 次 に 掲 げ る 事 務 を 区 会 計 管 理 者 ( 第 3 号 に 掲 げ る 事 務 に あ っ て は 当 該 農 政 事 務 所 の 所 在 す る 区 の 区 会 計 管 理 者 ) に 委 任 さ せ る 。 た だ し 、 規 則 第 27 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 会 計 管 理 者 は 、 特 に 必 要 で あ る と 認 め る と き は 、 直 接 収 納 す る こ と が で き る 。

- (1) 区役所において取り扱う現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (2) 福祉保健センターにおいて取り扱う収入金及び支出金の出納に関すること。
- (3) 農政事務所において取り扱う収入金及び支出金の出納に関すること。
- (4) 消防署において取り扱う収入金及び支出金の出納に関すること。
- (5) 第1号、第2号、第3号及び前号に掲げる事務に伴う支出負担行為の確認に関すること。

こ の 告 示 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

金 銭 会 計 事 務 等 の 一 部 の 区 会 計 管 理 者 へ の 委 任 ( 平 成 31 年 3 月 横 浜 市 告 示 第 171 号 ) は 、 令 和 6 年 3 月 31 日 限 り 廃 止 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第100号

会計事務の一部の審査出納員等への委任

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第171条第4項及び横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号。以下「規則」という。）第9条第2項の規定に基づき、会計管理者をして、支出負担行為の確認に関する会計事務を審査出納員に別表第1のとおり委任させるものとする。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第174条の44第4項及び規則第9条第3項の規定に基づき、区会計管理者をして、支出負担行為の確認に関する会計事務を区審査出納員に別表第2のとおり委任させるものとする。

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

金銭会計事務等の一部の審査出納員等への委任（平成19年3月横浜市告示第110号）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

1 別表第1

| 審査出納員                                | 委任事務   |
|--------------------------------------|--|
| 脱炭素・GREEN×EXPO推進局総務部経理課長             | 脱炭素・GREEN×EXPO推進局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務  |
| 政策経営局総務部総務課長                         | 政策経営局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務  |
| 総務局総務部総務課長（デジタル統括本部企画調整部企画調整課担当課長兼務） | 総務局及びデジタル統括本部における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務（総務局の他の審査出納員に委任されたものを除く。）                                       |
| 総務局総務部集約事務審査課長                       | 集約化事務に係る旅費（普通旅費に限る。）、需用費（1件1,000,000円未満の消耗品費に限る。）及び備品購入費（1件1,000,000円未満のものに限る。）の支出負担行為の確認に関する会計事務（合算払を含む。） |
| 財政局総務部総務課長                           | 財政局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務  |
| 国際局政策総務部政策総務課長                       | 国際局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務  |
| 市民局総務部総務課長                           | 市民局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務  |

|                           |   |
|---------------------------|---|
|                           | る 会 計 事 務   |
| にぎわいスポーツ文化局総務部総務課長        | にぎわいスポーツ文化局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務                             |
| 経済局政策調整部総務課長              | 経済局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務（経済局の他のものを除く。）                       |
| 経済局中央卸売市場本場運営調整課長         | 横浜市中央卸売市場及び横浜市中と畜場事務分掌規則第2条の規定による中央卸売市場における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務 |
| こども青少年局総務部総務課長            | こども青少年局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務（こども青少年局の他のものを除く。）               |
| こども青少年局青少年部青少年育成課長        | こども青少年局青少年部青少年育成課が所管する施設における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務                |
| こども青少年局こども福祉保健部こどもの権利擁護課長 | こども青少年局こども福祉保健部こどもの権利擁護課が所管する施設における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務         |
| こども青少年局こども福祉保健部中央児童相談所副所長 | 横浜市児童相談所条例第1条の規定による児童相談所（中央児童相談所を除く。）における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務   |
| 健康福祉局総務部総務課長              | 健康福祉局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務（健康福祉局の他のものを除く。）                   |
| 健康福祉局総務部環境施設課長            | 健康福祉局総務部環境施設課における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務                           |
| 健康福祉局生活福祉部生活支援課長          | 健康福祉局生活福祉部生活支援課における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務                         |
| 健康福祉局障害福祉保健部障             | 健康福祉局障害福祉保健部障   |

|                        |   |
|------------------------|---|
| 害施策推進課長                | 施策推進課における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務   |
| 健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課長   | 健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務                                   |
| 健康福祉局障害福祉保健部障害施設サービス課長 | 健康福祉局障害福祉保健部障害施設サービス課における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務                                 |
| 健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課長     | 健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務                                     |
| 医療局総務部総務課長             | 医療局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務（医療局の他の審査除く）<br>出納員に委任されたものを除く）                    |
| 医療局健康安全部生活衛生課長         | 医療局健康安全部生活衛生課における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務   |
| 医療局健康安全部食品衛生課長         | 医療局健康安全部食品衛生課並に食品衛生課が所管する食肉食品衛生検査所及び中央卸売市場食<br>品衛生検査所における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務 |
| 医療局衛生研究所管理課長           | 医療局衛生研究所における別表第3及び第4の支出負担行為の<br>確認に<br>関する会計事務  |
| みどり環境局総務部総務課長          | みどり環境局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務  |
| 下水道河川局総務部経理課長          | 下水道河川局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務  |
| 資源循環局総務部総務課長           | 資源循環局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務   |
| 建築局総務部総務課長             | 建築局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務   |
| 都市整備局総務部総務課長           | 都市整備局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務   |

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 道路局総務部総務課長                 | 道路局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務                                 |
| 港湾局総務部経理課長                 | 港湾局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務                                 |
| 消防局総務部総務課長                 | 消防局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務（消防局の他の審査を除く。出納員に委任されたものを除く。）    |
| 消防局消防訓練センター校務課長            | 消防局消防訓練センターにおける別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務                         |
| 消防局横浜ヘリポート航空科長             | 消防局横浜ヘリポートにおける別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務                          |
| 会計室会計管理課長                  | 会計室における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務                                 |
| 教育委員会事務局総務部総務課長            | 教育委員会事務局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務（教育委員会の他の審査出納員に委任されたものを除く。） |
| 教育委員会事務局教職員人事部教職員育成課長      | 教育委員会事務局教職員人事部教職員育成課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務                   |
| 教育委員会事務局教職員人事部教職員労務課長      | 教育委員会事務局教職員人事部教職員労務課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務                   |
| 教育委員会事務局施設部教育施設課長          | 教育委員会事務局施設部教育施設課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務                       |
| 教育委員会事務局学校教育企画部小中学校企画課長    | 教育委員会事務局学校教育企画部小中学校企画課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務                 |
| 教育委員会事務局学校教育企画部教育課程推進室長    | 教育委員会事務局学校教育企画部教育課程推進室が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務                 |
| 教育委員会事務局学校教育企画部学校支援・地域連携課長 | 教育委員会事務局学校教育企画部学校支援・地域連携課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務              |

|                                | 確 認 に 関 す る 会 計 事 務                                |
|--------------------------------|--|
| 教育委員会事務局学校教育企画部<br>高校教育課長      | 教育委員会事務局学校教育企画部<br>5の支出負担行為の<br>確認に関する会計事務         |
| 教育委員会事務局学校教育企画部<br>特別支援教育課長    | 教育委員会事務局学校教育企画部<br>特別支援教育の支出負担行為の<br>確認に関する会計事務    |
| 教育委員会事務局学校教育企画部<br>特別支援教育相談課長  | 教育委員会事務局学校教育企画部<br>特別支援教育の支出負担行為の<br>確認に関する会計事務    |
| 教育委員会事務局人権健康教育部<br>人権教育・児童生徒課長 | 教育委員会事務局人権健康教育部<br>人権教育・児童生徒の支出負担行為の<br>確認に関する会計事務 |
| 教育委員会事務局人権健康教育部<br>健康教育・食育課長   | 教育委員会事務局人権健康教育部<br>健康教育・食育の支出負担行為の<br>確認に関する会計事務   |
| 教育委員会事務局東部学校教育<br>教育事務所教育総務課長  | 教育委員会事務局東部学校教育<br>教育事務所教育の支出負担行為の<br>確認に関する会計事務    |
| 教育委員会事務局東部学校教育<br>教育事務所指導主事室長  | 教育委員会事務局東部学校教育<br>教育事務所指導主事の支出負担行為の<br>確認に関する会計事務  |
| 教育委員会事務局西部学校教育<br>教育事務所教育総務課長  | 教育委員会事務局西部学校教育<br>教育事務所教育の支出負担行為の<br>確認に関する会計事務    |
| 教育委員会事務局西部学校教育<br>教育事務所指導主事室長  | 教育委員会事務局西部学校教育<br>教育事務所指導主事の支出負担行為の<br>確認に関する会計事務  |
| 教育委員会事務局南部学校教育<br>教育事務所教育総務課長  | 教育委員会事務局南部学校教育<br>教育事務所教育の支出負担行為の<br>確認に関する会計事務    |
| 教育委員会事務局南部学校教育<br>教育事務所指導主事室長  | 教育委員会事務局南部学校教育<br>教育事務所指導主事の支出負担行為の<br>確認に関する会計事務  |
| 教育委員会事務局北部学校教育<br>教育事務所教育総務課長  | 教育委員会事務局北部学校教育<br>教育事務所教育の支出負担行為の<br>確認に関する会計事務    |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
|                               | 関する会計事務   |
| 教育委員会事務局北部学校教育<br>教育事務所指導主事室長 | 教育委員会事務局北部学校教育<br>事務所指導主事室が所管する別<br>表第5の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務 |
| 選挙管理委員会事務局選挙部<br>選挙課長         | 選挙管理委員会事務局における<br>別表第3及び第4の支出負担行<br>為の確認に関する会計事務              |
| 人事委員会事務局調査任用部<br>調査課長         | 人事委員会事務局における別表<br>第3及び第4の支出負担行為の<br>確認に関する会計事務                |
| 監査事務局監査部監査管理課<br>長            | 監査事務局における別表第3及<br>び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務                   |
| 議会局市会事務局総務課長                  | 議会局における別表第3及び第<br>4の支出負担行為の確認に関す<br>る会計事務                     |

2 別表第2

|                        |  |
|------------------------|--|
| 区審査出納員                 | 委任事務   |
| 鶴見区総務部総務課長             | 鶴見区における別表第3及び第<br>4の支出負担行為の確認に関す<br>る会計事務（鶴見区他の審査<br>出納員に委任されたものを除<br>く。）                          |
| 鶴見区福祉保健センター福祉<br>保健課長  | 鶴見区福祉保健センターにおけ<br>る別表第3及び第4の支出負担<br>行為の確認に関する会計事務（<br>ただし鶴見区福祉保健センタ<br>ー長の権限に係る再配当予算<br>の執行に限る。）   |
| 鶴見消防署総務・予防課長           | 鶴見消防署における別表第3及<br>び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務  |
| 神奈川区総務部総務課長            | 神奈川区における別表第3及び<br>第4の支出負担行為の確認に関<br>する会計事務（神奈川区他の<br>審査出納員に委任されたもの<br>を除く。）                        |
| 神奈川区福祉保健センター福<br>祉保健課長 | 神奈川区福祉保健センターにお<br>ける別表第3及び第4の支出負<br>担行為の確認に関する会計事務<br>（ただし神奈川区福祉保健セ<br>ンター長の権限に係る再配当<br>予算の執行に限る。） |
| 神奈川消防署総務・予防課長          | 神奈川消防署における別表第3<br>及び第4の支出負担行為の確認<br>に関する会計事務   |
| 西区総務部総務課長              | 西区における別表第3及び第4   |

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | の支出負担行為の確認に関する会計事務（西区の他の審査出納員に委任されたものを除く。）                                   |
| 西区福祉保健センター福祉保健課長  | 西区福祉保健センターにおける別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務（ただし西区福祉保健センター長の権限に係る再配当予算の執行に限る。）   |
| 西消防署総務・予防課長       | 西消防署における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務   |
| 中区総務部総務課長         | 中区における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務（中区の他の審査出納員に委任されたものを除く。）                     |
| 中区福祉保健センター福祉保健課長  | 中区福祉保健センターにおける別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務（ただし中区福祉保健センター長の権限に係る再配当予算の執行に限る。）   |
| 中消防署総務・予防課長       | 中消防署における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務   |
| 南区総務部総務課長         | 南区における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務（南区の他の審査出納員に委任されたものを除く。）                     |
| 南区福祉保健センター福祉保健課長  | 南区福祉保健センターにおける別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務（ただし南区福祉保健センター長の権限に係る再配当予算の執行に限る。）   |
| 南消防署総務・予防課長       | 南消防署における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務   |
| 港南区総務部総務課長        | 港南区における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務（港南区の他の審査出納員に委任されたものを除く。）                   |
| 港南区福祉保健センター福祉保健課長 | 港南区福祉保健センターにおける別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務（ただし港南区福祉保健センター長の権限に係る再配当予算の執行に限る。） |

|                         |  |
|-------------------------|--|
|                         | 行に限る。)   |
| 港南消防署総務・予防課長            | 港南消防署における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務  |
| 保土ヶ谷区総務部総務課長            | 保土ヶ谷区における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務（保土ヶ谷区のも<br>他の審査出納員に委任されたも<br>のを除く。）                  |
| 保土ヶ谷区福祉保健センター<br>福祉保健課長 | 保土ヶ谷区福祉保健センターにおける別表第3及び第4の支出負担行為の<br>確認に<br>関する会計事務（ただし保土ヶ谷区福祉保健センター長の権限に係る再配<br>当予算の執行に限る。） |
| 保土ヶ谷消防署総務・予防課長          | 保土ヶ谷消防署における別表第3及び第4の支出負担行為の<br>確認に<br>関する会計事務  |
| 旭区総務部総務課長               | 旭区における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に<br>関する<br>会計事務（旭区のも他の審査出納員に委任されたものを除く。）                            |
| 旭区福祉保健センター福祉保健課長        | 旭区福祉保健センターにおける別表第3及び第4の支出負担行為の<br>確認に<br>関する会計事務（ただし旭区福祉保健センター長の権限に係る再配<br>当予算の執行に限る。）       |
| 旭消防署総務・予防課長             | 旭消防署における別表第3及び第4の支出負担行為の<br>確認に<br>関する会計事務   |
| 磯子区総務部総務課長              | 磯子区における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に<br>関する<br>会計事務（磯子区のも他の審査出納員に委任されたものを除く。<br>。）                     |
| 磯子区福祉保健センター福祉保健課長       | 磯子区福祉保健センターにおける別表第3及び第4の支出負担行為の<br>確認に<br>関する会計事務（ただし磯子区福祉保健センター長の権限に係る再配<br>当予算の執行に限る。）     |
| 磯子消防署総務・予防課長            | 磯子消防署における別表第3及び第4の支出負担行為の<br>確認に<br>関する会計事務  |
| 金沢区総務部総務課長              | 金沢区における別表第3及び第4の支出負担行為の<br>確認に<br>関する会計事務（金沢区のも他の審査  |

|                   |   |
|-------------------|---|
|                   | 出納員に委任されたものを除く。<br>。)   |
| 金沢区福祉保健センター福祉保健課長 | 金沢区福祉保健センターにおける別表第3及び第4の支出負担行為の確認に關する会計事務（ただし金沢区福祉保健センターの権限に係る再配当予算の執行に限る。） |
| 金沢消防署総務・予防課長      | 金沢消防署における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に關する会計事務   |
| 港北区総務部総務課長        | 港北区における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に關する会計事務（港北区の他の審査出納員に委任されたものを除く。）                  |
| 港北区福祉保健センター福祉保健課長 | 港北区福祉保健センターにおける別表第3及び第4の支出負担行為の確認に關する会計事務（ただし港北区福祉保健センターの権限に係る再配当予算の執行に限る。） |
| 港北消防署総務・予防課長      | 港北消防署における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に關する会計事務   |
| 緑区総務部総務課長         | 緑区における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に關する会計事務（緑区の他の審査出納員に委任されたものを除く。）                    |
| 緑区福祉保健センター福祉保健課長  | 緑区福祉保健センターにおける別表第3及び第4の支出負担行為の確認に關する会計事務（ただし緑区福祉保健センターの権限に係る再配当予算の執行に限る。）   |
| 緑消防署総務・予防課長       | 緑消防署における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に關する会計事務  |
| 青葉区総務部総務課長        | 青葉区における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に關する会計事務（青葉区の他の審査出納員に委任されたものを除く。）                  |
| 青葉区福祉保健センター福祉保健課長 | 青葉区福祉保健センターにおける別表第3及び第4の支出負担行為の確認に關する会計事務（ただし青葉区福祉保健センターの権限に係る再配当予算の執行に限る。） |

|                       |  |
|-----------------------|--|
|                       | 行に限る。)   |
| 青葉消防署総務・予防課長          | 青葉消防署における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務  |
| 都筑区総務部総務課長            | 都筑区における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務（都筑区他の審査<br>出納員に委任されたものを除く<br>。）                            |
| 都筑区福祉保健センター福祉<br>保健課長 | 都筑区福祉保健センターにおけ<br>る別表第3及び第4の支出負担<br>行為の確認に関する会計事務（<br>ただし都筑区福祉保健センタ<br>ー長の権限に係る再配当予算<br>の執行に限る。） |
| 都筑消防署総務・予防課長          | 都筑消防署における別表第3及<br>び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務  |
| 泉区総務部総務課長             | 泉区における別表第3の範囲及<br>び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務（泉区他の審<br>査出納員に委任されたものを<br>除く。）                       |
| 泉区福祉保健センター福祉保<br>健課長  | 泉区福祉保健センターにおけ<br>る別表第3及び第4の支出負担<br>行為の確認に関する会計事務（<br>ただし泉区福祉保健センター<br>長の権限に係る再配当予算の<br>執行に限る。）   |
| 泉消防署総務・予防課長           | 泉消防署における別表第3及<br>び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務   |
| 栄区総務部総務課長             | 栄区における別表第3及び第4<br>の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務（栄区他の審<br>査出納員に委任されたものを<br>除く。）                          |
| 栄区福祉保健センター福祉保<br>健課長  | 栄区福祉保健センターにおけ<br>る別表第3及び第4の支出負担<br>行為の確認に関する会計事務（<br>ただし栄区福祉保健センター<br>長の権限に係る再配当予算の<br>執行に限る。）   |
| 栄消防署総務・予防課長           | 栄消防署における別表第3及<br>び第4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務   |
| 戸塚区総務部総務課長            | 戸塚区における別表第3及び第<br>4の支出負担行為の確認に<br>関する会計事務（戸塚区他の<br>審査  |

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | 出納員に委任されたものを除く。<br>。)  |
| 戸塚区福祉保健センター福祉保健課長 | 戸塚区福祉保健センターにおける別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務（ただし戸塚区福祉保健センター長の権限に係る再配当予算の執行に限る。） |
| 戸塚消防署総務・予防課長      | 戸塚消防署における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務  |
| 瀬谷区総務部総務課長        | 瀬谷区における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務（瀬谷区の他の審査出納員に委任されたものを除く。）                   |
| 瀬谷区福祉保健センター福祉保健課長 | 瀬谷区福祉保健センターにおける別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務（ただし瀬谷区福祉保健センター長の権限に係る再配当予算の執行に限る。） |
| 瀬谷消防署総務・予防課長      | 瀬谷消防署における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務  |

3 別表第3

| 種別   |          | 備考                             |   |
|------|----------|--------------------------------|---|
| 8 節  | 旅費       | 費用弁償（会計年度任用職員の旅費に限る。）          | ・合算払を含む。                                |
|      |          | 普通旅費                           | ・合算払を含む。<br>・集約化事務に係るものを除く。             |
|      |          | 特別旅費                           | ・合算払を含む。                                |
| 10 節 | 需要費      | 光熱水費                           | ・合算払を除く。                                |
|      |          | その他（食糧費を除く。）                   | ・1件 100,000 円未満<br>・合算払及び集約化事務に係るものを除く。 |
| 11 節 | 役務費      | 通信運搬費（電話）                      | ・合算払を除く。                                |
|      |          | その他                            | ・1件 100,000 円未満<br>・合算払を除く。             |
| 12 節 | 委託料      | ・1件 100,000 円未満<br>・合算払を除く。    |   |
| 13 節 | 使用料及び貸借料 | ・1件 100,000 円未満<br>・合算払を除く。    |   |
| 15 節 | 原材料費     | ・1件 100,000 円未満<br>・合算払を除く。    |   |
| 17 節 | 備品購入費    | ・1件 100,000 円未満<br>・合算払及び集約化事務 |   |

|  |            |
|--|------------|
|  | 務に係るものを除く。 |
|--|------------|

4 別表第4

|    |  |
|----|--|
| 種別 | 横浜市定期支出金支出事務の特例に関する規則（昭和59年6月横浜市規則第70号）第6条に規定する定期支出支出命令書 |
|----|--|

5 別表第5

|    |  |
|----|--|
| 種別 | 横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）第3条に規定する学校の管理、運営の経費の執行 |
|----|--|

（備考）

令第165条の8の規定による過年度支出並びに戻出命令書及び払出命令書に係る支出負担行為の確認は、節、金額にかかわらず、会計管理者又は区会計管理者が行う。

横 浜 市 告 示 第 101 号

会 計 事 務 の 一 部 の 現 金 出 納 員 等 及 び 現 金 分 任 出 納 員 等 へ  
の 委 任

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 。 以 下 「 法 」 と い う 。 ） 第 171 条 第 4 項 及 び 横 浜 市 会 計 規 則 （ 令 和 6 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 26 号 。 以 下 「 規 則 」 と い う 。 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 会 計 管 理 者 を し て 、 収 入 金 の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務 を 現 金 出 納 員 に 別 表 第 1 の と お り 委 任 さ せ 、 法 第 171 条 第 4 項 及 び 規 則 第 12 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 現 金 出 納 員 を し て 現 金 分 任 出 納 員 に 別 表 第 1 の 会 計 事 務 の 一 部 を 委 任 さ せ る も の と す る 。

地 方 自 治 法 施 行 令 （ 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 。 以 下 「 令 」 と い う 。 ） 第 174 条 の 44 第 4 項 及 び 規 則 第 11 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 、 区 会 計 管 理 者 を し て 、 収 入 金 の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務 を 区 現 金 出 納 員 に 別 表 第 2 の と お り 委 任 さ せ 、 令 第 174 条 の 44 第 4 項 及 び 規 則 第 12 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 、 区 現 金 出 納 員 を し て 区 現 金 分 任 出 納 員 に 別 表 第 2 の 会 計 事 務 の 一 部 を 委 任 さ せ る も の と す る 。

た だ し 、 規 則 第 27 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 会 計 管 理 者 は 、 特 に 必 要 である と 認 め る と き は 、 直 接 収 納 す る こ と が で き る 。

こ の 告 示 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

金 銭 会 計 事 務 の 一 部 の 現 金 出 納 員 等 及 び 現 金 分 任 出 納 員 等 へ の 委 任 （ 令 和 5 年 3 月 横 浜 市 告 示 第 145 号 ） は 、 令 和 6 年 3 月 31 日 限 り 廃 止 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 別 表 第 1

| 現 金 出 納 員               | 現 金 分 任 出 納 員                             | 委 任 す る 会 計 事 務  |
|-------------------------|---|--|
| 財 政 局 主 税 部 償 却 資 産 課 長 | 所 属 職 員 の う ち 現 金 出 納 員 か ら 委 任 を 受 け た 者 | ・ 横 浜 市 手 数 料 条 例 （ 平 成 12 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 32 号 ） 第 2 条 第 1 号 及 び 第 2 号 の 規 定 に よ る 税 関 係 諸 証 明 手 数 料 の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務                                    |
| 財 政 局 主 税 部 納 税 管 理 課 長 | 所 属 職 員 の う ち 現 金 出 納 員 か ら 委 任 を 受 け た 者 | ・ 市 外 に 所 在 地 の あ る 特 別 徴 収 義 務 者 が 納 入 す べ き 個 人 の 市 民 税 及 び 県 民 税 並 び に こ れ に 係 る 延 滞 金 納 付 手 数 料 、 滞 納 処 分 費 及 び 国 税 徴 収 法 （ 昭 和 34 年 法 律 第 147 号 ） 第 128 条 第 |

|                            |                               |  |
|----------------------------|-------------------------------|--|
|                            |                               | 1 項各号に掲げると金<br>銭並びに入湯に係る申告、処に<br>及び入らに申告、処に<br>れらに申告、処に<br>過少申告、処に<br>申金、処に<br>納金、処に<br>号納金、処に<br>納金、処に                      |
| 経済局市民経済労働部消費経済課<br>量検査所長   | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を<br>受けた者 | ・計量法（平成4年<br>法律第51号）による特<br>定検査手数料（省令規<br>定に所する検査手数料の<br>計数）<br>・計量法（平成4年<br>法律第51号）による特<br>定検査手数料（省令規<br>定に所する検査手数料の<br>計数） |
| こども青少年局保育・<br>教育認定課長       | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を<br>受けた者 | ・横浜市保育費用徴<br>収規則（昭和30年4<br>月横浜市第1条の規<br>定による保育費用計<br>事務）   |
| こども福祉保健部こ<br>どもの権利擁護課<br>長 | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を<br>受けた者 | ・横浜市児童福祉施<br>設入所者等に關する<br>規則（昭和31年11<br>月横浜市第100号）<br>第2条第1項の規<br>定による母子生活支<br>援施設に關する<br>費用計事務                              |
| 健康福祉局総務部<br>環境施設課長         | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を<br>受けた者 | ・横浜市墓地及納<br>骨堂に關する条<br>例（平成5年3月<br>第14号）第5条<br>第1項及び第11<br>条第3項の規<br>定による  |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   |   | 地 使 用 料 、 墓 地 管 理<br>料 及 び 墓 地 使 用 許 可<br>証 書 換 取 手 数 料 の 収 納<br>に 関 する 会 計 事 務   |
| 健 康 福 祉 局 総 務 部<br>環 境 施 設 課 久 保 山<br>斎 場 長 | 所 属 職 員 の う ち 現 金<br>出 納 員 か ら 委 任 を 受<br>け た 者 | ・ 横 浜 市 斎 場 条 例 ( 横 浜 市 条 例 第 3 条 第 5 項 第 3 項 使 用 料 並 び に 横 浜 市 手 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 32 号 ) 第 2 条 第 20 号 及 び 第 199 号 の 規 定 に よ る 墓 地 使 用 許 可 証 書 換 取 手 数 料 の 収 納 事 務 |
| 健 康 福 祉 局 総 務 部<br>環 境 施 設 課 南 部 斎<br>場 長   | 所 属 職 員 の う ち 現 金<br>出 納 員 か ら 委 任 を 受<br>け た 者 | ・ 横 浜 市 斎 場 条 例 ( 横 浜 市 条 例 第 3 条 第 5 項 第 3 項 使 用 料 並 び に 横 浜 市 手 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 32 号 ) 第 2 条 第 20 号 及 び 第 199 号 の 規 定 に よ る 墓 地 使 用 許 可 証 書 換 取 手 数 料 の 収 納 事 務 |
| 健 康 福 祉 局 総 務 部<br>環 境 施 設 課 北 部 斎<br>場 長   | 所 属 職 員 の う ち 現 金<br>出 納 員 か ら 委 任 を 受<br>け た 者 | ・ 横 浜 市 斎 場 条 例 ( 横 浜 市 条 例 第 3 条 第 5 項 第 3 項 使 用 料 並 び に 横 浜 市 手 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 32 号 ) 第 2 条 第 20 号 及 び 第 199 号 の 規 定 に よ る 墓 地 使 用 許 可 証 書 換 取 手 数 料 の 収 納 事 務 |
| 健 康 福 祉 局 総 務 部                             | 所 属 職 員 の う ち 現 金                               | ・ 横 浜 市 斎 場 条 例 (   |

|                           |                              |   |
|---------------------------|------------------------------|---|
| <p>環境施設課戸塚斎場長</p>         | <p>出納員から委任を受けた者</p>          | <p>昭和55年3月横浜市第3条第5項及び第7条第3項の規定による並びに横浜市平成12年第32号及び第199号の墓地使用手数料の換等に関する</p>  |
| <p>健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課長</p> | <p>所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者</p> | <p>・介護保険の給付に（係る不利益延滞金を含む。滞納及び収務（ただし、滞金を含む。）に該当するものを除く。）</p>   |
| <p>医療局健康安全部動物愛護センター長</p>  | <p>所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者</p> | <p>・横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）第2条第1項第47号、第48号、第49号及び第50号の規定による手数料の収納に関する<br/>・横浜市動物愛護センター条例（平成22年12月横浜市条例第44号）第7条第1項各号の収納に関する</p> |
| <p>医療局健康安全部食肉衛生検査所長</p>   | <p>所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者</p> | <p>・横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）第2条第33号の2、第39号、第40号、第42号</p>  |

|                                |                               |  |
|--------------------------------|-------------------------------|--|
|                                |                               | <p>、第43号、第45号、第46号及び第199号の規定による手数料の収納に関する会計事務</p> <p>・横浜市食肉衛生検査所条例（昭和36年11月横浜市条例第4号）第4号から第4号までの規定による手数料の収納に関する会計事務</p> |
| 医療局衛生研究所<br>管理課長               | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | <p>・医療局衛生研究所における収入金の収納に関する会計事務</p>   |
| みどり環境局公園<br>緑地部環境活動支<br>援センター長 | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | <p>・みどり環境局公園緑地部環境活動支援センターにおける収入金の収納に関する会計事務</p>  |
| みどり環境局農政<br>部農業振興課長            | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | <p>・野菜や花き等の市民等への販売による収入金の収納に関する会計事務</p>  |
| みどり環境局公園<br>緑地部北部公園緑<br>地事務所長  | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | <p>・横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第16条の規定による公園使用料の収納に関する会計事務</p>  |
| みどり環境局公園<br>緑地部南部公園緑<br>地事務所長  | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | <p>・横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第16条の規定による公園使用料の収納に関する会計事務</p>  |
| みどり環境局環境<br>保全部環境科学研<br>究所長    | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | <p>・みどり環境局環境保全部環境科学研究所における収入金の収納に関する会計事務</p>   |
| 資源循環局総務部<br>総務課長               | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | <p>・横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号）</p>  |

|                                |                               |  |
|--------------------------------|-------------------------------|--|
|                                |                               | 第44条の規定による<br>一般廃棄物の処理手<br>数料及び同条による<br>条の規定の処分に<br>廃棄物の処分の<br>費用の収納に<br>る会計事務   |
| 資源循環局家庭系<br>廃棄物対策部業務<br>課長     | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を<br>受けた者 | ・横浜市廃棄物等の<br>減量化、資源化及<br>適正処理等に<br>関係する（平成<br>27年9月）<br>横浜市条例第44<br>号による<br>第53条の規<br>定に<br>関係する<br>会計事務   |
| 資源循環局家庭系<br>廃棄物対策部街の<br>美化推進課長 | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を<br>受けた者 | ・横浜市空き缶等及<br>び吸殻等に関する<br>防止等に<br>関係する（平成<br>27年9月）<br>横浜市条例第30<br>号による<br>第46条の規<br>定に<br>関係する<br>会計事務   |
| 資源循環局適正処<br>理計画部鶴見工場<br>長      | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を<br>受けた者 | ・横浜市廃棄物等の<br>減量化、資源化及<br>適正処理等に<br>関係する（平成<br>27年9月）<br>横浜市条例第44<br>号による<br>第44条の規<br>定に<br>よる<br>一般廃棄物の処<br>理手<br>数料及び同条<br>による<br>条の規定の処<br>分に<br>廃棄物の処<br>分の<br>費用の収納に<br>る会計事務 |
| 資源循環局適正処<br>理計画部旭工場<br>長       | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を<br>受けた者 | ・横浜市廃棄物等の<br>減量化、資源化及<br>適正処理等に<br>関係する（平成<br>27年9月）<br>横浜市条例第44<br>号による<br>第44条の規<br>定に<br>よる<br>一般廃棄物の処<br>理手<br>数料及び同条<br>による<br>条の規定の処<br>分に<br>廃棄物の処<br>分の<br>費用の収納に<br>る会計事務 |

|                                    |  |  |
|------------------------------------|--|--|
| <p>資源循環局適正処<br/>理計画部金沢工場<br/>長</p> | <p>所属職員のうち現金<br/>出納員から委任を受<br/>けた者</p> | <p>・横浜市廃棄物等の<br/>減量化、資源化及び<br/>適正処理等に関する<br/>条例（平成4年9月<br/>横浜市条例第44号）<br/>第44条の規定による<br/>第一般廃棄物の処理手<br/>数料及び同条例第46<br/>条の規定による産業<br/>廃棄物の処分に関す<br/>る費用の収納に<br/>関する会計事務</p> |
| <p>資源循環局適正処<br/>理計画部都筑工場<br/>長</p> | <p>所属職員のうち現金<br/>出納員から委任を受<br/>けた者</p> | <p>・横浜市廃棄物等の<br/>減量化、資源化及び<br/>適正処理等に関する<br/>条例（平成4年9月<br/>横浜市条例第44号）<br/>第44条の規定による<br/>第一般廃棄物の処理手<br/>数料及び同条例第46<br/>条の規定による産業<br/>廃棄物の処分に関す<br/>る費用の収納に<br/>関する会計事務</p> |
| <p>建築局建築監察部<br/>違反对策課長</p>         | <p>所属職員のうち現金<br/>出納員から委任を受<br/>けた者</p> | <p>・行政代執行法（昭<br/>和23年法律第43号）<br/>の規定による代執行<br/>に要した費用並びに<br/>これに係る延滞金、<br/>滞納処分費及び国、<br/>徴収法（昭和34年法<br/>律第147号）第128<br/>条第1項各号に掲げ<br/>る金銭の収納に<br/>関する会計事務</p>              |
| <p>建築局建築指導部<br/>情報相談課長</p>         | <p>所属職員のうち現金<br/>出納員から委任を受<br/>けた者</p> | <p>・建築局建築指導部<br/>情報相談課における<br/>情報収入金の収納に<br/>関する会計事務</p>   |
| <p>建築局宅地審査部<br/>調整区域課長</p>         | <p>所属職員のうち現金<br/>出納員から委任を受<br/>けた者</p> | <p>・手数料支払機によ<br/>る手数料収納事務の<br/>特例に関する規則（<br/>令和元年12月横浜<br/>市規則第42号）第2<br/>条第1号の規定によ<br/>る手数料の収納に<br/>関する会計事務（た<br/>だし</p>  |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   |   | 、 建 築 局 建 築 指 導 部<br>情 報 相 談 課 に お け る<br>収 入 金 の 収 納 関 係<br>収 入 会 計 事 務 ( 除 く )  |
| 都 市 整 備 局 市 街 地<br>整 備 部 市 街 地 整 備<br>調 整 課 長         | 所 属 職 員 の う ち 現 金<br>出 納 員 か ら 委 任 を 受<br>け た 者 | ・ 土 地 区 画 整 理 法 ( 昭<br>和 29 年 法 律 第 119 号 )<br>第 110 条 及 び 第 102 条<br>に お い て の 規 定 に 準<br>じ る 第 110 条 の 規 定 に<br>よ る 清 算 金 及 び 仮 払<br>に 付 随 す る 徴 収 金 の<br>収 納 関 係 事 務   |
| 港 湾 局 総 務 部 経 理<br>課 長                                | 所 属 職 員 の う ち 現 金<br>出 納 員 か ら 委 任 を 受<br>け た 者 | ・ 港 湾 局 総 務 部 経 理 課<br>に お け る 収 入 金 の 収<br>納 関 係 事 務   |
| 港 湾 局 港 湾 管 理 部<br>港 湾 管 財 課 長                        | 所 属 職 員 の う ち 現 金<br>出 納 員 か ら 委 任 を 受<br>け た 者 | ・ 港 湾 局 港 湾 管 理 部<br>港 湾 管 財 課 に お け る<br>収 入 金 の 収 納 関 係 事<br>務  |
| 港 湾 局 港 湾 管 理 部<br>施 設 管 理 課 長                        | 所 属 職 員 の う ち 現 金<br>出 納 員 か ら 委 任 を 受<br>け た 者 | ・ 港 湾 局 港 湾 管 理 部<br>施 設 管 理 課 に お け る<br>収 入 金 の 収 納 関 係 事<br>務  |
| 消 防 局 消 防 訓 練 セ<br>ン タ ー 校 務 課 長                      | 所 属 職 員 の う ち 現 金<br>出 納 員 か ら 委 任 を 受<br>け た 者 | ・ 消 防 局 消 防 訓 練 セ<br>ン タ ー 校 務 課 に お け<br>る 収 入 金 の 収 納 関 係<br>事 務  |
| 教 育 委 員 会 事 務 局<br>人 権 健 康 教 育 部 健 康<br>教 育 ・ 食 育 課 長 | 所 属 職 員 の う ち 現 金<br>出 納 員 か ら 委 任 を 受<br>け た 者 | ・ 横 浜 市 学 校 給 食 費 例<br>の 管 理 関 係 事 務 ( 平 成<br>22 年 12 月 横 浜 市 条 例<br>第 45 号 ) 第 4 条 の 規 定<br>に よ る 学 校 立 管 理 費<br>給 食 費 及 び 横 浜 市 立<br>小 学 校 等 給 食 費 の 管 理<br>に 関 係 する 規 定 に よ<br>る 第 1 項 の 規 定 に よ<br>る 延 滞 損 害 金 の 収 納<br>関 係 事 務 |
| 教 育 委 員 会 事 務 局<br>中 央 図 書 館 調 査 資 料<br>課 長           | 所 属 職 員 の う ち 現 金<br>出 納 員 か ら 委 任 を 受<br>け た 者 | ・ 横 浜 市 立 図 書 館 条 例<br>( 昭 和 39 年 3 月 横 浜<br>市 条 例 第 49 号 ) 第 3<br>条 第 1 項 の 規 定 に 準<br>じ る 図 書 館 の 資 料 収<br>納 関 係 事 務  |

|                         |                                | する会計事務  |
|-------------------------|--------------------------------|---|
| 教育委員会事務局<br>中央図書館サービス課長 | 所属職員のうち現金を受<br>出納員から委任を<br>けた者 | ・横浜市立図書館条<br>例（昭和39年3月横<br>浜市条例第49号）第<br>3条第1項の規定に<br>よる図書館資料等に<br>写手数料の収納に<br>する会計事務 |
| 教育委員会事務局<br>鶴見図書館長      | 所属職員のうち現金を受<br>出納員から委任を<br>けた者 | ・横浜市立図書館条<br>例（昭和39年3月横<br>浜市条例第49号）第<br>3条第1項の規定に<br>よる図書館資料等に<br>写手数料の収納に<br>する会計事務 |
| 教育委員会事務局<br>神奈川図書館長     | 所属職員のうち現金を受<br>出納員から委任を<br>けた者 | ・横浜市立図書館条<br>例（昭和39年3月横<br>浜市条例第49号）第<br>3条第1項の規定に<br>よる図書館資料等に<br>写手数料の収納に<br>する会計事務 |
| 教育委員会事務局<br>中図書館長       | 所属職員のうち現金を受<br>出納員から委任を<br>けた者 | ・横浜市立図書館条<br>例（昭和39年3月横<br>浜市条例第49号）第<br>3条第1項の規定に<br>よる図書館資料等に<br>写手数料の収納に<br>する会計事務 |
| 教育委員会事務局<br>南図書館長       | 所属職員のうち現金を受<br>出納員から委任を<br>けた者 | ・横浜市立図書館条<br>例（昭和39年3月横<br>浜市条例第49号）第<br>3条第1項の規定に<br>よる図書館資料等に<br>写手数料の収納に<br>する会計事務 |
| 教育委員会事務局<br>港南図書館長      | 所属職員のうち現金を受<br>出納員から委任を<br>けた者 | ・横浜市立図書館条<br>例（昭和39年3月横<br>浜市条例第49号）第<br>3条第1項の規定に<br>よる図書館資料等に<br>写手数料の収納に<br>する会計事務 |
| 教育委員会事務局<br>保土ヶ谷図書館長    | 所属職員のうち現金を受<br>出納員から委任を<br>けた者 | ・横浜市立図書館条<br>例（昭和39年3月横<br>浜市条例第49号）第<br>3条第1項の規定に                                    |

|                    |                               |  |
|--------------------|-------------------------------|--|
|                    |                               | よる図書館資料等複<br>写手数料の収納に<br>する会計事務<br>関   |
| 教育委員会事務局<br>旭図書館長  | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | ・横浜市立図書館条<br>例（昭和39年3月横<br>浜市条例第49号）第<br>3条第1項の規定に<br>よる図書館資料等複<br>写手数料の収納に<br>する会計事務<br>関 |
| 教育委員会事務局<br>磯子図書館長 | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | ・横浜市立図書館条<br>例（昭和39年3月横<br>浜市条例第49号）第<br>3条第1項の規定に<br>よる図書館資料等複<br>写手数料の収納に<br>する会計事務<br>関 |
| 教育委員会事務局<br>金沢図書館長 | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | ・横浜市立図書館条<br>例（昭和39年3月横<br>浜市条例第49号）第<br>3条第1項の規定に<br>よる図書館資料等複<br>写手数料の収納に<br>する会計事務<br>関 |
| 教育委員会事務局<br>港北図書館長 | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | ・横浜市立図書館条<br>例（昭和39年3月横<br>浜市条例第49号）第<br>3条第1項の規定に<br>よる図書館資料等複<br>写手数料の収納に<br>する会計事務<br>関 |
| 教育委員会事務局<br>緑図書館長  | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | ・横浜市立図書館条<br>例（昭和39年3月横<br>浜市条例第49号）第<br>3条第1項の規定に<br>よる図書館資料等複<br>写手数料の収納に<br>する会計事務<br>関 |
| 教育委員会事務局<br>都筑図書館長 | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | ・横浜市立図書館条<br>例（昭和39年3月横<br>浜市条例第49号）第<br>3条第1項の規定に<br>よる図書館資料等複<br>写手数料の収納に<br>する会計事務<br>関 |
| 教育委員会事務局<br>戸塚図書館長 | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | ・横浜市立図書館条<br>例（昭和39年3月横  |

|                               |                               |  |
|-------------------------------|-------------------------------|--|
|                               | けた者                           | 浜市条例第49号)第3条第1項の規定に復写手数料の収納に<br>関する会計事務  |
| 教育委員会事務局<br>栄図書館長             | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | ・横浜市立図書館条<br>例(昭和39年3月横<br>浜市条例第49号)第<br>3条第1項の規定に復<br>写手数料の収納に<br>関する会計事務   |
| 教育委員会事務局<br>泉図書館長             | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | ・横浜市立図書館条<br>例(昭和39年3月横<br>浜市条例第49号)第<br>3条第1項の規定に復<br>写手数料の収納に<br>関する会計事務   |
| 教育委員会事務局<br>瀬谷図書館長            | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | ・横浜市立図書館条<br>例(昭和39年3月横<br>浜市条例第49号)第<br>3条第1項の規定に復<br>写手数料の収納に<br>関する会計事務   |
| 横浜市立東高等学<br>校長                | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | ・横浜市立学校の授<br>業料等に関する条例<br>(昭和26年12月横<br>浜市条例第77号)第3<br>条第1項、第2項、<br>第3項の規定による<br>高等学校授業料、入<br>学金及び入学選考手<br>数料の収納に<br>関する<br>会計事務 |
| 横浜市立横浜サイ<br>エンスフロンテ<br>ア高等学校長 | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | ・横浜市立学校の授<br>業料等に関する条例<br>(昭和26年12月横<br>浜市条例第77号)第3<br>条第1項、第2項、<br>第3項の規定による<br>高等学校授業料、入<br>学金及び入学選考手<br>数料の収納に<br>関する<br>会計事務 |
| 横浜市立みなと総                      | 所属職員のうち現金                     | ・横浜市立学校の授  |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>合 高 等 学 校 長</p>                           | <p>出 納 員 か ら 委 任 を 受<br/>け た 者</p>                       | <p>業 料 等 に 関 す る 条 例<br/>( 昭 和 26 年 12 月 横 浜 3<br/>市 条 第 1 項 、 第 2 項 、<br/>第 3 項 の 規 定 に よ る<br/>高 等 学 校 授 業 料 、 入<br/>学 金 及 び 入 学 選 考 手<br/>数 料 の 収 納 に 関 す<br/>会 計 事 務</p>                         |
| <p>横 浜 市 立 横 浜 商 業<br/>高 等 学 校 長</p>         | <p>所 属 職 員 の う ち 現 金<br/>出 納 員 か ら 委 任 を 受<br/>け た 者</p> | <p>・ 横 浜 市 立 学 校 の 授 例<br/>業 料 等 に 関 す る 条 例<br/>( 昭 和 26 年 12 月 横 浜 3<br/>市 条 第 1 項 、 第 2 項 、<br/>第 3 項 の 規 定 に よ る<br/>高 等 学 校 授 業 料 、 入<br/>学 金 及 び 入 学 選 考 手<br/>数 料 の 収 納 に 関 す<br/>会 計 事 務</p> |
| <p>横 浜 市 立 横 浜 商 業<br/>高 等 学 校 別 科 副 校 長</p> | <p>所 属 職 員 の う ち 現 金<br/>出 納 員 か ら 委 任 を 受<br/>け た 者</p> | <p>・ 横 浜 市 立 学 校 の 授 例<br/>業 料 等 に 関 す る 条 例<br/>( 昭 和 26 年 12 月 横 浜 3<br/>市 条 第 1 項 、 第 2 項 、<br/>第 3 項 の 規 定 に よ る<br/>高 等 学 校 授 業 料 、 入<br/>学 金 及 び 入 学 選 考 手<br/>数 料 の 収 納 に 関 す<br/>会 計 事 務</p> |
| <p>横 浜 市 立 横 浜 総 合<br/>高 等 学 校 長</p>         | <p>所 属 職 員 の う ち 現 金<br/>出 納 員 か ら 委 任 を 受<br/>け た 者</p> | <p>・ 横 浜 市 立 学 校 の 授 例<br/>業 料 等 に 関 す る 条 例<br/>( 昭 和 26 年 12 月 横 浜 3<br/>市 条 第 1 項 、 第 2 項 、<br/>第 3 項 の 規 定 に よ る<br/>高 等 学 校 授 業 料 、 入<br/>学 金 及 び 入 学 選 考 手<br/>数 料 の 収 納 に 関 す<br/>会 計 事 務</p> |
| <p>横 浜 市 立 南 高 等 学<br/>校 長</p>               | <p>所 属 職 員 の う ち 現 金<br/>出 納 員 か ら 委 任 を 受<br/>け た 者</p> | <p>・ 横 浜 市 立 学 校 の 授 例<br/>業 料 等 に 関 す る 条 例<br/>( 昭 和 26 年 12 月 横 浜 3<br/>市 条 第 1 項 、 第 2 項 、<br/>第 3 項 の 規 定 に よ る<br/>高 等 学 校 授 業 料 、 入<br/>学 金 及 び 入 学 選 考 手</p>                                 |

|                       |                               | 数 料 の 収 納 に 関 す る<br>会 計 事 務  |
|-----------------------|-------------------------------|---|
| 横浜市立桜丘高等学校長           | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | ・横浜市立学校の授<br>業料等に関する条例<br>(昭和26年12月横浜<br>市条例第77号)第3<br>条第1項、第2項、<br>第3項の規定による<br>高等学校の授業料、<br>入学金及び入学選<br>考料の収納に關す<br>る會計事務 |
| 横浜市立金沢高等学校長           | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | ・横浜市立学校の授<br>業料等に関する条例<br>(昭和26年12月横浜<br>市条例第77号)第3<br>条第1項、第2項、<br>第3項の規定による<br>高等学校の授業料、<br>入学金及び入学選<br>考料の収納に關す<br>る會計事務 |
| 横浜市立戸塚高等学校長           | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | ・横浜市立学校の授<br>業料等に関する条例<br>(昭和26年12月横浜<br>市条例第77号)第3<br>条第1項、第2項、<br>第3項の規定による<br>高等学校の授業料、<br>入学金及び入学選<br>考料の収納に關す<br>る會計事務 |
| 横浜市立戸塚高等<br>学校定時制校長代理 | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | ・横浜市立学校の授<br>業料等に関する条例<br>(昭和26年12月横浜<br>市条例第77号)第3<br>条第1項、第2項、<br>第3項の規定による<br>高等学校の授業料、<br>入学金及び入学選<br>考料の収納に關す<br>る會計事務 |
| 横浜市立盲特別支<br>援学校長      | 所属職員のうち現金<br>出納員から委任を受<br>けた者 | ・特別支援学校実習<br>収入(教育委員会に<br>係るものに限る。)に<br>關する會計事務   |

|                   |                       |   |
|-------------------|-----------------------|---|
| 横浜市立浦舟特別支援学校長     | 所属職員のうち現金受納員から委任を受けた者 | ・特別支援学校実習に収入（教育委員会に係るものに限る。）の収納に関する会計事務 |
| 横浜市立中村特別支援学校長     | 所属職員のうち現金受納員から委任を受けた者 | ・特別支援学校実習に収入（教育委員会に係るものに限る。）の収納に関する会計事務 |
| 横浜市立港南台ひの特別支援学校長  | 所属職員のうち現金受納員から委任を受けた者 | ・特別支援学校実習に収入（教育委員会に係るものに限る。）の収納に関する会計事務 |
| 横浜市立日野中央高等特別支援学校長 | 所属職員のうち現金受納員から委任を受けた者 | ・特別支援学校実習に収入（教育委員会に係るものに限る。）の収納に関する会計事務 |
| 横浜市立上菅田特別支援学校長    | 所属職員のうち現金受納員から委任を受けた者 | ・特別支援学校実習に収入（教育委員会に係るものに限る。）の収納に関する会計事務 |
| 横浜市立ろう特別支援学校長     | 所属職員のうち現金受納員から委任を受けた者 | ・特別支援学校実習に収入（教育委員会に係るものに限る。）の収納に関する会計事務 |
| 横浜市立左近山特別支援学校長    | 所属職員のうち現金受納員から委任を受けた者 | ・特別支援学校実習に収入（教育委員会に係るものに限る。）の収納に関する会計事務 |
| 横浜市立若葉台特別支援学校長    | 所属職員のうち現金受納員から委任を受けた者 | ・特別支援学校実習に収入（教育委員会に係るものに限る。）の収納に関する会計事務 |
| 横浜市立北綱島特別支援学校長    | 所属職員のうち現金受納員から委任を受けた者 | ・特別支援学校実習に収入（教育委員会に係るものに限る。）の収納に関する会計事務 |
| 横浜市立東俣野特別支援学校長    | 所属職員のうち現金受納員から委任を受けた者 | ・特別支援学校実習に収入（教育委員会に係るものに限る。）の収納に関する会計事務 |

|                  |                       |  |
|------------------|-----------------------|--|
|                  | けた者                   | 係るものに限る。)の収納に関する会計事務                   |
| 横浜市立本郷特別支援学校長    | 所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者 | ・特別支援学校実習収入(教育委員会に係るものに限る。)の収納に関する会計事務 |
| 横浜市立二つ橋高等特別支援学校長 | 所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者 | ・特別支援学校実習収入(教育委員会に係るものに限る。)の収納に関する会計事務 |

2 別表第2

| 区現金出納員            | 区現金分任出納員               | 委任する会計事務   |
|-------------------|------------------------|--|
| 鶴見区総務部総務課長        | 所属職員のうち区現金出納員から委任を受けた者 | ・道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条の規定による臨時運行の許可における自動車登録番号票の交付手数料の収納に関する会計事務<br>・鶴見区総務部総務課における諸証明の発行手数料の収納に関する会計事務 |
| 鶴見区総務部戸籍課長        | 所属職員のうち区現金出納員から委任を受けた者 | ・鶴見区総務部戸籍課における収入金の収納に関する会計事務   |
| 鶴見区総務部税務課長        | 所属職員のうち区現金出納員から委任を受けた者 | ・鶴見区総務部税務課における収入金の収納に関する会計事務   |
| 鶴見区総務部税務課担当課長     | 所属職員のうち区現金出納員から委任を受けた者 | ・鶴見区総務部税務課における収入金の収納に関する会計事務   |
| 鶴見区福祉保健センター福祉保健課長 | 所属職員のうち区現金出納員から委任を受けた者 | ・横浜市保健所及び福祉保健センター(平成13年9月横浜市条例第38号)の規定による収入並びに福祉保健センターにおける諸証明手数料の収納に関する会計事務                                |

|                   |                                | 計 事 務  |
|-------------------|--------------------------------|--|
| 鶴見区福祉保健センター生活衛生課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市手数料条例（平成12年3月横浜第2市条例第32号）から第35号まで、第47号から第50号の規定による手数料の収納に関する計事務</li> <li>・ 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年3月横浜第19条第1項第5号及び第6号の規定に関する手数料の収納に關する会計事務</li> <li>・ 福祉保健センター一保健衛生関係諸証明第1項第6号の規定に關する手数料の収納に關する計事務</li> </ul> |
| 横浜市芦穂崎保育園長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市芦穂崎保育園に關する収入金會計事務   |
| 横浜市潮田保育園長         | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市潮田保育園に關する収入金會計事務  |
| 横浜市鶴見保育園長         | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市鶴見保育園に關する収入金會計事務  |
| 横浜市馬場保育園長         | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市馬場保育園に關する収入金會計事務  |
| 鶴見区福祉保健センター保険年金課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険に係る保険料、一部負担金、不正に得る延滞金、滞納処分費の収納に關する計事務（ただし、国民健康保険の特例に關する給付金の不正に關する係る不正利得金）</li> </ul>  |



|                    | 受 け た 者                        | の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務   |
|--------------------|--------------------------------|---|
| 神奈川区総務部税務課長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 神奈川区総務部税金<br>課における収入金計<br>の収納に関する会計<br>事務   |
| 神奈川区総務部税務課担当課長     | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 神奈川区総務部税金<br>課における収入金計<br>の収納に関する会計<br>事務   |
| 神奈川区福祉保健センター福祉保健課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市保健所及び<br>福祉保健センター一<br>例（平成13年9月横<br>浜市条例第38号）の<br>規定による収入並び<br>に福祉保健センター<br>における諸証明手<br>料の収納に関する<br>会計事務   |
| 神奈川区福祉保健センター生活衛生課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市手数料条例<br>（平成12年3月横浜<br>市条例第32号）第2<br>条第21号から第35<br>号まで、第47号から<br>50号の規定による<br>料の収納に関する<br>会計事務<br>・ 横浜市動物の愛護<br>及び管理に関する条<br>例（平成18年3月横<br>浜市条例第17号）第<br>19条第1項第5号及<br>び第6号の規定によ<br>る手数料の収納に<br>関する会計事務<br>・ 福祉保健センター<br>保健衛生関係諸証<br>事務取扱要領第2条<br>第1項第6号の規<br>定による手数料の<br>収納に関する会計<br>事務 |
| 横浜市神大寺保育園長         | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市神大寺保<br>育園における収入<br>金の会計事務   |
| 横浜市西菅田保育園長         | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市西菅田保<br>育園における収入<br>金の会計事務   |

|   | 受 け た 者   | 収 納 に 関 す る 会 計 事 務  |
|---|---|--|
| 横 浜 市 松 見 保 育 園<br>長                      | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 横 浜 市 松 見 保 育 園<br>に お け る 収 入 金 の 収 務<br>に 関 す る 会 計 事 務  |
| 神 奈 川 区 福 祉 保 健<br>セ ン タ ー 保 険 年 金<br>課 長 | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 国 民 健 康 保 険 に 係 る 保<br>金 、 不 正 に 係 る 延 滞 金<br>こ れ 滞 納 利 得 金 の 収 納<br>、 滞 当 利 得 金 の 収 納 事 務<br>、 不 関 だ し 国 民 健 康 保 険<br>の 療 養 費 の 支 給 正 利 得<br>定 限 に 及 び 第 三 者 除 介 護<br>及 び 介 護 料 及 び 滞 納 金<br>含 む 利 得 金 の 収 納 事 務<br>に 係 る 延 滞 金 及 び 滞<br>納 及 び 償 還 限 期 高 齢 者<br>の 保 険 滞 費 関 連 諸 収 納<br>事 務<br>・ 後 係 係 処 納 ・ 諸 収 納<br>・ 介 護 保 険 に 係 る 諸<br>証 明 書 手 続 高 齢 者 諸<br>・ 後 係 係 処 納 ・ 諸 収 納<br>事 務 |

|                        |                                | 計 事 務   |
|------------------------|--------------------------------|---|
| 西区総務部総務課長              | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条の規定による臨時運行の許可における自動車登録料の番号票の交付に関する事務<br>・ 西区総務部総務課における諸証明の収納に<br>関する会計事務                 |
| 西区総務部戸籍課長              | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 西区総務部戸籍課における収入金の収納に関する会計事務  |
| 西区総務部税務課長              | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 西区総務部税務課における収入金の収納に関する会計事務  |
| 西区総務部税務課担当課長           | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 西区総務部税務課における収入金の収納に関する会計事務  |
| 西区福祉保健センター<br>一 福祉保健課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市保健所及び福祉保健センター（平成13年9月横例（平成13年9月横例）第38号）のびに福祉保健センターにおける諸証明の収納に関する料の事務   |
| 西区福祉保健センター<br>一 生活衛生課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市手数料条例（平成12年3月横浜第2号）第35号から第50号までの規定による手数料の事務<br>・ 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年3月横浜第19条第1項第5号）及び第6号の規定に<br>関する手数料の事務 |



|                      |                                |  |
|----------------------|--------------------------------|--|
|                      |                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険に係る諸</li> <li>・ 証明書の取納に</li> <li>・ 後期高齢者医療に</li> <li>・ 係る諸証明書の取納に</li> <li>・ 手数料に関する</li> </ul>     |
| 中区総務部総務課長            | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条の規定による臨時運行の許可登録料の取納に</li> <li>・ 中区総務部総務課における諸証明書の取納に</li> </ul>                |
| 中区総務部戸籍課長            | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中区総務部戸籍課における収入金の取納に</li> </ul>  |
| 中区総務部税務課長            | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中区総務部税務課における収入金の取納に</li> </ul>  |
| 中区総務部税務課担当課長         | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中区総務部税務課における収入金の取納に</li> </ul>  |
| 中区福祉保健センター<br>福祉保健課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市保健所及び福祉保健センター（平成13年9月横市条例第38号）の規定による収入並びに福祉保健センターの取納に</li> </ul>                                     |
| 中区福祉保健センター<br>生活衛生課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市手数料条例（平成12年3月横市条例第32号）第2条第21号から第35号まで、第47号から第50号の規定による手数料の取納に</li> <li>・ 横浜市動物の愛護及び管理に関する</li> </ul> |



|                      |                                |  |
|----------------------|--------------------------------|--|
|                      |                                | <p>付が償還給付に係る<br/>         もの。に限る。者（医療に<br/>         ・係る。保険料及び滞納の<br/>         係る延滞金を含む。）の事<br/>         処分納に關する會計事務<br/>         収務<br/>         ・国民健康保険に係<br/>         る諸証に關する手数料の事<br/>         務<br/>         ・介護保険に係る諸<br/>         証に關する會計事務の<br/>         事務<br/>         ・後期高齢者医療に<br/>         係る諸料の事務</p> |
| 南区総務部総務課<br>長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・道路運送車両法（<br/>         昭和26年法律第185<br/>         号）第34条の規定に<br/>         よる臨時運行の許可<br/>         における自動車の登<br/>         録料の事務<br/>         ・南区総務部総務課<br/>         における諸証明の発<br/>         行に関する事務</p>  |
| 南区総務部戸籍課<br>長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・南区総務部戸籍課<br/>         における収入金の事<br/>         務</p>   |
| 南区総務部税務課<br>長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・南区総務部税務課<br/>         における収入金の事<br/>         務</p>   |
| 南区総務部税務課<br>担当課長     | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・南区総務部税務課<br/>         における収入金の事<br/>         務</p>   |
| 南区福祉保健セン<br>ター福祉保健課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・横浜市保健所及び<br/>         福祉保健センター一<br/>         例（平成13年9月横<br/>         浜市条例第38号）の<br/>         規定による収入並<br/>         びに福祉保健セン<br/>         ターに關する諸証<br/>         明の事務</p>  |

|                      |                                | 計 事 務   |
|----------------------|--------------------------------|---|
| 南区福祉保健センター生活衛生課長     | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市手数料条例<br>（平成12年3月横浜<br>市条例第32号）第2<br>条第21号から第35号<br>まで、第47号から第<br>50号まで及び第199<br>号の規定による手<br>料の収納に關する<br>計事務<br>・ 横浜市動物の愛護<br>及び管理に關する条<br>例（平成18年3月横<br>浜市条例第17号）第<br>19条第1項第5号及<br>び第6号の規定に關<br>する手数料の収納に<br>關する計事務<br>・ 福祉保健センタ一<br>保健衛生關係諸証<br>事務取扱要領第2条<br>第1項第6号の規定<br>に關する手数料の収<br>納に關する計事務 |
| 横浜市井土ヶ谷保<br>育園長      | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市井土ヶ谷保<br>育園に關する収入<br>金の計事務   |
| 横浜市しろばら保<br>育園長      | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市しろばら保<br>育園に關する収入<br>金の計事務   |
| 横浜市永田保<br>育園長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市永田保<br>育園に關する収入<br>金の計事務   |
| 南区福祉保健センター<br>保険年金課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 国民健康保険に係<br>る保険料、一部負担<br>金、不正に及ぶ延滞<br>金、滞納処分費及び<br>不當利得金の収納に<br>關する計事務（た<br>だし、国民健康保<br>険の療養費の支給の<br>制限に係る不利益を<br>及ぼす者）の納入に<br>關する計事務   |



|                          |   |   |
|--------------------------|---|---|
| <p>港南区総務部税務課長</p>        | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・港南区総務部税務課における収入金の事務</p>   |
| <p>港南区総務部税務課担当課長</p>     | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・港南区総務部税務課における収入金の事務</p>   |
| <p>港南区福祉保健センター福祉保健課長</p> | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・横浜市保健所及び福祉保健センター（平成13年9月横市条例第38号）の並びに福祉保健センターの諸証明手数料の事務</p>   |
| <p>港南区福祉保健センター生活衛生課長</p> | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・横浜市手数料条例（平成12年3月横浜条例第32号）第2号から第21号及び第199号までの規定による事務<br/>・横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年3月横浜条例第17号）第5号及び第6号の規定による手数料の事務<br/>・福祉保健センター一保健衛生関係諸証明事務取扱要領第2号の事務<br/>・保健衛生関係諸証明事務取扱要領第6号の事務</p> |
| <p>横浜市大久保保育園長</p>        | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・横浜市大久保保育園における収入金の事務</p>   |
| <p>横浜市港南台第二保育園長</p>      | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・横浜市港南台第二保育園における収入金の事務</p>   |



|                             |                                | 計 事 務   |
|-----------------------------|--------------------------------|---|
| 保土ヶ谷区総務部<br>総務課長            | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条の規定による臨時運行の許可番号票の交付の事務<br>・ 保土ヶ谷区総務部総務課における諸証書の発行の事務<br>・ 保土ヶ谷区総務部総務課における諸証書の発行の事務     |
| 保土ヶ谷区総務部<br>戸籍課長            | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 保土ヶ谷区総務部戸籍課における収入金の収納に関する会計事務   |
| 保土ヶ谷区総務部<br>税務課長            | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 保土ヶ谷区総務部税務課における収入金の収納に関する会計事務   |
| 保土ヶ谷区総務部<br>税務課担当課長         | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 保土ヶ谷区総務部税務課における収入金の収納に関する会計事務   |
| 保土ヶ谷区福祉保<br>健センター福祉保<br>健課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市保健所及び福祉保健センター（平成13年9月13日）の並びに福祉保健センターの諸証明書の発行の事務   |
| 保土ヶ谷区福祉保<br>健センター生活衛<br>生課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市手数料条例（平成12年3月31日）第2号から第35号まで、第47号から第50号までの規定による手数料の収納に関する会計事務<br>・ 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年3月17日）第19条第1項第5号及 |



|                  |                                |  |
|------------------|--------------------------------|--|
|                  |                                | <p>係る保険料（これに納の事務<br/>係る延滞金を含む。会計<br/>処分費に關する<br/>・国民健康保険に係る諸<br/>・諸証に關する会計事務<br/>・介護保険に係る諸<br/>・証明書手続の高齢者医療に<br/>・後期高齢者証明に關する<br/>・係る諸事務</p> |
| 旭区総務部総務課長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条の臨時運行の許可登録手数料計<br/>・旭区総務部総務課における諸証明の収入金計事務</p>  |
| 旭区総務部戸籍課長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・旭区総務部戸籍課における収入金の事務</p>   |
| 旭区総務部税務課長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・旭区総務部税務課における収入金の事務</p>   |
| 旭区総務部税務課担当課長     | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・旭区総務部税務課における収入金の事務</p>   |
| 旭区福祉保健センター福祉保健課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・横浜市保健所及び福祉保健センター（平成13年9月横市条例第38号）の並びに福祉保健センターに關する諸証明に關する料の事務</p>   |
| 旭区福祉保健センター生活衛生課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・横浜市手数料条例（平成12年3月横</p>  |

|                                 |  |  |
|---------------------------------|--|--|
|                                 | 受 け た 者  | 市 条 例 第 32 号 ) 第 2 条 第 21 号 第 47 号 及 び 第 50 号 の 規 定 に 関 する 事 務<br>・ 横 浜 市 動 物 の 愛 護 及 び 管 理 に 関 する 条 例 ( 平 成 18 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 17 号 ) 第 5 項 第 1 号 の 規 定 に 関 する 手 数 料 の 収 納 事 務<br>・ 福 祉 保 健 セ ン タ ー 一 明 保 健 衛 生 関 係 諸 第 2 事 務 取 扱 要 領 第 6 号 の 規 定 第 1 項 第 6 号 手 数 料 の 収 納 事 務<br>に 関 する 手 数 料 の 収 納 事 務 |
| 横 浜 市 今 宿 保 育 園 長               | 所 属 職 員 の う ち 区 現 在 委 任 中 の 職 員 から 委 任 受 け た 者 | ・ 横 浜 市 今 宿 保 育 園 入 金 の 収 納 事 務 関 係  |
| 横 浜 市 柏 保 育 園 長                 | 所 属 職 員 の う ち 区 現 在 委 任 中 の 職 員 から 委 任 受 け た 者 | ・ 横 浜 市 柏 保 育 園 入 金 の 収 納 事 務 関 係  |
| 横 浜 市 左 近 山 保 育 園 長             | 所 属 職 員 の う ち 区 現 在 委 任 中 の 職 員 から 委 任 受 け た 者 | ・ 横 浜 市 左 近 山 保 育 園 入 金 の 収 納 事 務 関 係  |
| 横 浜 市 ひ か り が 丘 保 育 園 長         | 所 属 職 員 の う ち 区 現 在 委 任 中 の 職 員 から 委 任 受 け た 者 | ・ 横 浜 市 ひ か り が 丘 保 育 園 入 金 の 収 納 事 務 関 係  |
| 旭 区 福 祉 保 健 セ ン タ ー 保 険 年 金 課 長 | 所 属 職 員 の う ち 区 現 在 委 任 中 の 職 員 から 委 任 受 け た 者 | ・ 国 民 健 康 保 険 に 係 る 保 険 料 、 一 部 負 担 金 及 び こ れ 不 正 に 係 る 延 滞 金 に 関 する 滞 納 処 分 費 の 収 納 事 務 ( た だ し 、 国 民 健 康 保 険 の 療 養 費 の 支 給 不 正 利 得 金 除 いた り ず )  |



|                           |                                |  |
|---------------------------|--------------------------------|--|
| 磯子区総務部税務課長                | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 磯子区総務部税務<br>課における収入金の<br>収納に関する会計事<br>務  |
| 磯子区総務部税務課担当課長             | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 磯子区総務部税務<br>課における収入金の<br>収納に関する会計事<br>務  |
| 磯子区福祉保健セ<br>ンター福祉保健課<br>長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市保健所及び<br>福祉保健センターの<br>福例（平成13年9月<br>規市条例第38号）の<br>定にによる収入並び<br>に福祉保健康セン<br>における諸証明手<br>料の収納に関する<br>計事務  |
| 磯子区福祉保健セ<br>ンター生活衛生課<br>長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市手数料条例<br>（平成12年3月横<br>市条例第32号）第<br>条第21号から第35<br>号まで、第47号か<br>50号の規定制に<br>料の収納に関する<br>計事務<br>・ 横浜市動物愛護<br>及び管理に関する<br>例（平成18年3月<br>浜市条例第17号）<br>19条第1項第5号<br>び第6号の規定に<br>する手数料の収納<br>す会計事務<br>・ 福祉保健セン<br>保衛衛生関係諸<br>事務取扱要領第<br>第1項第6号の<br>に關する会計事<br>務 |
| 横浜市東滝頭保育<br>園長            | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市東滝頭保<br>園における収入金<br>収納に関する会計<br>事務  |
| 横浜市洋光台第二<br>保育園長          | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市洋光台第<br>二保育園における<br>保金の収納に関する<br>計事務  |



|                   |                                |  |
|-------------------|--------------------------------|--|
|                   |                                | <p>よる臨時運行の許可<br/>                 におけの自動車の登録<br/>                 の票の交付する回数計<br/>                 事務に<br/>                 ・金沢区総務部総務課の<br/>                 発行する手数料の事務<br/>                 に関する</p>   |
| 金沢区総務部戸籍課長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・金沢区総務部戸籍課<br/>                 収納に関する入金計<br/>                 事務</p>   |
| 金沢区総務部税務課長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・金沢区総務部税務課<br/>                 収納に関する入金計<br/>                 事務</p>   |
| 金沢区総務部税務課担当課長     | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・金沢区総務部税務課<br/>                 収納に関する入金計<br/>                 事務</p>   |
| 金沢区福祉保健センター福祉保健課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・横浜市保健所及びび<br/>                 福祉保健センターの横<br/>                 例（平成13年9月）の<br/>                 規定による収入並び<br/>                 に福祉保健センター<br/>                 における諸証明<br/>                 料の事務<br/>                 計</p>   |
| 金沢区福祉保健センター生活衛生課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・横浜市手数料条例<br/>                 （平成12年3月）第2<br/>                 条第21号から第35号<br/>                 まで、第47号から第<br/>                 50号の規定による<br/>                 料の事務<br/>                 計<br/>                 ・横浜市動物の愛護<br/>                 及び管理に関する条<br/>                 例（平成18年3月）<br/>                 第19条第1項第5号<br/>                 及び第6号の規定に<br/>                 する手数料の事務<br/>                 計<br/>                 ・福祉保健セ</p> |



|                   |                                |  |
|-------------------|--------------------------------|--|
|                   |                                | <p>収納に関する会計事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険に係る諸証明書手数料の収納</li> <li>・介護保険に係る諸証明書手数料の収納</li> <li>・後期高齢者医療に係る諸証明書等手数料の収納</li> </ul> |
| 港北区総務部総務課長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条の規定による臨時運行の許可登録料の収納</li> <li>・港北区総務部総務課における諸証明書の収納</li> </ul>                       |
| 港北区総務部戸籍課長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・港北区総務部戸籍課における収入金の収納</li> </ul>   |
| 港北区総務部税務課長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・港北区総務部税務課における収入金の収納</li> </ul>   |
| 港北区総務部税務課担当課長     | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・港北区総務部税務課における収入金の収納</li> </ul>   |
| 港北区福祉保健センター福祉保健課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市保健所及び福祉保健センター（平成13年9月横市条例第38号）の規定による福祉センターの諸証明書の収納</li> </ul>   |
| 港北区福祉保健センター生活衛生課  | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市手数料条例（平成12年3月横</li> </ul>   |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>長</p>                                 | <p>受 け た 者</p>   | <p>市 条 例 第 32 号 ) 第 2<br/>         条 第 21 号 か ら 第 35 号<br/>         ま で 第 47 号 か ら 第<br/>         50 号 の ま で 及 び 第 199<br/>         号 の 規 定 に よ る 手 数 会<br/>         料 の 収 納 に 関 す る 会<br/>         計 事 務<br/>         ・ 横 浜 市 動 物 の 愛 護<br/>         及 び 管 理 に 関 す る 条 横<br/>         例 ( 平 成 18 年 3 月 横<br/>         浜 市 条 例 第 17 号 ) 第 及<br/>         19 条 第 1 項 第 5 号 に よ<br/>         り 第 6 号 の 規 定 に 関<br/>         する 手 数 料 の 収 納 に 関<br/>         する 会 計 事 務<br/>         ・ 福 祉 保 健 セ ン タ 一<br/>         保 健 衛 生 関 係 諸 証 明 条<br/>         事 務 取 扱 要 領 第 2 条 定<br/>         第 1 項 第 6 号 の 規 定 収<br/>         に よ る 手 数 料 の 収 納<br/>         に 関 す る 会 計 事 務</p> |
| <p>横 浜 市 大 會 根 保 育 園 長</p>               | <p>所 属 職 員 の う ち 区 現<br/>         金 出 納 員 か ら 委 任 を<br/>         受 け た 者</p> | <p>・ 横 浜 市 大 會 根 保 育 の<br/>         園 に お け る 収 入 金 の 事<br/>         収 納 に 関 す る 会 計 事 務</p>   |
| <p>横 浜 市 菊 名 保 育 園 長</p>                 | <p>所 属 職 員 の う ち 区 現<br/>         金 出 納 員 か ら 委 任 を<br/>         受 け た 者</p> | <p>・ 横 浜 市 菊 名 保 育 園 の<br/>         収 入 金 の 事 務<br/>         収 納 に 関 す る 会 計 事 務</p>   |
| <p>横 浜 市 港 北 保 育 園 長</p>                 | <p>所 属 職 員 の う ち 区 現<br/>         金 出 納 員 か ら 委 任 を<br/>         受 け た 者</p> | <p>・ 横 浜 市 港 北 保 育 園 の<br/>         収 入 金 の 事 務<br/>         収 納 に 関 す る 会 計 事 務</p>   |
| <p>横 浜 市 太 尾 保 育 園 長</p>                 | <p>所 属 職 員 の う ち 区 現<br/>         金 出 納 員 か ら 委 任 を<br/>         受 け た 者</p> | <p>・ 横 浜 市 太 尾 保 育 園 の<br/>         収 入 金 の 事 務<br/>         収 納 に 関 す る 会 計 事 務</p>   |
| <p>横 浜 市 南 日 吉 保 育 園 長</p>               | <p>所 属 職 員 の う ち 区 現<br/>         金 出 納 員 か ら 委 任 を<br/>         受 け た 者</p> | <p>・ 横 浜 市 南 日 吉 保 育 の<br/>         園 に お け る 収 入 金 の 事<br/>         収 納 に 関 す る 会 計 事 務</p>   |
| <p>港 北 区 福 祉 保 健 セ ン タ ー 保 険 年 金 課 長</p> | <p>所 属 職 員 の う ち 区 現<br/>         金 出 納 員 か ら 委 任 を<br/>         受 け た 者</p> | <p>・ 国 民 健 康 保 険 に 係 る 保 険 料 、 一 部 負 担 金 及 び 金 、 不 正 利 得 金 延 滞 金 に 滞 納 処 分 費 の 収 納 に 不 当 利 得 金 の 事 務 ( た だ し 、 国 民 健 康 保 険 の 療 養 費 の 支 給 ) の 支 給</p>   |

|                       |   |  |
|-----------------------|---|--|
|                       |   | <p>限及びに<br/>く。・<br/>険（金<br/>含利<br/>る、<br/>に納<br/>及び<br/>い付<br/>も・<br/>係係<br/>処収<br/>務・<br/>国<br/>民<br/>証<br/>に<br/>関<br/>係<br/>る<br/>事<br/>務<br/>・<br/>介<br/>護<br/>保<br/>険<br/>に<br/>係<br/>る<br/>事<br/>務<br/>・<br/>後<br/>期<br/>諸<br/>証<br/>明<br/>書<br/>に<br/>関<br/>係<br/>る<br/>事<br/>務</p> |
| <p>緑区総務部総務課<br/>長</p> | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・道路運送車両法（<br/>昭和26年第34条の<br/>臨時的な運行の規<br/>定に可<br/>登録料<br/>計<br/>課<br/>・緑区総務部総務課<br/>に<br/>お<br/>け<br/>る<br/>諸<br/>証<br/>明<br/>書<br/>の<br/>収<br/>納<br/>に<br/>関<br/>係<br/>る<br/>事<br/>務</p>   |
| <p>緑区総務部戸籍課</p>       | <p>所属職員のうち区現</p>                        | <p>・緑区総務部戸籍課</p>   |

|                                    |   |  |
|------------------------------------|---|--|
| 長                                  | 金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者                      | に お け る 収 入 金 の 収 務<br>納 に 関 す る 会 計 事 務   |
| 緑 区 総 務 部 税 務 課<br>長               | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 緑 区 総 務 部 税 務 課<br>に お け る 収 入 金 の 収 務<br>納 に 関 す る 会 計 事 務  |
| 緑 区 総 務 部 税 務 課<br>担 当 課 長         | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 緑 区 総 務 部 税 務 課<br>に お け る 収 入 金 の 収 務<br>納 に 関 す る 会 計 事 務  |
| 緑 区 福 祉 保 健 セ ン<br>タ ー 福 祉 保 健 課 長 | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 横 浜 市 保 健 所 及 び<br>福 祉 保 健 セ ン タ ー 一 条 横<br>例 ( 平 成 13 年 9 月 横<br>浜 市 条 例 第 38 号 ) の び<br>規 定 に よ る 収 入 並 び<br>に 福 祉 保 健 セ ン タ ー 一<br>に お け る 諸 証 明 手 数 会<br>料 の 収 納 に 関 す る 会<br>計 事 務  |
| 緑 区 福 祉 保 健 セ ン<br>タ ー 生 活 衛 生 課 長 | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 横 浜 市 手 数 料 条 例<br>( 平 成 12 年 3 月 横 浜<br>市 条 例 第 32 号 ) 第 2<br>条 第 21 号 か ら 第 35 号<br>ま で 、 第 47 号 か ら 第<br>50 号 の 規 定 に よ る 手 数 会<br>料 の 収 納 に 関 す る 会<br>計 事 務<br>・ 横 浜 市 動 物 の 愛 護<br>及 び 管 理 に 関 す る 条 例<br>例 ( 平 成 18 年 3 月 横<br>浜 市 条 例 第 17 号 ) 第 5<br>条 第 1 項 第 5 号 及 び<br>第 6 号 の 規 定 に よ<br>る 手 数 料 の 収 納 に 関<br>す る 会 計 事 務<br>・ 福 祉 保 健 セ ン タ ー 一<br>保 健 衛 生 関 係 諸 証 明 条<br>事 務 取 扱 要 領 第 2 条<br>第 1 項 第 6 号 の 規 定<br>に よ る 手 数 料 の 収 納<br>に 関 す る 会 計 事 務 |
| 横 浜 市 鴨 居 保 育 園<br>長               | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 横 浜 市 鴨 居 保 育 園<br>に お け る 収 入 金 の 収 務<br>納 に 関 す る 会 計 事 務  |
| 横 浜 市 十 日 市 場 保<br>育 園 長           | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 横 浜 市 十 日 市 場 保<br>育 園 に お け る 収 入 金 計<br>の 収 納 に 関 す る 会 計<br>事 務   |
| 横 浜 市 長 津 田 保 育                    | 所 属 職 員 の う ち 区 現                                 | ・ 横 浜 市 長 津 田 保 育  |



|                          |   |   |
|--------------------------|---|---|
| <p>青葉区総務部総務課長</p>        | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条の規定による臨時運行の許可に<br/>おける自動車登録料<br/>番号の交付手数料計<br/>事務の収入に<br/>関する<br/>青葉区総務部総務課<br/>における諸証明の<br/>収入に<br/>関する<br/>会計事務</p>  |
| <p>青葉区総務部戸籍課長</p>        | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・青葉区総務部戸籍<br/>課における収入の<br/>収入に<br/>関する<br/>会計<br/>事務</p>   |
| <p>青葉区総務部税務課長</p>        | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・青葉区総務部税務<br/>課における収入の<br/>収入に<br/>関する<br/>会計<br/>事務</p>   |
| <p>青葉区総務部税務課担当課長</p>     | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・青葉区総務部税務<br/>課における収入の<br/>収入に<br/>関する<br/>会計<br/>事務</p>   |
| <p>青葉区福祉保健センター福祉保健課長</p> | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・横浜市保健所及び<br/>福祉保健センター一<br/>条（平成13年9月横<br/>浜市条例第38号）の<br/>規定による収入並<br/>に福祉保健セ<br/>ンター一<br/>における諸証明<br/>料の収入に<br/>関する<br/>事務</p>  |
| <p>青葉区福祉保健センター生活衛生課長</p> | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・横浜市手数料条例<br/>（平成12年3月横<br/>浜市条例第32号）第<br/>21号から第35号<br/>まで、第47号から<br/>第50号まで及び第<br/>199号の規定によ<br/>る収入に<br/>関する<br/>事務<br/>・横浜市動物の愛<br/>護及び管理に<br/>関する<br/>（平成18年3月横<br/>浜市条例第17号）<br/>第19条第5号及<br/>び第6号の規定に</p> |

|                           |                                |   |
|---------------------------|--------------------------------|---|
|                           |                                | る手数料の収納に關<br>す会計事務セ ン タ 一<br>・福祉保健 係 諸 証 明<br>保健衛生 取 扱 要 領 第 2<br>事務第1項 第 6 号 の 規 定<br>に よ る 手 数 料 の 収 納<br>に 関 する 会 計 事 務  |
| 横浜市美しが丘保<br>育園長           | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・横浜市美しが丘保<br>育園における収入会<br>計事務   |
| 横浜市荏田保育園<br>長             | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・横浜市荏田保育園<br>における収入会計事<br>務   |
| 横浜市すすき野保<br>育園長           | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・横浜市すすき野保<br>育園における収入会<br>計事務   |
| 横浜市奈良保育園<br>長             | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・横浜市奈良保育園<br>における収入会計事<br>務   |
| 青葉区福祉保健セ<br>ンター保険年金課<br>長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・国民健康保険に係<br>る保険料、一部負担<br>金、不正に処分され<br>、滞りなく納付され<br>、不当利得の発生に<br>関せず、国民健康保<br>険の療養費の支給に<br>制限及び第三者納付<br>金（）<br>・介護及び滞りなく<br>（金含む）の滞りなく<br>利得金の滞りなく<br>、係る延滞金を含<br>に納付し、滞りなく<br>及び滞りなく納付<br>は、 |

|                   |                                |   |
|-------------------|--------------------------------|---|
|                   |                                | <p>付が償還給付に係る<br/>ものに限り給付に係<br/>・後期高齢者医療に<br/>係る保険料（ここれに<br/>係る延滞金を含む滞納<br/>処分に費を関する会計<br/>事務<br/>・国民健康保険に係<br/>る諸証明書手数料の事<br/>務<br/>・介護保険に係る諸<br/>証明書手数料の事務<br/>・後期高齢者医療に係<br/>る諸証明書手数料の事<br/>務</p> |
| 都筑区総務部総務課長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・道路運送車両法（昭<br/>和26年法律第185号）<br/>よる臨時運行の許可<br/>における自動車の登録<br/>番号の交付に關する会<br/>計事務<br/>・都筑区総務部総務課<br/>における諸証明書の収<br/>納に關する会計事務</p>  |
| 都筑区総務部戸籍課長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・都筑区総務部戸籍課<br/>における収入金の会計<br/>事務</p>   |
| 都筑区総務部税務課長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・都筑区総務部税務課<br/>における収入金の会計<br/>事務</p>   |
| 都筑区総務部税務課担当課長     | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・都筑区総務部税務課<br/>における収入金の会計<br/>事務</p>   |
| 都筑区福祉保健センター福祉保健課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <p>・横浜市保健所及び<br/>福祉保健センター一<br/>例（平成13年9月横<br/>浜市条例第38号）の<br/>規定による収入並び</p>  |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   |   | に 福 祉 保 健 セ ン タ ー<br>に お け る 諸 証 明 手 数 会<br>料 の 収 納 に 関 手 数 会<br>計 事 務  |
| 都 筑 区 福 祉 保 健 セ<br>ン タ ー 生 活 衛 生 課<br>長 | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 横 浜 市 手 数 料 条 例<br>( 平 成 12 年 3 月 横 浜<br>市 条 例 第 32 号 ) 第 2<br>条 第 21 号 か ら 第 35 号<br>ま で 、 第 47 号 か ら 第<br>50 号 の 規 定 に よ る 手<br>料 の 収 納 に 関 手 数 会<br>計 事 務<br>・ 横 浜 市 動 物 の 愛 護<br>及 び 管 理 に 関 手 数 会<br>例 ( 平 成 18 年 3 月 横<br>浜 市 条 例 第 17 号 ) 第 5<br>条 第 1 項 の 規 定 に 関<br>び る 手 数 料 の 収 納 に<br>第 6 号 の 規 定 に 関 手<br>事 務 取 扱 要 領 第 2 条<br>第 1 項 第 6 号 の 規 定<br>に 関 手 数 料 の 収 納<br>に 関 手 数 会 計 事 務 |
| 横 浜 市 大 熊 保 育 園<br>長                    | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 横 浜 市 大 熊 保 育 園<br>に お け る 収 入 会 計 事<br>務   |
| 横 浜 市 茅 ヶ 崎 南 保<br>育 園 長                | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 横 浜 市 茅 ヶ 崎 南 保<br>育 園 に お け る 収 入 会<br>計 事 務   |
| 横 浜 市 中 川 西 保 育<br>園 長                  | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 横 浜 市 中 川 西 保 育<br>園 に お け る 収 入 会 計<br>事 務   |
| 横 浜 市 み どり 保 育<br>園 長                   | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 横 浜 市 み どり 保 育<br>園 に お け る 収 入 会 計<br>事 務  |
| 都 筑 区 福 祉 保 健 セ<br>ン タ ー 保 険 年 金 課<br>長 | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 国 民 健 康 保 険 に 係<br>る 保 料 、 一 部 負 担 び<br>こ れ 不 正 に 得 る 金 及<br>、 滞 納 に 係 る 延 滞 金<br>不 当 利 得 金 の 収 納   |



|                                    |   |   |
|------------------------------------|---|---|
|                                    |   | に お け る 諸 証 明 の 発<br>行 手 数 料 の 収 納 に 関<br>す る 会 計 事 務   |
| 泉 区 総 務 部 戸 籍 課<br>長               | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 泉 区 総 務 部 戸 籍 課<br>に お け る 収 入 金 の 収<br>納 に 関 す る 会 計 事 務   |
| 泉 区 総 務 部 税 務 課<br>長               | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 泉 区 総 務 部 税 務 課<br>に お け る 収 入 金 の 収<br>納 に 関 す る 会 計 事 務   |
| 泉 区 総 務 部 税 務 課<br>担 当 課 長         | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 泉 区 総 務 部 税 務 課<br>に お け る 収 入 金 の 収<br>納 に 関 す る 会 計 事 務   |
| 泉 区 福 祉 保 健 セ ン<br>タ ー 福 祉 保 健 課 長 | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 横 浜 市 保 健 所 及 び<br>福 祉 保 健 セ ン タ ー 一 条 横<br>例 ( 平 成 13 年 9 月 横<br>浜 市 条 例 第 38 号 ) の 並 び<br>規 定 に よ る 収 入 セ ン タ ー<br>に 福 祉 保 健 諸 証 明 手 数<br>に お け る 収 納 に 関 す る 会<br>計 事 務  |
| 泉 区 福 祉 保 健 セ ン<br>タ ー 生 活 衛 生 課 長 | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 横 浜 市 手 数 料 条 例<br>( 平 成 12 年 3 月 横 浜<br>市 条 例 第 32 号 ) 第 2<br>条 第 21 号 か ら 第 35 号<br>ま で 第 47 号 か ら 第<br>50 号 の 規 定 に よ る 手<br>料 の 収 納 に 関 す る 会<br>計 事 務<br>・ 横 浜 市 動 物 の 愛 護<br>及 び 管 理 に 関 す る 条 例<br>例 ( 平 成 18 年 3 月 横<br>浜 市 条 例 第 17 号 ) 第<br>19 条 第 1 項 第 5 号 及<br>び 第 6 号 の 規 定 に よ<br>る 手 数 料 の 収 納 に 関<br>す る 会 計 事 務<br>・ 福 祉 保 健 セ ン タ ー<br>保 健 衛 生 関 係 諸 証 明<br>事 務 取 扱 要 領 第 2 条<br>第 1 項 第 6 号 の 規 定<br>に よ る 手 数 料 の 収 納<br>に 関 す る 会 計 事 務 |
| 横 浜 市 和 泉 保 育 園<br>長               | 所 属 職 員 の う ち 区 現<br>金 出 納 員 か ら 委 任 を<br>受 け た 者 | ・ 横 浜 市 和 泉 保 育 園<br>に お け る 収 入 金 の 収<br>納 に 関 す る 会 計 事 務   |
| 横 浜 市 北 上 飯 田 保                    | 所 属 職 員 の う ち 区 現                                 | ・ 横 浜 市 北 上 飯 田 保   |



|                              |   |   |
|------------------------------|---|---|
| <p>栄区総務部総務課長</p>             | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条の規定による臨時運行の許可番号票の交付の事務<br/>・栄区総務部総務課における諸証明の収納に<br/>関する会計事務</p>  |
| <p>栄区総務部戸籍課長</p>             | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・栄区総務部戸籍課に<br/>おける収入金の事務<br/>に<br/>関する会計事務</p>   |
| <p>栄区総務部税務課長</p>             | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・栄区総務部税務課に<br/>おける収入金の事務<br/>に<br/>関する会計事務</p>   |
| <p>栄区総務部税務課<br/>担当課長</p>     | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・栄区総務部税務課に<br/>おける収入金の事務<br/>に<br/>関する会計事務</p>   |
| <p>栄区福祉保健セン<br/>ター福祉保健課長</p> | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・横浜市保健所及び<br/>福祉保健センター一<br/>条横<br/>浜市条例第38号）の<br/>規定による収入並<br/>びに<br/>福祉保健センター<br/>に<br/>おける諸証明手<br/>数<br/>料の<br/>収納に<br/>関<br/>する<br/>事務</p>  |
| <p>栄区福祉保健セン<br/>ター生活衛生課長</p> | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・横浜市手数料条例<br/>（平成12年3月横<br/>浜市条例第32号）<br/>第2<br/>条第21号から第35<br/>号<br/>まで、第47号から<br/>第<br/>50号までの規定に<br/>よ<br/>る<br/>手<br/>数<br/>料<br/>の<br/>収<br/>納<br/>に<br/>関<br/>する<br/>事<br/>務<br/>計<br/>事<br/>務<br/>・横浜市動物の愛<br/>護<br/>及<br/>び<br/>管<br/>理<br/>に<br/>関<br/>する<br/>護<br/>条<br/>例<br/>（平成18年3月横<br/>浜市条例第17号）<br/>第<br/>5<br/>号<br/>及<br/>び<br/>第<br/>6<br/>号<br/>の<br/>規<br/>定<br/>に<br/>よ<br/>る<br/>手<br/>数<br/>料<br/>の<br/>収<br/>納<br/>に<br/>関<br/>する<br/>事<br/>務<br/>計<br/>事<br/>務<br/>・福祉保健セン<br/>ター</p> |



|                   |                                |   |
|-------------------|--------------------------------|---|
|                   |                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険に係る諸証書手数の事務</li> <li>・介護保険に係る諸証明書の事務</li> <li>・後期高齢者医療に係る諸証明書の事務</li> </ul> |
| 戸塚区総務部総務課長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条の規程によるおけの番号の事務</li> <li>・戸塚区総務部総務課における諸証明書の事務</li> </ul> |
| 戸塚区総務部戸籍課長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸塚区総務部戸籍課における収入金の事務</li> </ul>  |
| 戸塚区総務部税務課長        | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸塚区総務部税務課における収入金の事務</li> </ul>  |
| 戸塚区総務部税務課担当課長     | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸塚区総務部税務課における収入金の事務</li> </ul>  |
| 戸塚区福祉保健センター福祉保健課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市保健所及び福祉保健センター（平成13年9月38号）の並びに福祉保健センターにおける諸証明書の事務</li> </ul>                    |
| 戸塚区福祉保健センター生活衛生課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市手数料条例（平成12年3月32号）第21条第21号から第35号</li> </ul>                                     |





|                   |                                | 務   |
|-------------------|--------------------------------|---|
| 瀬谷区福祉保健センター福祉保健課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市保健所及び<br>福祉保健センター<br>（平成13年9月横<br>浜市条例第38号）の<br>規定による収入並<br>に福祉保健康セン<br>タにおける諸証明<br>料の収納に<br>計事務   |
| 瀬谷区福祉保健センター生活衛生課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市手数料条例<br>（平成12年3月横<br>浜市条例第32号）第<br>21号から第35号第<br>50号まで、第47号<br>の規<br>定に<br>よる<br>手<br>数<br>料<br>の<br>収<br>納<br>に<br>関<br>す<br>る<br>会<br>計<br>事<br>務<br>・ 横浜市動物の愛護<br>及び管理に関する条<br>例（平成18年3月<br>浜市条例第17号）第<br>19条第1項第5号及<br>び第6号の規定に<br>よる手数料の収納に<br>関する会計事務<br>・ 福祉保健センター一<br>保健衛生関係諸証<br>事務取扱要領第2条<br>第1項第6号の規<br>定による手数料の<br>収納に<br>関する<br>会<br>計<br>事<br>務 |
| 横浜市瀬谷第二保<br>育園長   | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市瀬谷第二保<br>育園における収入<br>の収納に関する<br>会<br>計<br>事<br>務   |
| 横浜市中屋敷保<br>育園長    | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市中屋敷保<br>育園における収入<br>の収納に関する<br>会<br>計<br>事<br>務  |
| 横浜市二ツ橋保<br>育園長    | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 横浜市二ツ橋保<br>育園における収入<br>の収納に関する<br>会<br>計<br>事<br>務  |
| 瀬谷区福祉保健センター保険年金課長 | 所属職員のうち区現<br>金出納員から委任を<br>受けた者 | ・ 国民健康保険に<br>係る保険料、一部<br>金、不正利得金及<br>び  |

|                                   |   |  |
|-----------------------------------|---|--|
|                                   |   | <p>こ、不関だの定限及びにく。・険（金含利る、に納及びい付も・係係処収務・る収務・証に・係料計</p> <p>れ滞当すし療療にび第。・介料こ及む得会不係処及びの後る係係処収務・る収務・証に・係料計</p> <p>ら納利る、養養係不三）護及びれび。金計正る分は償に期保延費に国民健明書手る高証納</p> <p>に処得会国給の費る当者）保びら滞の事利延費当、還限高険滞を関険手る高証納</p> <p>係分金計民給の不正利納）に正係処びに事務得滞を利当給る齡料金含す険手る高証納</p> <p>る費の事務健付支正得付）に係る分にに金含得該付。者（及びむ。会係の事務医等す</p> <p>延並収務康又給利金）係る分にに金含得該付。者（及びむ。会係の事務医等す</p> <p>滞び納（保はの得並を）る得延費不関すしれ滞）に係るにに納の事務</p> <p>金にた険特制金び除）保金滞を当すしれ滞）に係るにに納の事務</p> |
| <p>みどり環境局農政<br/>部北農政事務所<br/>長</p> | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を<br/>受けた者</p> | <p>・みどり環境局農政<br/>部北農政事務所<br/>における収入金計<br/>に關する事務</p>   |
| <p>みどり環境局農政<br/>部南農政事務所</p>       | <p>所属職員のうち区現<br/>金出納員から委任を</p>          | <p>・みどり環境局農政<br/>部南農政事務所</p>   |

|   |      |                       |
|---|------|-----------------------|
| 長 | 受けた者 | おける収入金の収納<br>に関する会計事務 |
|---|------|-----------------------|

## 達

## 達 第 13 号

庁 中 一 般

横 浜 市 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 する 規 程 を 次  
の よう に 定 め る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 する  
規 程

横 浜 市 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 する 規 程 （ 令  
和 5 年 3 月 達 第 6 号 ） の 全 部 を 改 正 す る 。

（ 趣 旨 ）

第 1 条 この 規 程 は、 地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 22 条  
の 4 第 1 項 又 は 第 22 条 の 5 第 1 項 の 規 定 に よ り 採 用 さ れ た 職 員 （  
地 方 公 務 員 の 育 児 休 業 等 に 関 する 法 律 （ 平 成 3 年 法 律 第 110 号 ）  
第 18 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 採 用 さ れ た 短 時 間 勤 務 職 員 を 除 く。 以  
下 「 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 」 と い う 。 ） の 勤 務 時 間 に つ い  
て 必 要 な 事 項 を 定 め る も の と す る 。

（ 勤 務 時 間 等 ）

第 2 条 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 の 適 用 を 受 け る 職 員 の 範 囲 並  
び に 勤 務 別、 勤 務 時 間、 休 憩 時 間、 横 浜 市 一 般 職 職 員 の 勤 務 時 間  
に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 （ 平 成 19 年 2 月 横 浜 市 条 例 第  
4 号 ） 附 則 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 休 息 時 間 （ 以 下 「 休 息 時 間 」 と  
い う 。 ） 及 び 勤 務 を 要 し な い 日 は、 別 表 の と お り と す る 。

2 勤 務 別、 休 憩 時 間 及 び 休 息 時 間 の 割 振 り は、 別 表 に 定 め る そ れ  
ぞ れ の 勤 務 場 所 の 長 が 定 め る 。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

1 この 達 は、 令 和 6 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

（ 暫 定 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 に つ い て の 横 浜 市 定 年 前 再 任 用 短 時  
間 勤 務 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 する 規 程 の 適 用 に 関 する 経 過 措 置 ）

2 暫 定 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 （ 地 方 公 務 員 法 の 一 部 を 改 正 す る 法  
律 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 する 条 例 （ 令 和 4 年 9 月 横 浜  
市 条 例 第 26 号 ） 附 則 第 13 項、 第 14 項、 第 16 項 又 は 第 17 項 の 規 定 に  
よ り 採 用 さ れ た 職 員 を い う 。 ） は、 第 1 条 に 規 定 す る 定 年 前 再 任  
用 短 時 間 勤 務 職 員 と み な し て、 この 達 の 規 定 を 適 用 す る 。

別 表 （ 第 2 条 第 1 項 ）

| 勤務場所                            |  | 職員の<br>範囲 | 勤務<br>別 | 勤務時間                       | 休憩時間             | 休息<br>時間 | 勤務を要し<br>ない日  |
|---------------------------------|--|-----------|---------|----------------------------|------------------|----------|---|
| 総務局                             | 職員<br>厚生会  | —         | —       | 午前8時30分<br>から午後5時15分<br>まで | 午後零時から<br>午後1時まで | —        | 日曜日、土曜日<br>及び月曜日から金曜日<br>までの間であら<br>かじめ事務長が<br>指定する1日 |
| 財政局                             | 主税<br>部徴収<br>対策課   | —         | —       | 午前9時30分<br>から午後4時45分<br>まで | 午後零時から<br>午後1時まで | —        | 日曜日及び土曜日  |
|                                 | ファ<br>シリ<br>ティ<br>マネ<br>ジメ<br>ント<br>推進<br>部<br>ファ<br>シリ<br>ティ<br>マネ<br>ジメ<br>ント<br>推進<br>課 | —         | —       | 午前8時30分<br>から午後5時15分<br>まで | 午後零時から<br>午後1時まで | —        | 日曜日、土曜日<br>及び月曜日から金曜日<br>までの間であら<br>かじめ課長が<br>指定する1日  |
| にぎ<br>わい<br>スポ<br>ーツ<br>文化<br>局 | 総務<br>部総<br>務課   | —         | —       | 午前8時30分<br>から午後5時15分<br>まで | 午後零時から<br>午後1時まで | —        | 日曜日、土曜日<br>及び月曜日から金曜日<br>までの間であら<br>かじめ課長が<br>指定する1日  |
| こども<br>青年<br>少年                 | 総務<br>部監<br>査課   | —         | —       | 午前8時30分<br>から午後5時15分<br>まで | 午後零時から<br>午後1時まで | —        | 日曜日、土曜日<br>及び月曜日から金曜日                                 |

|                         |   |     |                                |                      |   |  |
|-------------------------|---|-----|--------------------------------|----------------------|---|--|
| 局                       |   |     | で                              |                      |   | 曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日                            |
| 保育・教育部<br>保育・教育運<br>営課  | — | —   | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 午後零時<br>から午後<br>1時まで | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日から金<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日 |
| 保育・教育部<br>保育・教育給<br>付課  | — | —   | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 午後零時<br>から午後<br>1時まで | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日から金<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日 |
| こども福祉保<br>健部三春学<br>園    | — | —   | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 午後零時<br>から午後<br>1時まで | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日から金<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ園長が<br>指定する1<br>日 |
| こども福祉保<br>健部中央児<br>童相談所 | — | —   | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 午後零時<br>から午後<br>1時まで | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日から金<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日 |
| こども福祉保                  | — | (1) | 午前7時か<br>ら午後3時<br>45分まで        | 勤務時間<br>の途中に<br>1時間を | — | 4週間を通<br>じ12日とな<br>るようにあ   |

|   |                              |     |   |                            |                  |   |   |
|---|------------------------------|-----|---|----------------------------|------------------|---|---|
| 健部<br>西部<br>児童<br>相談<br>所               |                              | (2) | 午前7時45分<br>から午後4時30分<br>まで                              | 与える。                       |                  | らかじめ所<br>長が指定す<br>る日  |   |
|   |                              | (3) | 午後零時30分<br>から午後9時15分<br>まで                              |                            |                  |   |   |
|   |                              | (4) | 午後零時30分<br>から午前零時15分<br>まで及び午前5時45分<br>から午前11時30分<br>まで | 勤務時間<br>の途中に1時間<br>を2回与える。 |                  |   |   |
| こども<br>福祉<br>保健部<br>南部<br>児童<br>相談<br>所 | —                            | —   | 午前8時30分<br>から午後5時15分<br>まで                              | 午後零時から<br>午後1時まで           | —                | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日からの金<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日 |   |
| 健康<br>福祉<br>局                           | 総務<br>部環<br>境施<br>設課         | —   | —   | 午前8時30分<br>から午後5時15分<br>まで | 午後零時から<br>午後1時まで | —   | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日からの金<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日 |
|   | 地域<br>福祉<br>保健部<br>福祉<br>保健課 | —   | —   | 午前8時30分<br>から午後5時15分<br>まで | 午後零時から<br>午後1時まで | —   | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日からの金<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日 |
|   | 障害                           | —   | —   | 午前8時30分                    | 午後零時             | —   | 日曜日、土   |

|     |                |   |     |                     |                    |              |                                |
|-----|----------------|---|-----|---------------------|--------------------|--------------|--------------------------------|
|     | 福祉保健部障害者更生相談所  |   |     | 午後5時15分まで           | 午後1時まで             |              | 曜日及び月曜日から金曜日の間であらかじめ指定する日      |
|     | 松風学園           | — | (1) | 午前8時30分から午後5時15分まで  | 勤務時間の途中に1時間を与える。   | —            | 8週間を通じ24日となるようあらかじめ園長が指定する日    |
|     |                |   | (2) | 午前10時45分から午後7時30分まで |                    |              |                                |
| 医療局 | 健康安全部食品衛生課     | — | —   | 午前8時30分から午後5時15分まで  | 午後零時から午後1時まで       | —            | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日の間であらかじめ指定する日 |
|     | 健康安全部医療安全課     | — | —   | 午前9時30分から午後4時45分まで  | 午後零時30分から午後1時30分まで | —            | 日曜日及び土曜日                       |
|     | 衛生研究所感染症・疫学情報課 | — | —   | 午前8時30分から午後5時15分まで  | 午後零時から午後1時まで       | —            | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日の間であらかじめ指定する日 |
|     |                | — | —   | —                   | 午前8時45分から午後4時まで    | 午後零時から午後1時まで | —                              |
| みど  | 総務             | — | —   | 午前8時30分             | 午後零時               | —            | 日曜日、土曜日                        |

|          |  |  |   |  |  |  |  |  |
|----------|--|--|---|--|--|--|--|--|
| り環<br>境局 | 部地<br>籍調<br>査課                                 |  |   | 分<br>5<br>時<br>15<br>分<br>ま<br>で   | か<br>ら<br>午<br>後<br>1<br>時<br>ま<br>で   |  | 曜<br>日<br>及<br>び<br>月<br>曜<br>日<br>か<br>ら<br>金<br>曜<br>日<br>ま<br>で<br>の<br>間<br>で<br>あ<br>ら<br>か<br>じ<br>め<br>課<br>長<br>が<br>指<br>定<br>す<br>る<br>1<br>日                          |  |
|          | 北<br>部<br>公<br>園<br>緑<br>地<br>事<br>務<br>所      | —  | — | 午<br>前<br>8<br>時<br>30<br>分<br>か<br>ら<br>午<br>後<br>5<br>時<br>15<br>分<br>ま<br>で | 午<br>後<br>零<br>時<br>か<br>ら<br>午<br>後<br>1<br>時<br>ま<br>で                       | —  | 日<br>曜<br>日<br>、<br>土<br>曜<br>日<br>及<br>び<br>月<br>曜<br>日<br>か<br>ら<br>金<br>曜<br>日<br>ま<br>で<br>の<br>間<br>で<br>あ<br>ら<br>か<br>じ<br>め<br>所<br>長<br>が<br>指<br>定<br>す<br>る<br>1<br>日 |  |
|          |  | —  | — | 午<br>前<br>10<br>時<br>か<br>ら<br>午<br>後<br>5<br>時<br>15<br>分<br>ま<br>で           | 午<br>後<br>零<br>時<br>か<br>ら<br>午<br>後<br>1<br>時<br>ま<br>で                       | —  | 日<br>曜<br>日<br>及<br>び<br>土<br>曜<br>日   |  |
|          | 農<br>政<br>部<br>北<br>部<br>農<br>政<br>事<br>務<br>所 | —  | — | 午<br>前<br>8<br>時<br>30<br>分<br>か<br>ら<br>午<br>後<br>5<br>時<br>15<br>分<br>ま<br>で | 午<br>後<br>零<br>時<br>か<br>ら<br>午<br>後<br>1<br>時<br>ま<br>で                       | —  | 日<br>曜<br>日<br>、<br>土<br>曜<br>日<br>及<br>び<br>月<br>曜<br>日<br>か<br>ら<br>金<br>曜<br>日<br>ま<br>で<br>の<br>間<br>で<br>あ<br>ら<br>か<br>じ<br>め<br>所<br>長<br>が<br>指<br>定<br>す<br>る<br>1<br>日 |  |
|          | 環<br>境<br>保<br>全<br>部<br>環<br>境<br>管<br>理<br>課 | 庶<br>務<br>関<br>係<br>業<br>務<br>、<br>労<br>務<br>関<br>係<br>業<br>務<br>、<br>横<br>浜<br>市<br>環<br>境<br>保<br>全<br>協<br>議<br>会<br>関<br>係<br>業<br>務<br>に<br>従<br>事<br>す<br>る<br>者 | — |  | 午<br>前<br>8<br>時<br>30<br>分<br>か<br>ら<br>午<br>後<br>5<br>時<br>15<br>分<br>ま<br>で | 午<br>後<br>零<br>時<br>か<br>ら<br>午<br>後<br>1<br>時<br>ま<br>で | —  | 日<br>曜<br>日<br>、<br>土<br>曜<br>日<br>及<br>び<br>月<br>曜<br>日<br>か<br>ら<br>金<br>曜<br>日<br>ま<br>で<br>の<br>間<br>で<br>あ<br>ら<br>か<br>じ<br>め<br>課<br>長<br>が<br>指<br>定<br>す<br>る<br>1<br>日 |
|          |  | 公<br>共<br>用<br>水<br>域  | — |  | 午<br>前<br>8<br>時<br>30<br>分<br>か<br>ら<br>午<br>後                                | 午<br>後<br>零<br>時<br>か<br>ら<br>午<br>後                     | —  | 日<br>曜<br>日<br>、<br>土<br>曜<br>日<br>及<br>び<br>月   |

|        |              |  |   |                    |              |   |                                   |
|--------|--------------|--|---|--------------------|--------------|---|-----------------------------------|
|        |              | 測定業務（中河川水質調査を含む）、水中ダイオキシン類調査、新貨物線交通騒音測定業務、道路騒音測定業務に従事する者 |   | 5時15分まで            | 1時まで         |   | 曜日から金曜日までの間であらかじめ指定する1日           |
|        | 環境保全部大気・音環境課 | —  | — | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ指定する1日 |
| 下水道河川局 | 下水道施設管理課     | —  | — | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ指定する1日 |
|        | 港北           | 中継ポ  | — | 午前8時30             | 勤務時間         | — | 4週間を通                             |

|           |                      |                     |                     |                  |                   |                                |
|-----------|----------------------|---------------------|---------------------|------------------|-------------------|--------------------------------|
| 水再生センター   | ンプ場の維持管理に従事する者       |                     | 分から午後5時15分まで        | の途中に1時間を与える。     |                   | じ12日となるようあらかじめセンター長が指定する日      |
|           | 水再生センターの維持管理業務に従事する者 | (1)                 | 午前8時30分から午後5時15分まで  | 勤務時間の途中に1時間を与える。 | —                 | 4週間を通じ12日となるようあらかじめセンター長が指定する日 |
|           |                      | (2)                 |                     |                  | 勤務時間の途中に15分間を与える。 |                                |
| (3)       | 午後4時30分から午前9時30分まで   | 勤務時間の途中に45分間を2回与える。 | 勤務時間の途中に15分間を2回与える。 |                  |                   |                                |
| 西部水再生センター | —                    | (1)                 | 午前8時30分から午後5時15分まで  | 勤務時間の途中に1時間を与える。 | —                 | 4週間を通じ12日となるようあらかじめセンター長が指定する日 |
|           |                      | (2)                 |                     |                  | 勤務時間の途中に15分間を与える。 |                                |
|           |                      | (3)                 | 午後4時30              | 勤務時間             | 勤務                |                                |

|                      |                |                   |   |                                |                              |   |   |
|----------------------|----------------|-------------------|---|--------------------------------|------------------------------|---|---|
|                      |                |                   |   | 分から午前<br>9時30分ま<br>で           | の途中に<br>45分間を<br>2回与え<br>る。  | 時間<br>の途中<br>に15分<br>間を<br>2回<br>与え<br>る。     |   |
| 栄水<br>再生<br>セン<br>ター | —              | (1)               |   | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 勤務時間<br>の途中に<br>1時間を<br>与える。 | —   | 4週間を通<br>じ12日とな<br>るようにあ<br>らかじめセ<br>ンター長が<br>指定する日               |
|                      |                | (2)               |   |                                |                              | 勤務<br>時間<br>の途<br>中に<br>15分<br>間を<br>与え<br>る。 |   |
|                      |                | (3)               |   |                                |                              | 勤務時間<br>の途中に<br>45分間を<br>2回与え<br>る。           |   |
| 河川<br>部河<br>川管<br>理課 | —              | —                 |   | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 午後零時<br>から午後<br>1時まで         | —   | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日からの<br>金曜日まで<br>の間であら<br>かじめ課長<br>が指定する<br>1日 |
| 資源<br>循環<br>局        | 家庭<br>系廃<br>棄物 | 一般廃<br>棄物の<br>分別排 | — | 午前8時45<br>分から午後<br>4時まで        | 午後零時<br>から午後<br>1時まで         | —   | 日曜日及び<br>土曜日  |

|  |  |   |                                      |                         |   |   |
|--|--|---|--------------------------------------|-------------------------|---|---|
| 対策業務課                                  | に係発等事者<br>出る啓導に従う者                     |   |                                      |                         |   |   |
|  | 資源集<br>団回収<br>の促進<br>に関する<br>事務従<br>事者 | — | 午前 8 時 30<br>分から午後<br>5 時 15 分<br>まで | 午後 零 時<br>から午後<br>1 時まで | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日からの<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する 1<br>日 |
|  | 自動車<br>運業従<br>務事者                      | — | 午前 8 時 30<br>分から午後<br>5 時 15 分<br>まで | 午後 零 時<br>から午後<br>1 時まで | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日からの<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する 1<br>日 |
| 家庭廃<br>棄物<br>対策<br>部の<br>美化<br>推進<br>課 | 街の美<br>化推進<br>に関する<br>事務従<br>事者        | — | 午前 8 時 30<br>分から午後<br>5 時 15 分<br>まで | 午後 零 時<br>から午後<br>1 時まで | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日からの<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する 1<br>日 |
| 家庭廃<br>棄物<br>対策<br>部車<br>両課            | 自動車<br>整備士                             | — | 午前 8 時 30<br>分から午後<br>5 時 15 分<br>まで | 午後 零 時<br>から午後<br>1 時まで | — | 日曜日及び<br>月曜日から<br>土曜日まで<br>の間であら<br>かじめ課長<br>が指定する<br>2 日         |
|  | 車両の<br>管理事<br>務等従<br>事者                | — | 午前 8 時 45<br>分から午後<br>4 時まで          | 午後 零 時<br>から午後<br>1 時まで | — | 日曜日及び<br>土曜日  |

|                    |   |   |                    |              |   |                                      |
|--------------------|---|---|--------------------|--------------|---|--------------------------------------|
| 事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課 | る者<br>事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する事務に従事する者 | — | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |
|                    | 自動車運転業務に従事する者                             | — | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |
|                    | 産業廃棄物処理業等の許可及び指導等に従事する者                   | — | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日及び月曜日から土曜日までの間であらかじめ課長が指定する2日     |
| 適正処理計画部処分管課        | —   | — | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |
| 事務所（               | ヨコハマプラ                                    | — | 午前8時から午後4時         | 午後零時から午後     | — | 日曜日及び月曜日から                           |

|  |   |     |  |   |   |   |
|--|---|-----|--|---|---|---|
| 北 部<br>事 務<br>所 を 除 く )                | 5 . 3<br>推 進 関<br>連 事 務<br>及 び 庶<br>務 業 務<br>に 従 事<br>す る 者 |     | 45 分 ま で                                   | 1 時 ま で                                   |   | 土 曜 日 ま で<br>の 間 で あ ら<br>か じ め 所 長<br>が 指 定 す る<br>2 日                           |
|  | 一 般 廃<br>棄 物 の<br>収 集 、<br>運 搬 、<br>調 査 等<br>に 従 事<br>す る 者 | —   | 午 前 8 時 か<br>ら 午 後 4 時<br>45 分 ま で         | 午 後 零 時<br>か ら 午 後<br>1 時 ま で             | —                                       | 日 曜 日 及 び<br>月 曜 日 か ら<br>土 曜 日 ま で<br>の 間 で あ ら<br>か じ め 所 長<br>が 指 定 す る<br>2 日 |
| 北 部<br>事 務<br>所                        | —   | —   | 午 前 8 時 か<br>ら 午 後 4 時<br>45 分 ま で         | 午 後 零 時<br>か ら 午 後<br>1 時 ま で             | —                                       | 日 曜 日 及 び<br>月 曜 日 か ら<br>土 曜 日 ま で<br>の 間 で あ ら<br>か じ め 所 長<br>が 指 定 す る<br>2 日 |
| 工 場<br>( 鶴<br>見 工<br>場 に<br>限 る<br>。 ) | 点 検 整<br>備 業 務<br>等 に 従<br>事 す る<br>者                       | —   | 午 前 8 時 30<br>分 か ら 午 後<br>5 時 15 分 ま<br>で | 午 後 零 時<br>か ら 午 後<br>1 時 ま で             | —                                       | 日 曜 日 及 び<br>月 曜 日 か ら<br>土 曜 日 ま で<br>の 間 で あ ら<br>か じ め 場 長<br>が 指 定 す る<br>2 日 |
|  | 運 転 操<br>作 業 等<br>に 従<br>事 す る<br>者                         | (1) | 午 前 8 時 30<br>分 か ら 午 後<br>5 時 15 分 ま<br>で | 勤 務 時 間<br>の 途 中 に<br>1 時 間 を<br>与 え る 。  | 勤 務 時 間<br>の 途 中 に<br>15 分 を<br>与 え る 。 | 8 週 間 を 通<br>じ 24 日 と な<br>る よ う に あ<br>ら か じ め 場<br>長 が 指 定 す<br>る 日             |
|  |   | (2) | 午 後 4 時 か<br>ら 午 前 9 時<br>ま で              | 勤 務 時 間<br>の 途 中 に<br>45 分 間 を<br>2 回 与 え | 勤 務 時 間<br>の 途 中 に                      |   |

|                                       |                               |                                |                              |      |  |  |
|---------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|------------------------------|------|--|--|
|                                       |                               |                                |                              | る。   | 15分<br>間を<br>2回<br>与え<br>る。                              |  |
| 検量、<br>投入、<br>場内保<br>守等に<br>従事す<br>る者 | (1)                           | 午前6時45<br>分から午後<br>3時30分ま<br>で | 勤務時間<br>の途中に<br>1時間を<br>与える。 | —    | 1週間につ<br>き3日とな<br>るようにあ<br>らかじめ場<br>長が指定す<br>る日          |  |
|                                       | (2)                           | 午前7時45<br>分から午後<br>4時30分ま<br>で |                              |      |  |  |
|                                       | (3)                           | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で |                              |      |  |  |
|                                       | (4)                           | 午前8時45<br>分から午後<br>5時30分ま<br>で |                              |      |  |  |
|                                       | (5)                           | 午前9時15<br>分から午後<br>6時まで        |                              |      |  |  |
| 工場<br>(鶴<br>見工場を<br>除く。)              | 管理事<br>務等に<br>従事す<br>る者       | —                              | 午後零時<br>から午後<br>1時まで         | —    | 日曜日及び<br>月曜日から<br>土曜日まで<br>の間であら<br>かじめ場長<br>が指定する<br>2日 |  |
|                                       | 点検整<br>備業務<br>等に従<br>事する<br>者 | —                              | 午後零時<br>から午後<br>1時まで         | —    | 日曜日及び<br>月曜日から<br>土曜日まで<br>の間であら<br>かじめ場長<br>が指定する<br>2日 |  |
| 運転操<br>作業務                            | (1)                           | 午前8時30<br>分から午後                | 勤務時間<br>の途中に                 | 勤務時間 | 8週間を通<br>じ24日とな  |  |

|         |                |                                       |     |                                    |   |  |  |
|---------|----------------|---------------------------------------|-----|------------------------------------|---|--|--|
|         |                | 等に<br>従事<br>する<br>者                   |     | 5時15分<br>まで                        | 1時間<br>を<br>与<br>え<br>る。                | の途<br>中<br>に<br>15分<br>を<br>与<br>え<br>る。 | るよ<br>うに<br>あ<br>ら<br>か<br>じ<br>め<br>場<br>長<br>が<br>指<br>定<br>す<br>る<br>日                                |
|         |                |                                       | (2) | 午後4時<br>から午前<br>9時まで               | 勤務時<br>間の途<br>中に45<br>分間を<br>2回与<br>える。 | 勤務時<br>間の途<br>中に15<br>分間を<br>2回与<br>える。  |  |
|         |                | 検量、<br>投入、<br>場内保<br>守等に<br>従事す<br>る者 | (1) | 午前6時<br>45分<br>から午後<br>3時30<br>分まで | 勤務時<br>間の途<br>中に1<br>時間を<br>与える。        | —  | 日曜日<br>及び<br>月曜日<br>から<br>土曜日<br>までの<br>間であ<br>ら<br>か<br>じ<br>め<br>場<br>長<br>が<br>指<br>定<br>す<br>る<br>2日 |
|         |                |                                       | (2) | 午前7時<br>45分<br>から午後<br>4時30<br>分まで |   |  |  |
|         |                |                                       | (3) | 午前8時<br>15分<br>から午後<br>5時まで        |   |  |  |
|         |                |                                       | (4) | 午前8時<br>30分<br>から午後<br>5時15<br>分まで |   |  |  |
|         |                |                                       | (5) | 午前8時<br>45分<br>から午後<br>5時30<br>分まで |   |  |  |
|         |                |                                       | (6) | 午前9時<br>15分<br>から午後<br>6時まで        |   |  |  |
| 建築<br>局 | 公共<br>建築<br>部学 | —                                     | —   | 午前8時<br>30分<br>から午後<br>5時15<br>分まで | 午後零<br>時から<br>午後1<br>時まで                | —  | 日曜日、<br>水曜日<br>及び土<br>曜日   |

|       |                |              |   |                    |              |   |                                      |
|-------|----------------|--------------|---|--------------------|--------------|---|--------------------------------------|
|       | 校整備課           |              |   | で                  |              |   |                                      |
|       | 公共建設部機械設備課     | —            | — | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日、水曜日及び土曜日                         |
|       | 公共建設部機械設備課     | —            | — | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日、金曜日及び土曜日                         |
| 都市整備局 | 市街地整備部市街地整備調整課 | —            | — | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |
| 道路局   | 建設部建設課         | —            | — | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |
|       | 建設部橋梁課         | —            | — | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |
| 鶴見区   | 総務部総務課         | 自動車運転業務等に従事す | — | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの                 |

|                  |   |     |                                |                              |   |   |
|------------------|---|-----|--------------------------------|------------------------------|---|---|
|                  | る者  |     |                                |                              |   | 間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日                                      |
| 総務部<br>戸籍課       | —   | (1) | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 午前11時<br>から午後<br>零時まで        | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日からの金<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日 |
|                  |   | (2) |                                | 午後零時<br>から午後<br>1時まで         |   |   |
|                  |   | (3) |                                | 午後1時<br>から午後<br>2時まで         |   |   |
| 総務部<br>税務課       | 税諸証<br>明の発<br>行に<br>関する<br>業務に<br>従事<br>する者 | —   | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 午後零時<br>から午後<br>1時まで         | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日からの金<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日 |
|                  | 土地の<br>評価に<br>関する<br>業務に<br>従事<br>する者       | —   | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 午後零時<br>から午後<br>1時まで         | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日からの金<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日 |
| 鶴見<br>保育園        | —   | —   | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 勤務時間<br>の途中に<br>1時間を<br>与える。 | — | 日曜日及び<br>月曜日から<br>土曜日まで<br>の間であら<br>かじめ園長<br>が指定する<br>2日          |
| 福祉<br>保健<br>センター | —   | —   | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 午後零時<br>から午後<br>1時まで         | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日からの金<br>曜日までの                                 |

|    |               |                               |   |                    |              |   |                                      |
|----|---------------|-------------------------------|---|--------------------|--------------|---|--------------------------------------|
|    | 生活支援課         |                               |   |                    |              |   | 間であらかじめ課長が指定する1日                     |
| 西区 | 土木事務所         | 道路パトローカーの運転及びそれに付随する業務等に従事する者 | — | 午前8時45分から午後4時まで    | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日及び土曜日                             |
| 中区 | 総務部総務課        | —                             | — | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |
|    | 総務部税務課        | —                             | — | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |
|    | 福祉保健センター福祉保健課 | —                             | — | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |
|    | 福祉保健          | —                             | — | 午前8時30分から午後        | 午後零時から午後     | — | 日曜日、土曜日及び月                           |

|        |               |   |                    |                    |                     |                                      |                                      |
|--------|---------------|---|--------------------|--------------------|---------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
|        | センター生活支援課     |   |                    | 5時15分まで            | 1時まで                |                                      | 曜日から金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日           |
|        | 福祉保健センター保険年金課 | — | —                  | 午前9時から午後4時15分まで    | 午後零時から午後1時まで        | —                                    | 日曜日及び土曜日                             |
| 南区     | 総務部総務課        | — | —                  | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで        | —                                    | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |
|        |               | — | (1)                | 午前8時30分から午後3時45分まで | 午前11時30分から午後零時30分まで | —                                    | 日曜日及び土曜日                             |
|        |               |   | (2)                |                    | 午後零時から午後1時まで        |                                      |                                      |
|        | (3)           |   | 午後1時から午後2時まで       |                    |                     |                                      |                                      |
| 総務部戸籍課 | —             | — | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで       | —                   | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |                                      |
|        | 福祉            | — | —                  | 午前8時30             | 午後零時                | —                                    | 日曜日、土                                |

|                                   |  |     |                                |                          |   |   |
|-----------------------------------|--|-----|--------------------------------|--------------------------|---|---|
| 保健<br>センター<br>福祉<br>保健<br>課       |  |     | 午後5時15分<br>から午後<br>1時まで        | 午後<br>1時から<br>午後<br>1時まで |   | 曜日及び月<br>曜日から金<br>曜日まで<br>の間であら<br>かじめ課長<br>が指定する<br>1日               |
| 福祉<br>保健<br>センター<br>生活<br>支援<br>課 | —  | —   | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 午後零時<br>から午後<br>1時まで     | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日から金<br>曜日まで<br>の間であら<br>かじめ課長<br>が指定する<br>1日      |
| 福祉<br>保健<br>センター<br>保険<br>年金<br>課 | —  | (1) | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 午後零時<br>から午後<br>1時まで     | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日から金<br>曜日まで<br>の間であら<br>かじめ課長<br>が指定する<br>1日      |
|                                   | —  | (2) |                                | 午後1時<br>から午後<br>2時まで     |   |   |
| 土木<br>事務所                         | 設計・<br>監督・<br>検査等<br>業務に<br>従事す<br>る者                      | (1) | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 午後零時<br>から午後<br>1時まで     | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日から金<br>曜日まで<br>の間であら<br>かじめ所<br>属長が指<br>定する1<br>日 |
|                                   |  | (2) |                                | 午後1時<br>から午後<br>2時まで     |   |   |
|                                   | 道路パ<br>トロー<br>ルカー<br>の運<br>転及び<br>それに<br>付随す<br>る業務<br>に従事 | —   | 午前8時45<br>分から午後<br>4時まで        | 午後零時<br>から午後<br>1時まで     | — | 日曜日及び<br>土曜日  |

|       |                    |                  |                    |                    |              |                                       |                                       |
|-------|--------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 港南区   | 総務部総務課             | —                | —                  | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | —                                     | 日曜日、土曜日及び月曜日からの金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |
|       | 総務部税務課             | 市民税に関する業務等に従事する者 | (1)                | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | —                                     | 日曜日、土曜日及び月曜日からの金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |
|       |                    |                  | (2)                |                    | 午後1時から午後2時まで |                                       |                                       |
|       | 家屋の評価に関する業務等に従事する者 | (1)              | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで       | —            | 日曜日、土曜日及び月曜日からの金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |                                       |
| (2)   |                    | 午後1時から午後2時まで     |                    |                    |              |                                       |                                       |
| 土木事務所 | —                  | —                | 午前9時00分から午後4時15分まで | 午後零時から午後1時まで       | —            | 日曜日及び土曜日                              |                                       |
| 保土ヶ谷区 | 総務部総務課             | —                | —                  | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | —                                     | 日曜日、土曜日及び月曜日からの金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |
|       | 福祉保健セン             | 自動車運転業務等に        | —                  | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | —                                     | 日曜日、土曜日及び月曜日からの金                      |

|     |                                       |           |                      |                                |                              |   |   |
|-----|---------------------------------------|-----------|----------------------|--------------------------------|------------------------------|---|---|
|     | 夕一<br>福祉<br>保健<br>課                   | 従事す<br>る者 |                      | で                              |                              |   | 曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日                             |
|     | 土木<br>事務所                             | —         | (1)                  | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 午後零時<br>から午後<br>1時まで         | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日から金<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ所属長<br>が指定する<br>1日 |
| (2) |                                       |           | 午後1時<br>から午後<br>2時まで |                                |                              |   |   |
| 旭区  | 総務<br>部総<br>務課                        | —         | —                    | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 午後零時<br>から午後<br>1時まで         | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日から金<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日  |
|     | 総務<br>部税<br>務課                        | —         | —                    | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 午後零時<br>から午後<br>1時まで         | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日から金<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日  |
|     | 福祉<br>保健<br>セン<br>ター<br>福祉<br>保健<br>課 | —         | —                    | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 勤務時間<br>の途中に<br>1時間を<br>与える。 | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日から金<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日  |
|     | 福祉<br>保健<br>セン                        | —         | —                    | 午前8時30<br>分から午後<br>3時45分ま      | 勤務時間<br>の途中に<br>1時間を         | — | 日曜日及び<br>土曜日  |

|          |   |   |     |   |                               |   |  |
|----------|---|---|-----|---|-------------------------------|---|--|
|          | タ ー<br>生 活<br>支 援<br>課                      |   |     | で   | 与 える 。                        |   |  |
|          | 福 祉<br>保 健<br>セ ン<br>タ ー<br>保 険<br>年 金<br>課 | — | —   | 午 前 8 時 30<br>分 から 午 後<br>5 時 15 分 ま<br>で | 午 後 零 時<br>か ら 午 後<br>1 時 ま で | — | 日 曜 日 、 土<br>曜 日 及 び 月<br>曜 日 か ら 金<br>曜 日 ま で の<br>間 で あ ら か<br>じ め 課 長 が<br>指 定 す る 1<br>日   |
|          | 土 木<br>事 務<br>所                             | — | —   | 午 前 8 時 30<br>分 から 午 後<br>5 時 15 分 ま<br>で | 午 後 1 時<br>か ら 午 後<br>2 時 ま で | — | 日 曜 日 、 土<br>曜 日 及 び 月<br>曜 日 か ら 金<br>曜 日 ま で の<br>間 で あ ら か<br>じ め 所 属 長<br>が 指 定 す る<br>1 日 |
| 磯 子<br>区 | 総 務<br>部 総<br>務 課                           | — | —   | 午 前 8 時 30<br>分 から 午 後<br>5 時 15 分 ま<br>で | 午 後 零 時<br>か ら 午 後<br>1 時 ま で | — | 日 曜 日 、 土<br>曜 日 及 び 月<br>曜 日 か ら 金<br>曜 日 ま で の<br>間 で あ ら か<br>じ め 課 長 が<br>指 定 す る 1<br>日   |
|          | 総 務<br>部 区<br>会 計<br>室                      | — | —   | 午 前 8 時 30<br>分 から 午 後<br>3 時 45 分 ま<br>で | 午 後 零 時<br>か ら 午 後<br>1 時 ま で | — | 日 曜 日 及 び<br>土 曜 日   |
|          | 福 祉<br>保 健<br>セ ン<br>タ ー<br>福 祉<br>保 健<br>課 | — | (1) | 午 前 9 時 45<br>分 から 午 後<br>5 時 ま で         | 午 後 零 時<br>か ら 午 後<br>1 時 ま で | — | 日 曜 日 及 び<br>土 曜 日   |
|          |   |   | (2) |   | 午 後 1 時<br>か ら 午 後<br>2 時 ま で |   |  |
| 土 木      | —   | — | —   | 午 前 8 時 45                                | 午 後 零 時                       | — | 日 曜 日 及 び  |

|   | 事務所            |                                |  | 分 4 時 まで<br>から 午後                          | から 午後<br>1 時 まで            |  | 土 曜 日  |
|---|----------------|--------------------------------|--|--|----------------------------|--|--|
| 金 沢<br>区                                    | 総 務 部<br>総 務 課 | 庶 務 業<br>務 等 に<br>従 事 す<br>る 者 | (1)  | 午 前 8 時 30<br>分 从 来 午 後<br>5 時 15 分 ま<br>で | 午 後 零 時<br>から 午後<br>1 時 まで | —  | 日 曜 日 、 土<br>曜 日 及 び 月<br>曜 日 从 来 金<br>曜 日 ま だ の<br>間 で あ ら か<br>じ め 課 長 が<br>指 定 す る 1<br>日 |
|   |                |                                | (2)  |  | 午 後 1 時<br>から 午後<br>2 時 まで | —  |  |
|   | 総 務 部<br>戸 籍 課 | —                              | (1)  | 午 前 8 時 30<br>分 从 来 午 後<br>5 時 15 分 ま<br>で | 午 後 零 時<br>から 午後<br>1 時 まで | —  | 日 曜 日 、 土<br>曜 日 及 び 月<br>曜 日 从 来 金<br>曜 日 ま だ の<br>間 で あ ら か<br>じ め 課 長 が<br>指 定 す る 1<br>日 |
|   |                |                                | (2)  |  | 午 後 1 時<br>から 午後<br>2 時 まで | —  |  |
| 福 祉<br>保 健<br>セ ン<br>タ ー<br>保 険<br>年 金<br>課 | —              | (1)                            | 午 前 8 時 30<br>分 从 来 午 後<br>5 時 15 分 ま<br>で | 午 後 零 時<br>から 午後<br>1 時 まで                 | —                          | 日 曜 日 、 土<br>曜 日 及 び 月<br>曜 日 从 来 金<br>曜 日 ま だ の<br>間 で あ ら か<br>じ め 課 長 が<br>指 定 す る 1<br>日 |  |
|   |                | (2)                            |  | 午 後 1 時<br>から 午後<br>2 時 まで                 | —                          |  |  |
| 港 北<br>区                                    | 総 務 部<br>総 務 課 | —                              | —  | 午 前 8 時 30<br>分 从 来 午 後<br>5 時 15 分 ま<br>で | 午 後 零 時<br>から 午後<br>1 時 まで | —  | 日 曜 日 、 土<br>曜 日 及 び 月<br>曜 日 从 来 金<br>曜 日 ま だ の<br>間 で あ ら か<br>じ め 課 長 が                   |

|            |                               |     |                           |              |   |                                      |
|------------|-------------------------------|-----|---------------------------|--------------|---|--------------------------------------|
|            |                               |     |                           |              |   | 指定する1日                               |
| 総務部<br>税務課 | —                             | (1) | 午前8時30分から午後5時15分まで        | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |
|            |                               | (2) |                           | 午後1時から午後2時まで |   |                                      |
| 土木事務所      | 道路・下水・公園の管理業務に従事する者           | (1) | 午前8時30分から午後3時45分まで        | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日及び土曜日                             |
|            |                               | (2) | 午前9時30分から午後4時45分まで        |              |   |                                      |
|            | 道路パトローカーの運転及びそれに付随する業務等に従事する者 | —   | 午前9時から午後4時15分まで           | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日及び土曜日                             |
| 緑区         | 総務部<br>総務課                    | —   | 午前8時30分から午後5時15分まで        | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |
|            | 総務部<br>税務課                    | —   | (1)<br>午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | — | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの                 |
| (2)        | 午後1時                          |     |                           |              |   |                                      |

|         |                |            |     |                                |                              |   |  |
|---------|----------------|------------|-----|--------------------------------|------------------------------|---|--|
|         |                |            |     |                                | から午後<br>2時まで                 |   | 間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日                                       |
|         | 土木<br>事務所      | —          | (1) | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 午後零時<br>から午後<br>1時まで         | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日からの金<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ所属長<br>が指定する<br>1日 |
|         |                |            | (2) |                                | 午後1時<br>から午後<br>2時まで         |   |  |
| 青葉<br>区 | 総務<br>部総<br>務課 | —          | —   | 午前8時45<br>分から午後<br>4時まで        | 午後零時<br>から午後<br>1時まで         | — | 日曜日及び<br>土曜日   |
|         | 総務<br>部戸<br>籍課 | —          | —   | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 午後零時<br>から午後<br>1時まで         | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日からの金<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日  |
|         | 荏田<br>保育園      | —          | —   | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 勤務時間<br>の途中に<br>1時間を<br>与える。 | — | 日曜日及び<br>月曜日から<br>土曜日まで<br>の間であら<br>かじめ園長<br>が指定する<br>2日           |
| 都筑<br>区 | 総務<br>部税<br>務課 | —          | —   | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 午後零時<br>から午後<br>1時まで         | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日からの金<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日  |
| 戸塚<br>区 | 総務<br>部税       | 個人市<br>民税、 | (1) | 午前9時30<br>分から午後                | 午後零時<br>から午後                 | — | 日曜日及び<br>土曜日   |

|                   |                    |     |                    |                      |   |                                      |
|-------------------|--------------------|-----|--------------------|----------------------|---|--------------------------------------|
| 務課                | 軽自動車税等の賦課等に従事する者   | (2) | 4時45分まで            | 1時まで<br>午後1時から午後2時まで |   |                                      |
|                   | 土地の評価に関する業務等に従事する者 | —   | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで         | — | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |
| 福祉保健センター高年齢・障害支援課 | —                  | —   | 午前10時から午後5時15分まで   | 午後零時30分から午後1時30分まで   | — | 日曜日及び土曜日                             |
| 福祉保健センター保険年金課     | —                  | (1) | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで         | — | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |
|                   |                    | (2) |                    | 午後1時から午後2時まで         |   |                                      |
| 栄区                | 総務部総務課             | —   | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで         | — | 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ課長が指定する1日 |
|                   | 総務部税               | —   | 午前8時30分から午後        | 午後零時から午後             | — | 日曜日、土曜日及び月                           |

|     |   |  |     |  |  |   |   |
|-----|---|--|-----|--|--|---|---|
|     | 務 課   |  | (2) | 5 時 15 分 ま<br>で                          | 1 時 まで<br>午後 1 時<br>から 午後<br>2 時 まで      | — | 曜 日 から 金<br>曜 日 まで の<br>間 であ ら か<br>じ め 課 長 が<br>指 定 す る 1<br>日                         |
|     | 福 祉<br>保 健<br>セ ン<br>タ ー<br>福 祉<br>保 健<br>課 | 自 動 車<br>運 転 業<br>等 に<br>従 事 す<br>る 者              | —   | 午 前 8 時 30<br>分 から 午後<br>5 時 15 分 ま<br>で | 午 後 零 時<br>から 午後<br>1 時 まで               | — | 日 曜 日、土<br>曜 日 及 び 月<br>曜 日 から 金<br>曜 日 まで の<br>間 であ ら か<br>じ め 課 長 が<br>指 定 す る 1<br>日 |
|     |   | 健 康 づ<br>く り に<br>関 す る<br>業 務 等<br>に 従 事<br>す る 者 | (1) | 午 前 8 時 30<br>分 から 午後<br>5 時 15 分 ま<br>で | 午 後 零 時<br>から 午後<br>1 時 まで               | — | 日 曜 日、土<br>曜 日 及 び 月<br>曜 日 から 金<br>曜 日 まで の<br>間 であ ら か<br>じ め 課 長 が<br>指 定 す る 1<br>日 |
|     |   |  | (2) | で  | 午 後 1 時<br>から 午後<br>2 時 まで               |   |   |
| 泉 区 | 総 務<br>部 戸<br>籍 課                           | —  | (1) | 午 前 8 時 30<br>分 から 午後<br>5 時 15 分 ま<br>で | 午 前 11 時<br>から 午後<br>零 時 まで              | — | 日 曜 日、土<br>曜 日 及 び 月<br>曜 日 から 金<br>曜 日 まで の<br>間 であ ら か<br>じ め 課 長 が<br>指 定 す る 1<br>日 |
|     |   |  | (2) | で  | 午 前 11 時<br>30 分 から<br>午後 零 時<br>30 分 まで |   |   |
|     |   |  | (3) |  | 午 後 零 時<br>から 午後<br>1 時 まで               |   |   |
|     |   |  | (4) |  | 午 後 零 時<br>30 分 から<br>午後 1 時<br>30 分 まで  |   |   |
|     |   |  | (5) |  | 午 後 1 時<br>から 午後<br>2 時 まで               |   |   |
|     | 総 務   | —  | (1) | 午 前 8 時 30                               | 午 前 11 時                                 | — | 日 曜 日、土   |

|   |  |     |  |  |   |  |
|---|--|-----|--|--|---|--|
| 部 区<br>会 計<br>室                             |  |     | 分 5 時 15 分 ま<br>後 5 時 15 分 ま<br>で          | 30 分 か ら<br>午 後 零 時<br>30 分 ま で            | — | 曜 日 及 び 月<br>曜 日 か ら 金<br>曜 日 ま で の<br>間 で あ ら か<br>じ め 課 長 が<br>指 定 す る 1<br>日                |
|   |  | (2) |  | 午 後 零 時<br>か ら 午 後<br>1 時 ま で              |   |  |
|   |  | (3) |  | 午 後 零 時<br>30 分 か ら<br>午 後 1 時<br>30 分 ま で |   |  |
| 福 祉<br>保 健<br>セ ン<br>タ ー<br>福 祉<br>保 健<br>課 | —  | (1) | 午 前 8 時 30<br>分 か ら 午 後<br>5 時 15 分 ま<br>で | 午 後 零 時<br>か ら 午 後<br>1 時 ま で              | — | 日 曜 日 、 土<br>曜 日 及 び 月<br>曜 日 か ら 金<br>曜 日 ま で の<br>間 で あ ら か<br>じ め 課 長 が<br>指 定 す る 1<br>日   |
|   |  | (2) |  | 午 後 1 時<br>か ら 午 後<br>2 時 ま で              |   |  |
| 土 木<br>事 務<br>所                             | 庶 務 ・<br>経 理 ・<br>設 計 ・<br>監 督 ・<br>検 査 等<br>業 務 に<br>従 事 す<br>る 者                     | (1) | 午 前 8 時 30<br>分 か ら 午 後<br>5 時 15 分 ま<br>で | 午 後 零 時<br>か ら 午 後<br>1 時 ま で              | — | 日 曜 日 、 土<br>曜 日 及 び 月<br>曜 日 か ら 金<br>曜 日 ま で の<br>間 で あ ら か<br>じ め 所 属 長<br>が 指 定 す る<br>1 日 |
|   |  | (2) |  | 午 後 1 時<br>か ら 午 後<br>2 時 ま で              |   |  |
|   | 道 路 パ<br>ト ロ ー<br>ル カ ー<br>の 運 転<br>及 び そ<br>れ に 付<br>随 す る<br>業 務 等<br>に 従 事<br>す る 者 | —   | 午 前 8 時 45<br>分 か ら 午 後<br>4 時 ま で         | 午 後 零 時<br>か ら 午 後<br>1 時 ま で              | — | 日 曜 日 及 び<br>土 曜 日   |
| 瀬 谷<br>区                                    | 総 務<br>部 総<br>務 課  | —   | 午 前 8 時 30<br>分 か ら 午 後<br>5 時 15 分 ま<br>で | 午 後 零 時<br>か ら 午 後<br>1 時 ま で              | — | 日 曜 日 、 土<br>曜 日 及 び 月<br>曜 日 か ら 金<br>曜 日 ま で の   |

|                |   |     |                                |                      |   |  |
|----------------|---|-----|--------------------------------|----------------------|---|--|
|                |   |     |                                |                      |   | 間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日                                     |
| 総務<br>部税<br>務課 | — | (1) | 午前8時30<br>分から午後<br>5時15分ま<br>で | 午後零時<br>から午後<br>1時まで | — | 日曜日、土<br>曜日及び月<br>曜日から金<br>曜日までの<br>間であらか<br>じめ課長が<br>指定する1<br>日 |
|                |   | (2) |                                | 午後1時<br>から午後<br>2時まで |   |  |

達 第 14 号

庁 中 一 般

横 浜 市 経 営 会 議 設 置 規 程 ( 令 和 2 年 9 月 横 浜 市 達 第 31 号 ) の 一 部  
を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 7 条 中 「 政 策 局 政 策 部 政 策 課 」 を 「 政 策 経 営 局 経 営 戦 略 部 経 営  
戦 略 課 」 に 改 め る 。

別 表 第 1 中 「 政 策 局 長 」 を 「 政 策 経 営 局 長 」 に 改 め 、 「 政 策 局 政  
策 調 整 担 当 理 事 」 を 「 政 策 経 営 局 政 策 調 整 担 当 理 事 」 に 改 め 、 「 温  
暖 化 対 策 統 括 本 部 長 」 を 「 脱 炭 素 ・ GREEN × EXPO 推 進 局 長 」 に 改 め  
る 。

別 表 第 2 中 「 政 策 局 長 」 を 「 政 策 経 営 局 長 」 に 改 め 、 「 政 策 局 政  
策 調 整 担 当 理 事 」 を 「 政 策 経 営 局 政 策 調 整 担 当 理 事 」 に 改 め る 。

別 表 第 3 中 「 政 策 局 長 」 を 「 政 策 経 営 局 長 」 に 改 め 、 「 政 策 局 政  
策 調 整 担 当 理 事 」 を 「 政 策 経 営 局 政 策 調 整 担 当 理 事 」 に 改 め 、 「 温  
暖 化 対 策 統 括 本 部 長 」 を 「 脱 炭 素 ・ GREEN × EXPO 推 進 局 長 」 に 改 め  
る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 15 号

庁 中 一 般

横 浜 市 男 女 共 同 参 画 推 進 会 議 規 程 ( 昭 和 58 年 12 月 横 浜 市 達 第 33 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 8 条 中 「 政 策 局 」 を 「 政 策 経 営 局 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

## 達 第 16 号

庁 中 一 般

横 浜 市 請 負 工 事 検 査 事 務 取 扱 規 程 ( 昭 和 41 年 3 月 達 第 5 号 ) の 一  
部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 2 条 第 1 項 第 1 号 中 「 環 境 創 造 局 」 を 「 脱 炭 素 ・ GREEN × EXPO  
推 進 局 、 み ど り 環 境 局 、 下 水 道 河 川 局 」 に 改 め 、 同 条 第 2 項 の 次 に  
次 の 1 項 を 加 え る 。

3 この 規 程 に お け る 書 面 に は 、 そ の 作 成 に 代 え て 電 磁 的 記 録 の 作  
成 が さ れ て い る 場 合 に お け る 当 該 電 磁 的 記 録 を 含 む 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

## 達 第 17 号

庁 中 一 般

横 浜 市 請 負 工 事 監 督 事 務 取 扱 規 程 ( 昭 和 41 年 10 月 達 第 35 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 2 条 第 1 項 第 1 号 中 「 環 境 創 造 局 」 を 「 脱 炭 素 ・ GREEN × EXPO 推 進 局 、 み ど り 環 境 局 、 下 水 道 河 川 局 」 に 改 め る 。

第 11 条 第 3 項 に 次 の た だ し 書 を 加 え る 。

た だ し 、 契 約 変 更 に 当 た っ て 議 会 の 議 決 を 要 す る も の 、 市 長 専 決 処 分 事 項 指 定 の 件 に 規 定 さ れ て い る も の 及 び 請 負 金 額 が 当 初 の 30 % を 超 え て 増 減 す る 設 計 変 更 の 場 合 を 除 く 。

第 13 条 中 「 指 示 そ の 他 の 事 項 を 書 面 に 記 録 し な け れ ば な ら な い 」 と あ る の は 「 指 示 そ の 他 の 事 項 を 記 録 し な け れ ば な ら な い 」 に 改 め る 。

第 15 条 第 2 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

- 3 この 規 程 に お い て 「 書 面 」 に よ り 行 わ な け れ ば な ら な い と さ れ て い る 第 12 条 の 規 定 に よ る 監 督 員 に よ る 指 示 の 方 法 に つ い て は 、 監 督 員 及 び 請 負 人 の 協 議 の 上 で 情 報 共 有 シ ス テ ム を 活 用 す る 場 合 、 電 磁 的 方 法 を 用 い て 行 う こ と が で き る 。 こ の 場 合 に お け る 情 報 共 有 シ ス テ ム と は 、 公 共 事 業 に お い て 、 情 報 通 信 技 術 を 活 用 し 、 監 督 員 及 び 請 負 人 な ど 異 な る 組 織 間 で 情 報 を 交 換 ・ 共 有 す る こ と に よ っ て 業 務 効 率 化 を 実 現 す る シ ス テ ム を い う 。

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この 達 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

( 経 過 措 置 )

- 2 この 達 の 施 行 の 際 、 第 11 条 第 3 項 の 規 定 に つ い て 、 現 に 工 事 の 設 計 変 更 の 処 理 の 過 程 に あ る 事 案 の 処 理 に つ い て は 、 な お 従 前 の 例 に よ る 。

達 第 18 号

庁 中 一 般

横 浜 市 物 品 及 び 役 務 検 査 事 務 取 扱 規 程 ( 昭 和 54 年 7 月 達 第 32 号 )  
の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 6 条 中 「 横 浜 市 物 品 規 則 ( 昭 和 31 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 33 号 ) 第  
6 条 」 を 「 横 浜 市 物 品 規 則 ( 令 和 6 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 27 号 ) 第 8  
条 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

## 達 第 19 号

庁 中 一 般

横 浜 市 設 計 ・ 測 量 等 委 託 業 務 監 督 事 務 取 扱 規 程 （ 平 成 20 年 11 月 達  
第 32 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 2 条 第 1 項 第 1 号 中 「 環 境 創 造 局 」 を 「 脱 炭 素 ・ GREEN × EXPO  
推 進 局 、 み ど り 環 境 局 、 下 水 道 河 川 局 」 に 改 め る 。

第 11 条 第 3 項 に 次 の た だ し 書 を 加 え る 。

た だ し 、 契 約 変 更 に 当 た っ て 契 約 金 額 が 当 初 の 30 % を 超 え て 増 減  
す る 設 計 変 更 の 場 合 を 除 く 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 20 号

庁 中 一 般

横 浜 市 設 計 ・ 測 量 等 委 託 業 務 検 査 事 務 取 扱 規 程 （ 平 成 20 年 11 月 達  
第 33 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 2 条 第 1 項 第 1 号 中 「 環 境 創 造 局 」 を 「 脱 炭 素 ・ GREEN × EXPO  
推 進 局 、 み ど り 環 境 局 、 下 水 道 河 川 局 」 に 改 め 、 同 条 第 2 項 の 次 に  
次 の 1 項 を 加 え る 。

3 この 規 程 に お け る 書 面 に は 、 そ の 作 成 に 代 え て 電 磁 的 記 録 の 作  
成 が さ れ て い る 場 合 に お け る 当 該 電 磁 的 記 録 を 含 む 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 21 号

庁 中 一 般

横 浜 市 衛 生 研 究 所 処 務 規 程 ( 昭 和 34 年 3 月 達 第 11 号 ) の 一 部 を 次  
の よう に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 5 条 第 1 項 第 14 号 中 「、 前 金 払 及 び 立 替 払 」 を 「 及 び 前 金 払 」  
に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 22 号

庁 中 一 般

横 浜 市 環 境 活 動 支 援 セ ン タ ー 処 務 規 程 ( 平 成 17 年 3 月 達 第 3 号 )  
の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 1 条 第 1 項 中 「 環 境 創 造 局 み ど り ア ッ プ 推 進 部 」 を 「 み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 」 に 改 め る 。

第 4 条 第 1 項 中 「 環 境 創 造 局 み ど り ア ッ プ 推 進 部 長 」 を 「 み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 長 」 に 改 め る 。

第 7 条 中 「 環 境 創 造 局 長 」 を 「 み ど り 環 境 局 長 」 に 改 め る 。

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この 達 は、 令 和 6 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

( 経 過 措 置 )

- 2 この 達 の 施 行 の 際 現 に この 達 に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 環 境 活 動 支 援 セ ン タ ー 処 務 規 程 の 規 定 に よ る 次 表 の 左 欄 に 掲 げ る セ ン タ ー 長 若 し く は セ ン タ ー の 係 長 に 補 せ ら れ、 又 は こ れ ら の 場 に 勤 務 を 命 ぜ ら れ て い る 者 は、 別 段 の 辞 令 が 発 せ ら れ な い 限 り、 この 達 の 施 行 の 日 に お い て、 そ れ ぞ れ この 達 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 環 境 活 動 支 援 セ ン タ ー 処 務 規 程 の 規 定 に よ る 次 表 の 右 欄 に 掲 げ る セ ン タ ー 長 若 し く は セ ン タ ー の 係 長 に 補 せ ら れ、 又 は こ れ ら の 場 に 勤 務 を 命 ぜ ら れ た も の と す る 。

| 局         | 部                 | 課                   | 局           | 部         | 課                   |
|-----------|-------------------|---------------------|-------------|-----------|---------------------|
| 環 境 創 造 局 | み ど り ア ッ プ 推 進 部 | 環 境 活 動 支 援 セ ン タ ー | み ど り 環 境 局 | 公 園 緑 地 部 | 環 境 活 動 支 援 セ ン タ ー |

- 3 この 達 の 施 行 の 際 現 に 決 裁 処 理 の 過 程 に あ る 事 案 の 処 理 に つ い て は、 な お 従 前 の 例 に よ る 。

達 第 23 号

庁 中 一 般

横 浜 市 環 境 管 理 課 監 視 セ ン タ ー 設 置 規 程 ( 平 成 18 年 3 月 達 第 30 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 1 条 第 1 項 中 「 環 境 創 造 局 」 を 「 み ど り 環 境 局 」 に 改 め る 。

第 4 条 第 1 項 中 「 環 境 創 造 局 」 を 「 み ど り 環 境 局 」 に 改 め る 。

第 8 条 中 「 環 境 創 造 局 長 」 を 「 み ど り 環 境 局 長 」 に 改 め る 。

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この達は、令和6年4月1日から施行する。

( 経 過 措 置 )

- 2 この達の施行の際現にこの達による改正前の横浜市環境管理課監視センター設置規程の規定による次表の左欄に掲げるセンター長に補せられ、又はこれらの場に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この達の施行の日において、それぞれこの達による改正後の横浜市環境管理課監視センター設置規程の規定による次表の右欄に掲げるセンター長に補せられ、又はこれらのセンターに勤務を命ぜられたものとする。

| 局               | 部               | 課               | 係                 | 局                 | 部               | 課               | 係                 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-------------------|
| 環 境<br>創 造<br>局 | 環 境<br>保 全<br>部 | 環 境<br>管 理<br>課 | 監 視<br>セ ン<br>タ ー | み ど<br>り 環<br>境 局 | 環 境<br>保 全<br>部 | 環 境<br>管 理<br>課 | 監 視<br>セ ン<br>タ ー |

- 3 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

達 第 24 号

庁 中 一 般

横 浜 市 繁 殖 セ ン タ ー 規 程 ( 平 成 11 年 4 月 達 第 10 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 1 条 第 1 項 中 「 環 境 創 造 局 」 を 「 み ど り 環 境 局 」 に 改 め る 。

第 4 条 第 1 項 中 「 環 境 創 造 局 」 を 「 み ど り 環 境 局 」 に 改 め る 。

第 7 条 中 「 環 境 創 造 局 」 を 「 み ど り 環 境 局 」 に 改 め る 。

第 8 条 中 「 環 境 創 造 局 長 」 を 「 み ど り 環 境 局 長 」 に 改 め る 。

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この達 は、令 和 6 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

( 経 過 措 置 )

- 2 この達の施行の際現にこの達による改正前の横浜市繁殖センター規程の規定による次表の左欄に掲げる所長に補せられ、又はこれらの所に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この達の施行の日において、それぞれこの達による改正後の横浜市繁殖センター規程の規定による次表の右欄に掲げる所長に補せられ、又はこれらの所に勤務を命ぜられたものとする。

| 局               | 部               | 課          | 係                 | 局                 | 部               | 課          | 係                 |
|-----------------|-----------------|------------|-------------------|-------------------|-----------------|------------|-------------------|
| 環 境<br>創 造<br>局 | 公 園<br>緑 地<br>部 | 動 物<br>園 課 | 繁 殖<br>セ ン<br>タ ー | み ど<br>り 環<br>境 局 | 公 園<br>緑 地<br>部 | 動 物<br>園 課 | 繁 殖<br>セ ン<br>タ ー |

- 3 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

達 第 25 号

庁 中 一 般

横 浜 市 環 境 創 造 局 水 再 生 セ ン タ ー 等 規 程 ( 昭 和 37 年 5 月 達 第 6 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

題 名 を 次 の よ う に 改 め る 。

横 浜 市 下 水 道 河 川 局 水 再 生 セ ン タ ー 等 規 程

第 1 条 中 「 環 境 創 造 局 」 を 「 下 水 道 河 川 局 」 に 改 め る 。

第 5 条 第 1 項 中 「 環 境 創 造 局 」 を 「 下 水 道 河 川 局 」 に 改 め る 。

第 8 条 中 「 環 境 創 造 局 」 を 「 下 水 道 河 川 局 」 に 改 め る 。

第 10 条 中 「 環 境 創 造 局 長 」 を 「 下 水 道 河 川 局 長 」 に 改 め る 。

別 表 第 1 横 浜 市 環 境 創 造 局 北 部 第 一 水 再 生 セ ン タ ー の 項 中

「

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 北 綱 島 ポ ン プ 場     | 同           |
| 鶴 見 地 下 道 ポ ン プ 場 | 横 浜 市 鶴 見 区 |

」

を

「

|               |   |
|---------------|---|
| 北 綱 島 ポ ン プ 場 | 同 |
|---------------|---|

」

に 、 「 横 浜 市 環 境 創 造 局 北 部 第 一 水 再 生 セ ン タ ー 」 を 「 横 浜 市 下 水 道 河 川 局 北 部 第 一 水 再 生 セ ン タ ー 」 に 、 「 横 浜 市 環 境 創 造 局 神 奈 川 水 再 生 セ ン タ ー 」 を 「 横 浜 市 下 水 道 河 川 局 神 奈 川 水 再 生 セ ン タ ー 」 に 、 「 横 浜 市 環 境 創 造 局 中 部 水 再 生 セ ン タ ー 」 を 「 横 浜 市 下 水 道 河 川 局 中 部 水 再 生 セ ン タ ー 」 に 、 「 横 浜 市 環 境 創 造 局 南 部 水 再 生 セ ン タ ー 」 を 「 横 浜 市 下 水 道 河 川 局 南 部 水 再 生 セ ン タ ー 」 に 、 「 横 浜 市 環 境 創 造 局 港 北 水 再 生 セ ン タ ー 」 を 「 横 浜 市 下 水 道 河 川 局 港 北 水 再 生 セ ン タ ー 」 に 、 「 横 浜 市 環 境 創 造 局 都 筑 水 再 生 セ ン タ ー 」 を 「 横 浜 市 下 水 道 河 川 局 都 筑 水 再 生 セ ン タ ー 」 に 、 「 横 浜 市 環 境 創 造 局 西 部 水 再 生 セ ン タ ー 」 を 「 横 浜 市 下 水 道 河 川 局 西 部 水 再 生 セ ン タ ー 」 に 、 「 横 浜 市 環 境 創 造 局 栄 水 再 生 セ ン タ ー 」 を 「 横 浜 市 下 水 道 河 川 局 栄 水 再 生 セ ン タ ー 」 に 、 「 横 浜 市 環 境 創 造 局 北 部 下 水 道 セ ン タ ー 」 を 「 横 浜 市 下 水 道 河 川 局 北 部 下 水 道 セ ン タ ー 」 に 、 「 横 浜 市 環 境 創 造 局 南 部 下 水 道 セ ン タ ー 」 を 「 横 浜 市 下 水 道 河 川 局 南 部 下 水 道 セ ン タ ー 」 に 改 め る 。

附 則

( 施 行 期 日 )

1 この達は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際現にこの達による改正前の横浜市環境創造局水再生センター等規程の規定による次表の左欄に掲げるセンター長若しくはセンターの係長に補せられ、又はこれらのセンターに勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この達の施行の日において、それぞれこの達による改正後の横浜市下水道河川局水再生センター等規程の規定による次表の右欄に掲げるセンター長若しくはセンターの係長に補せられ、又はこれらのセンターに勤務を命ぜられたものとする。

| 水再生センター・下水道センター     | 水再生センター・下水道センター      |
|---------------------|----------------------|
| 横浜市環境創造局北部第一水再生センター | 横浜市下水道河川局北部第一水再生センター |
| 横浜市環境創造局神奈川水再生センター  | 横浜市下水道河川局神奈川水再生センター  |
| 横浜市環境創造局中部水再生センター   | 横浜市下水道河川局中部水再生センター   |
| 横浜市環境創造局南部水再生センター   | 横浜市下水道河川局南部水再生センター   |
| 横浜市環境創造局港北水再生センター   | 横浜市下水道河川局港北水再生センター   |
| 横浜市環境創造局都筑水再生センター   | 横浜市下水道河川局都筑水再生センター   |
| 横浜市環境創造局西部水再生センター   | 横浜市下水道河川局西部水再生センター   |
| 横浜市環境創造局栄水再生センター    | 横浜市下水道河川局栄水再生センター    |
| 横浜市環境創造局北部下水道センター   | 横浜市下水道河川局北部下水道センター   |
| 横浜市環境創造局南部下水道センター   | 横浜市下水道河川局南部下水道センター   |

3 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

達 第 26 号

庁 中 一 般

横 浜 市 公 園 緑 地 事 務 所 規 程 ( 昭 和 45 年 10 月 達 第 43 号 ) の 一 部 を 次  
の よう に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 1 条 第 1 項 中 「 環 境 創 造 局 」 を 「 み ど り 環 境 局 」 に 改 め る 。

第 4 条 第 1 項 中 「 環 境 創 造 局 」 を 「 み ど り 環 境 局 」 に 改 め 、 「 及  
び み ど り ア ッ プ 推 進 部 長 」 を 削 る 。

第 7 条 中 「 環 境 創 造 局 」 を 「 み ど り 環 境 局 」 に 改 め る 。

第 8 条 中 「 環 境 創 造 局 長 」 を 「 み ど り 環 境 局 長 」 に 改 め る

附 則

( 施 行 期 日 )

1 この 達 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

( 経 過 措 置 )

2 この 達 の 施 行 の 際 現 に この 達 に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 公 園 緑 地 事  
務 所 規 程 の 規 定 に よ る 次 表 の 左 欄 に 掲 げ る 所 長 若 し く は 所 の 係 長  
に 補 せ ら れ 、 又 は こ れ ら の 所 に 勤 務 を 命 ぜ ら れ て い る 者 は 、 別 段  
の 辞 令 が 発 せ ら れ な い 限 り 、 この 達 の 施 行 の 日 に お い て 、 そ れ ぞ  
れ この 達 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 公 園 緑 地 事 務 所 規 程 の 規 定 に よ る  
次 表 の 右 欄 に 掲 げ る 所 長 若 し く は 所 の 係 長 に 補 せ ら れ 、 又 は こ れ  
ら の 所 に 勤 務 を 命 ぜ ら れ た も の と す る 。

| 局            | 部            | 課  | 局              | 部            | 課  |
|--------------|--------------|--|----------------|--------------|--|
| 環 境 創<br>造 局 | 公 園 緑<br>地 部 | 北 部 公<br>園 緑 地<br>事 務 所<br>南 部 公<br>園 緑 地<br>事 務 所 | み ど り<br>環 境 局 | 公 園 緑<br>地 部 | 北 部 公<br>園 緑 地<br>事 務 所<br>南 部 公<br>園 緑 地<br>事 務 所 |

3 この 達 の 施 行 の 際 現 に 決 裁 処 理 の 過 程 に あ る 事 案 の 処 理 に つ い  
て は 、 な お 従 前 の 例 に よ る 。

達 第 27 号

庁 中 一 般

横 浜 市 環 境 管 理 計 画 推 進 会 議 設 置 規 程 ( 平 成 8 年 9 月 達 第 10 号 )  
の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 3 条 第 2 項 中 「 環 境 創 造 局 」 を 「 み ど り 環 境 局 」 に 改 め る 。

第 6 条 第 3 項 中 「 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 長 」 を 「 み ど り 環 境 局 戦  
略 企 画 部 長 」 に 改 め る 。

第 8 条 中 、 「 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 政 策 課 」 を 「 み ど り 環 境 局 戦  
略 企 画 部 戦 略 企 画 課 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 28 号

庁 中 一 般

横 浜 市 環 境 創 造 局 水 再 生 セ ン タ ー 及 び 下 水 道 セ ン タ ー の 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 す る 規 程 ( 昭 和 40 年 4 月 達 第 12 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

題 名 を 次 の よ う に 改 め る 。

横 浜 市 下 水 道 河 川 局 水 再 生 セ ン タ ー 及 び 下 水 道 セ ン タ ー  
の 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 す る 規 程  
第 1 条 中 「 環 境 創 造 局 」 を 「 下 水 道 河 川 局 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 29 号

庁 中 一 般

資 源 循 環 局 事 務 所、工 場 等 の 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 する 規 程（昭 和 51 年 5 月 達 第 16 号）の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

別 表 中 「事 務 所」の 項 の 次 に 次 の よう に 加 え る。

|           |   |  |                                   |                                |  |
|-----------|---|--|-----------------------------------|--------------------------------|--|
| 施 設 計 画 課 | 新 焼 却 工 場 の 建 設 に 係 る 工 事 監 理 業 務 等 に 従 事 す る た め、建 設 現 場 に 常 駐 す る 者 |  | 午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で | 勤 務 時 間 の 途 中 に 1 時 間 を 与 え る。 |  |
|-----------|---|--|-----------------------------------|--------------------------------|--|

附 則

こ の 達 は、令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

達 第 30 号

庁 中 一 般

横 浜 市 電 気 工 作 物 保 安 規 程 ( 昭 和 48 年 8 月 達 第 33 号 ) の 一 部 を 次  
の よう に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 4 条 第 2 項 中 「 環 境 創 造 局 」 を 「 下 水 道 河 川 局 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 31 号

庁 中 一 般

事 務 所 等 に お い て 常 時 必 要 と す る 経 費 の 指 定 に 関 す る 規 程 ( 昭 和  
24 年 1 月 達 第 1 号 ) は 、 令 和 6 年 3 月 31 日 限 り 廃 止 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

消 防 局

消 防 局 達 第 3 号

横 浜 市 消 防 局、消 防 署 係 設 置 規 程（昭 和 37 年 8 月 消 防 局 達 第 2 号）等 の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 消 防 局 長 平 中 隆

（ 横 浜 市 消 防 局、消 防 署 係 設 置 規 程 の 一 部 改 正 ）

第 1 条 横 浜 市 消 防 局、消 防 署 係 設 置 規 程（昭 和 37 年 8 月 消 防 局 達 第 2 号）の 一 部 を 次 の よう に 改 め る。

第 2 条 第 1 号 救 急 部 の 項 中

「 救 急 課 救 急 企 画 係 救 急 指 導 係 」

を

「 救 急 企 画 課 救 急 企 画 係  
救 急 指 導 課 救 急 指 導 係 」

に 改 め、同 号 消 防 訓 練 セ ン ター の 項 中 「 管 理 ・ 研 究 課 管 理 係 研 究 開 発 係 」 を 「 校 務 課 校 務 係 」 に 改 め る。

同 条 第 2 号 中 「 消 防 署 」 を 「 消 防 署（鶴 見 消 防 署、神 奈 川 消 防 署、西 消 防 署、中 消 防 署、南 消 防 署 及 び 港 南 消 防 署（以 下 「鶴 見 消 防 署 等」とい う。）に 限 る。）」 に、総 務 ・ 予 防 課 の 項 中 「 消 防 出 張 所 」 を 「 消 防 出 張 所 第 一 係 消 防 出 張 所 第 二 係 」 に 改 め、同 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(3) 消 防 署 等（鶴 見 消 防 署 等 を 除 く。）

総 務 ・ 予 防 課 庶 務 係 消 防 団 係 予 防 係 消 防 出 張 所  
警 防 課 警 防 第 一 係 警 防 第 二 係 消 防 出 張 所 第 一 係 消  
防 出 張 所 第 二 係

第 3 条 第 1 号 の 表 中

|  |  |                                      |
|--|--|--------------------------------------|
|  |  | 2 火 災 の 分 析 及 び 記 録 に 関 す る こ と。     |
|  |  | 3 調 査 技 術 の 研 究 及 び 指 導 に 関 す る こ と。 |
|  |  | 4 火 災 の 情 報 に 関 す る こ と。             |
|  |  | 5 火 災 統 計 に 関 す る こ と。               |

を

|  |  |                               |
|--|--|-------------------------------|
|  |  | 2 鑑 識 及 び 鑑 定 に 関 す る こ と。    |
|  |  | 3 火 災 の 分 析 及 び 記 録 に 関 す る こ |

- と。
- 4 調査技術の研究及び指導に関すること。
  - 5 火災の情報に関すること。
  - 6 火災統計に関すること。

に改め、

|            |       |    |                              |
|------------|-------|----|------------------------------|
| 救急部<br>救急課 | 救急企画係 | 1  | 救急企画に関すること。                  |
|            |       | 2  | 医療機関等に関すること。                 |
|            |       | 3  | 救命指導医に関すること。                 |
|            |       | 4  | 救急隊の運用計画に関すること               |
|            |       | 5  | 横浜市救急業務委員会に関すること。            |
|            |       | 6  | 救急資器材及び救急薬品に関すること。           |
|            | 救急指導係 | 7  | 救急統計に関すること。                  |
|            |       | 8  | 課内の庶務に関すること。                 |
|            |       | 1  | 救急医療及び救急技術の調査研究に関すること。       |
|            |       | 2  | 救急活動に関すること。                  |
|            |       | 3  | 救急教育に関すること。                  |
|            |       | 4  | 救急隊の訓練指導に関すること               |
|            |       | 5  | 救急救命士の実務訓練に関すること。            |
|            |       | 6  | 横浜市救急救命士養成所の管理及び運営に関すること。    |
|            |       | 7  | 横浜市救急ワークステーションの管理及び運営に関すること。 |
|            |       | 8  | 感染防止に関すること。                  |
|            |       | 9  | 応急処置の普及に関すること。               |
|            |       | 10 | 民間の患者等搬送事業の指導及び認定に関すること。     |

を

|            |       |   |                |
|------------|-------|---|----------------|
| 救急部<br>救急企 | 救急企画係 | 1 | 救急企画に関すること。    |
|            |       | 2 | 救急隊の運用計画に関すること |

|           |           |  |
|-----------|-----------|--|
| 画 課       |           | <p>。 3 予 防 救 急 の 普 及 啓 発 に 関 す る こ と 。</p> <p>4 救 命 指 導 医 に 関 す る こ と 。</p> <p>5 医 療 機 関 等 に 関 す る こ と 。</p> <p>6 横 浜 市 救 急 業 務 委 員 会 に 関 す る こ と 。</p> <p>7 救 急 資 器 材 及 び 救 急 薬 品 に 関 す る こ と 。</p> <p>8 救 急 統 計 に 関 す る こ と 。</p> <p>9 部 内 他 の 課 の 主 管 に 属 し な い こ と 。</p>   |
| 救 急 指 導 課 | 救 急 指 導 係 | <p>1 救 急 活 動 に 関 す る こ と 。</p> <p>2 救 急 教 育 に 関 す る こ と 。</p> <p>3 救 急 隊 の 訓 練 指 導 に 関 す る こ と 。</p> <p>4 救 急 救 命 士 の 運 用 に 関 す る こ と 。</p> <p>5 救 急 医 療 及 び 救 急 技 術 の 調 査 研 究 に 関 す る こ と 。</p> <p>6 横 浜 市 救 急 ワ ー ク ス テ ー シ ョ ン の 管 理 及 び 運 営 に 関 す る こ と 。</p> <p>7 横 浜 市 救 急 救 命 士 養 成 所 の 管 理 及 び 運 営 に 関 す る こ と 。</p> <p>8 感 染 防 止 に 関 す る こ と 。</p> <p>9 応 急 処 置 の 普 及 に 関 す る こ と 。</p> <p>10 民 間 の 患 者 等 搬 送 事 業 の 指 導 及 び 認 定 に 関 す る こ と 。</p> <p>11 課 内 の 庶 務 に 関 す る こ と 。</p> |

に 改 め、

「

|                             |       |  |
|-----------------------------|-------|--|
| 消 防 訓 練 セ ン タ ー 管 理 ・ 研 究 課 | 管 理 係 | <p>1 消 防 訓 練 セ ン タ ー の 文 書 に 関 す る こ と 。</p> <p>2 消 防 訓 練 セ ン タ ー に お い て 教 育 訓 練 を 受 け る 者 の 保 健 衛 生 及 び 福 利 厚 生 に 関 す る こ と 。</p> <p>3 消 防 訓 練 セ ン タ ー の 施 設 及 び 教 育 訓 練 に 係 る 環 境 の 研 究 及 び 整 備 に 関 す る こ と 。</p> |
|-----------------------------|-------|--|

」

|  |       |  |
|--|-------|--|
|  |       | 4 消防訓練センターの庁舎、宿舍、教育訓練施設その他の施設及び土地並びに物品の管理に関すること。 |
|  |       | 5 消防訓練センターの車両の安全運転管理に関すること。                      |
|  |       | 6 消防訓練センターの食堂に関すること。                             |
|  |       | 7 教育訓練の基本に係る総合企画、調整及び教育年間計画に関すること。               |
|  |       | 8 教育訓練に係る資料の調査、収集、編集及び配布並びに教材の整備及び管理に関すること。      |
|  |       | 9 教育訓練に係る統計に関すること。                               |
|  |       | 10 教育訓練に係る記録の作成及び管理に関すること。                       |
|  |       | 11 他の教育訓練機関等との連絡調整に関すること。                        |
|  |       | 12 消防訓練センター内の他の課及び係の主管に属しないこと。                   |
|  | 研究開発係 | 1 消防科学化の研究及び開発並びにこれらに基づく指導に関すること。                |
|  |       | 2 特殊災害の分析及びその対策に関すること。                           |
|  |       | 3 鑑識及び鑑定に関すること。                                  |
|  |       | 4 危険物等の判定試験に関すること。                               |
|  |       | 5 研究・開発情報に係る情報及び資料の収集に関すること。                     |
|  |       | 6 消防用車両、消防用個人装備その他資機材の研究、開発及び改善に関すること。           |

を

「

|          |     |                      |
|----------|-----|----------------------|
| 消防訓練センター | 校務係 | 1 消防訓練センターの文書に関すること。 |
|----------|-----|----------------------|

」

校務課

- 2 消防訓練センターにおいて教育訓練を受ける者の保健衛生及び福利厚生に関すること。
- 3 消防訓練センターの施設及び教育訓練に係る環境の研究及び整備に関すること。
- 4 消防訓練センターの庁舎、宿舍、教育訓練施設その他の施設及び土地並びに物品の管理に関すること。
- 5 消防訓練センターの車両の安全運転管理に関すること。
- 6 消防訓練センターの食堂に関すること。
- 7 教育訓練の基本に係る総合企画、調整及び教育年間計画に関すること。
- 8 教育訓練に係る資料の調査、収集、編集及び配布並びに教材の整備及び管理に関すること。
- 9 教育訓練に係る統計に関すること。
- 10 教育訓練に係る記録の作成及び管理に関すること。
- 11 他の教育訓練機関等との連絡調整に関すること。
- 12 消防訓練センター内の他の課の主管に属しないこと。

に改める。

同条第2号中「消防署」の次に「（鶴見消防署等に限る。）」を加え、同号の表中

- 9 消防用車両等の維持管理に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

を

- 9 消防車両等の維持管理に関する

こと（他の課の主管に属するものを除く。）。

に改め、

- 7 その他市民に対する防災思想の普及及び指導に関すること。
- 8 火災予防協会に関すること。
- 9 危険物に係る許可、認可、届出、承認等に関すること。
- 10 危険物取扱者等並びに危険物保安監督者等の指導及び講習に関すること。
- 11 少量危険物及び指定可燃物に関すること。
- 12 液化石油ガス貯蔵施設等の設置等の許可に係る意見に関すること。
- 13 建築物の防火指導に関すること。
- 14 建築物の許可、認可及び確認の同意事務に関すること。
- 15 建築物の許可等の同意事務に係る消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置指導及び検査に関すること。
- 16 火災予防査察に関すること。
- 17 火災予防等に係る違反是正に関すること。
- 18 防火対象物の防火管理指導に関すること。
- 19 消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検に関すること。
- 20 消防用設備等及び特殊消防用設備等の維持管理の指導に関すること。
- 21 防災処理に関すること。
- 22 警防業務の支援に関すること。

を

|  |    |   |
|--|----|---|
|  | 7  | 防 災 指 導 及 び 防 災 教 育 に 関 す る<br>こ と。   |
|  | 8  | 予 防 救 急 の 推 進 に 関 す る こ と。  |
|  | 9  | 火 災 予 防 協 会 等 に 関 す る こ と。  |
|  | 10 | 危 険 物 に 係 る 許 可、認 可、届 出<br>、 承 認 等 に 関 す る こ と。   |
|  | 11 | 危 険 物 取 扱 者 等 並 び に 危 険 物 保<br>安 監 督 者 等 の 指 導 及 び 講 習 に 関 す<br>る こ と。                                |
|  | 12 | 少 量 危 険 物 及 び 指 定 可 燃 物 に 関<br>す る こ と。   |
|  | 13 | 液 化 石 油 ガ ス 貯 蔵 施 設 等 の 設 置<br>等 の 許 可 に 係 る 意 見 に 関 す る こ と<br>。                                     |
|  | 14 | 建 築 物 の 防 火 指 導 に 関 す る こ と<br>。  |
|  | 15 | 建 築 物 の 許 可、認 可 及 び 確 認 の<br>同 意 事 務 に 関 す る こ と。   |
|  | 16 | 建 築 物 の 許 可 等 の 同 意 事 務 に 係<br>る 消 防 用 設 備 等 及 び 特 殊 消 防 用 設<br>備 等 の 設 置 指 導 及 び 検 査 に 関 す る<br>こ と。 |
|  | 17 | 火 災 予 防 査 察 に 関 す る こ と。  |
|  | 18 | 火 災 予 防 等 に 係 る 違 反 是 正 に 関<br>す る こ と。   |
|  | 19 | 防 火 対 象 物 の 防 火 管 理 指 導 に 関<br>す る こ と。   |
|  | 20 | 消 防 用 設 備 等 及 び 特 殊 消 防 用 設<br>備 等 の 点 検 に 関 す る こ と。   |
|  | 21 | 消 防 用 設 備 等 及 び 特 殊 消 防 用 設<br>備 等 の 維 持 管 理 の 指 導 に 関 す る こ<br>と。                                    |
|  | 22 | 防 炎 処 理 に 関 す る こ と。  |
|  | 23 | 警 防 業 務 の 支 援 に 関 す る こ と。  |

に 改 め、

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 消 防 出 張 所 | 1 | 市 民 に 対 す る 防 災 思 想 の 普 及 及<br>び 指 導 に 関 す る こ と。 |
|-----------|---|---|

を

|                              |   |                       |
|------------------------------|---|-----------------------|
| 消防出張所<br>第一係<br>消防出張所<br>第二係 | 1 | 火災予防に係る普及啓発に関すること。    |
|                              | 2 | 自衛消防隊等の訓練指導に関すること。    |
|                              | 3 | 防災指導及び防災教育に関すること。     |
|                              | 4 | 火災予防査察に関すること。         |
|                              | 5 | 消防に関わる相談に関すること。       |
|                              | 6 | 消防法令等に基づく届出の受付に関すること。 |
|                              | 7 | 消防出張所内の庶務に関すること。      |
|                              | 8 | 警防業務の支援に関すること。        |

に改め、

|     |       |   |                    |
|-----|-------|---|--------------------|
| 警防課 | 警防第一係 | 1 | 消防隊、救急隊等の運用に関すること。 |
|     | 警防第二係 |   |                    |

を

|     |       |   |                |
|-----|-------|---|----------------|
| 警防課 | 警防第一係 | 1 | 消防隊等の運用に関すること。 |
|     | 警防第二係 |   |                |

に改め、

|  |  |   |                   |
|--|--|---|-------------------|
|  |  | 6 | 消防訓練及び救急訓練に関すること。 |
|--|--|---|-------------------|

を

|  |  |   |                            |
|--|--|---|----------------------------|
|  |  | 6 | 警防訓練（消防団との連携訓練を含む。）に関すること。 |
|--|--|---|----------------------------|

に改め、

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

|  |   |
|--|---|
|  | 10 消防車両の保守に関する事<br>11 消防統計、救助統計及び救急統計に関する事。 |
|--|---|

を

|  |   |
|--|---|
|  | 10 消防車両等の保守に関する事<br>11 消防活動統計及び救急統計に関する事。 |
|--|---|

に改め、

|  |                      |
|--|----------------------|
|  | 21 消防隊、救急隊等の活動に関する事。 |
|--|----------------------|

を

|  |                  |
|--|------------------|
|  | 21 消防隊等の活動に関する事。 |
|--|------------------|

に改め、

|  |  |
|--|--|
|  | 24 防災指導、火災予防査察その他の火災予防事務に関する事。<br>25 課内の庶務に関する事。 |
|--|--|

を

|  |   |
|--|---|
|  | 24 火災予防に係る普及啓発、火災予防査察その他の火災予防事務に関する事。<br>25 防災指導及び防災教育に関する事。<br>26 救急需要対策に関する事。<br>27 課内の庶務に関する事。 |
|--|---|

に改め、

|              |                     |
|--------------|---------------------|
| 消防出張所<br>第一係 | 1 消防用車両等の維持管理に関する事。 |
|--------------|---------------------|

消 防 出 張 所  
第 二 係

を

消 防 出 張 所  
第 一 係  
消 防 出 張 所  
第 二 係

1 消 防 車 両 等 の 保 守 に 関 す る こ と  
。

に 改 め、

5 消 防 隊 及 び 救 急 隊 の 活 動 に 関 す  
る こ と 。

を

5 消 防 隊 等 の 活 動 に 関 す る こ と 。

に 改 め、

- 7 火 災 警 報 等 及 び 消 防 通 信 に 関 す  
る こ と 。
- 8 消 防 訓 練 及 び 救 急 訓 練 に 関 す  
る こ と 。
- 9 消 防 事 象 の 情 報 収 集 及 び 連 絡 に  
関 す る こ と 。
- 10 消 防 水 利 に 関 す る こ と 。
- 11 火 災 そ の 他 の 災 害 の 調 査 に 関 す  
る こ と 。
- 12 自 衛 消 防 隊 等 の 訓 練 指 導 に 関 す  
る こ と 。
- 13 警 防 計 画 の 策 定 に 関 す る こ と 。
- 14 消 防 統 計 資 料 及 び 救 急 統 計 資 料  
の 作 成 に 関 す る こ と 。
- 15 救 急 資 器 材 及 び 救 急 薬 品 に 関 す  
る こ と 。
- 16 医 療 機 関 等 に 関 す る こ と 。
- 17 防 災 指 導、火 災 予 防 査 察 そ の 他  
の 火 災 予 防 事 務 に 関 す る こ と 。

を

「

」

- |    |                                     |
|----|-------------------------------------|
| 7  | 警防資機材に関すること。                        |
| 8  | 火災警報等及び消防通信に関すること。                  |
| 9  | 警防訓練（消防団との連携訓練を含む。）に関すること。          |
| 10 | 消防事象の情報収集及び連絡に関すること。                |
| 11 | 消防水利に関すること。                         |
| 12 | 火災その他の災害の調査に関すること。                  |
| 13 | 自衛消防隊等の訓練指導に関すること。                  |
| 14 | 警防計画の策定に関すること。                      |
| 15 | 消防活動統計及び救急統計に関すること。                 |
| 16 | 救急資器材及び救急薬品に関すること。                  |
| 17 | 医療機関等に関すること。                        |
| 18 | 火災予防に係る普及啓発、火災予防査察その他の火災予防事務に関すること。 |
| 19 | 防災指導及び防災教育に関すること。                   |

」

に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 消防署（鶴見消防署等を除く。）

|            |     |   |                      |
|------------|-----|---|----------------------|
| 総務・予<br>防課 | 庶務係 | 1 | 公印の管守に関すること。         |
|            |     | 2 | 文書に関すること。            |
|            |     | 3 | 広聴に関すること。            |
|            |     | 4 | 消防表彰に関すること。          |
|            |     | 5 | 署員の服務及び勤務規律に関すること。   |
|            |     | 6 | 署員の勤務成績の評定に関すること。    |
|            |     | 7 | 署員の公務災害補償等の手続に関すること。 |

消 防 団 係

- 8 署員の保健衛生及び福利厚生に関すること。
- 9 消防車両等の維持管理に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- 10 消防作業等従事者及び防災訓練参加者の災害補償に関すること。
- 11 署員の文化体育に関すること。
- 12 署員の人材育成に関すること。
- 13 消防署沿革誌の編集に関すること。
- 14 諸会議に関すること。
- 15 予算及び決算に関すること。
- 16 契約に関すること。
- 17 諸手数料の徴収に関すること。
- 18 署員の給料及び諸給与金の支給に関すること。
- 19 横浜市職員共済組合長期給付及び退職給与金等の手続に関すること。
- 20 物品の保管及び請求、払出等に関すること。
- 21 不用物品等の処分手続に関すること。
- 22 警防業務の支援に関すること。
- 23 他の課及び係の主管に属しないこと。
- 1 消防団員の任免、給与、服务等に関すること。
- 2 消防団員の退職報償金に関すること。
- 3 消防団員の公務災害等補償に関すること。
- 4 消防団員の福利厚生及び健康管理に関すること。
- 5 消防団施設の維持及び管理に関すること。
- 6 消防団の車両の維持管理に関すること。
- 7 消防団の装備、被服等に関すること。

予 防 係

- こと。
- 8 消防団員の訓練、研修等に関する  
ること。
- 9 消防団の広報に関すること。
- 10 消防団の会議に関すること。
- 11 警防業務の支援に関すること。
- 1 火災予防計画に関すること。
- 2 火災予防関係申請等の処理に  
すること。
- 3 火災予防に係る普及啓発に  
ること。
- 4 防火管理に係る講習に関する  
こと。
- 5 家庭防災員等に関すること。
- 6 自衛消防隊等の育成指導に  
ること。
- 7 防災指導及び防災教育に  
ること。
- 8 火災予防協会等に関すること。
- 9 危険物に係る許可、認可、届出  
、承認等に関すること。
- 10 危険物取扱者等並びに危険物保  
安監督者等の指導及び講習に  
ること。
- 11 少量危険物及び指定可燃物に  
すること。
- 12 液化石油ガス貯蔵施設等の設置  
等の許可に係る意見に関する  
こと。
- 13 建築物の防火指導に関する  
こと。
- 14 建築物の許可、認可及び確認の  
同意事務に関すること。
- 15 建築物の許可等の同意事務に係  
る消防用設備等及び特殊消防用  
設備等の設置指導及び検査に  
ること。
- 16 火災予防査察に関すること。
- 17 火災予防等に係る違反是正に  
すること。

|                                 |   |  |
|---------------------------------|---|--|
| 警 防 課                           | 消 防 出 張 所   | 18 防 火 対 象 物 の 防 火 管 理 指 導 に 関 する 事 項。                         |
|                                 |   | 19 消 防 用 設 備 等 及 び 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 点 検 に 関 する 事 項。           |
|                                 |   | 20 消 防 用 設 備 等 及 び 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 維 持 管 理 の 指 導 に 関 する 事 項。 |
|                                 |   | 21 防 炎 処 理 に 関 する 事 項。   |
|                                 |   | 22 警 防 業 務 の 支 援 に 関 する 事 項。                                   |
|                                 |   | 1 火 災 予 防 に 係 る 普 及 啓 発 に 関 する 事 項。                            |
|                                 |   | 2 自 衛 消 防 隊 等 の 訓 練 指 導 に 関 する 事 項。                            |
|                                 |   | 3 防 災 指 導 及 び 防 災 教 育 に 関 する 事 項。                              |
|                                 |   | 4 火 災 予 防 査 察 に 関 する 事 項。                                      |
|                                 |   | 5 消 防 に 関 わ る 相 談 に 関 する 事 項。                                  |
|                                 |   | 6 消 防 法 令 等 に 基 づ く 届 出 の 受 付 に 関 する 事 項。                      |
| 7 消 防 出 張 所 内 の 庶 務 に 関 する 事 項。 |   |  |
| 8 警 防 業 務 の 支 援 に 関 する 事 項。     |   |  |
| 警 防 第 一 係<br>警 防 第 二 係          | 1 消 防 隊 等 の 運 用 に 関 する 事 項。                             |  |
|                                 | 2 消 防 戦 術 に 関 する 事 項。                                   |  |
|                                 | 3 災 害 現 場 の 指 揮 に 関 する 事 項。                             |  |
|                                 | 4 火 災 等 の 災 害 に お け る 現 場 活 動 に つ い て の 監 察 に 関 する 事 項。 |  |
|                                 | 5 災 害 現 場 広 報 に 関 する 事 項。                               |  |
|                                 | 6 警 防 訓 練 ( 消 防 団 と の 連 携 訓 練 を 含 む 。 ) に 関 する 事 項。     |  |
|                                 | 7 消 防 事 象 の 情 報 収 集 及 び 連 絡 に 関 する 事 項。                 |  |
|                                 | 8 警 防 資 機 材 に 関 する 事 項。                                 |  |
|                                 | 9 火 災 警 報 等 及 び 消 防 通 信 に 関 する 事 項。                     |  |
|                                 | 10 消 防 車 両 等 の 保 守 に 関 する 事 項。                          |  |
|                                 | 11 消 防 活 動 統 計 及 び 救 急 統 計 に 関 する 事 項。                  |  |

消 防 出 張 所  
第 一 係  
消 防 出 張 所  
第 二 係

- 12 警 防 計 画 に 関 す る こ と 。
- 13 警 防 査 察 に 関 す る こ と 。
- 14 風 水 害 対 策 に 関 す る こ と 。
- 15 警 防 活 動 関 係 申 請 等 の 処 理 に 関  
す る こ と 。
- 16 消 防 水 利 に 関 す る こ と 。
- 17 地 震 対 策 に 関 す る こ と 。
- 18 火 災 そ の 他 の 災 害 の 調 査 に 関 す  
る こ と 。
- 19 災 害 の 情 報 収 集 に 関 す る こ と 。
- 20 罹 災 証 明 等 に 関 す る こ と 。
- 21 消 防 隊 等 の 活 動 に 関 す る こ と 。
- 22 救 急 資 器 材 及 び 救 急 薬 品 に 関 す  
る こ と 。
- 23 医 療 機 関 等 に 関 す る こ と 。
- 24 火 災 予 防 に 係 る 普 及 啓 発 、 火 災  
予 防 査 察 そ の 他 の 火 災 予 防 事 務 に  
関 す る こ と 。
- 25 防 災 指 導 及 び 防 災 教 育 に 関 す る  
こ と 。
- 26 救 急 需 要 対 策 に 関 す る こ と 。
- 27 課 内 の 庶 務 に 関 す る こ と 。
- 1 消 防 車 両 等 の 維 持 管 理 に 関 す る  
こ と 。
- 2 庁 舎 ( 付 属 す る 施 設 及 び 器 具 を  
含 む 。 ) の 保 全 及 び 庁 中 取 締 り に  
関 す る こ と 。
- 3 消 防 に 係 る 相 談 に 関 す る こ と 。
- 4 消 防 法 令 等 に 基 づ く 届 出 の 受 付  
に 関 す る こ と 。
- 5 消 防 隊 等 の 活 動 に 関 す る こ と 。
- 6 災 害 現 場 の 情 報 収 集 及 び 現 場 広  
報 に 関 す る こ と 。
- 7 火 災 警 報 等 及 び 消 防 通 信 に 関 す  
る こ と 。
- 8 警 防 訓 練 ( 消 防 団 と の 連 携 訓 練  
を 含 む 。 ) に 関 す る こ と 。
- 9 消 防 事 象 の 情 報 収 集 及 び 連 絡 に  
関 す る こ と 。
- 10 消 防 水 利 に 関 す る こ と 。

|  |  |
|--|--|
|  | 11 火災その他の災害の調査に関すること。                  |
|  | 12 自衛消防隊等の訓練指導に関すること。                  |
|  | 13 警防計画の策定に関すること。                      |
|  | 14 消防活動統計及び救急統計に関すること。                 |
|  | 15 救急資器材及び救急薬品に関すること。                  |
|  | 16 医療機関等に関すること。                        |
|  | 17 火災予防に係る普及啓発、火災予防査察その他の火災予防事務に関すること。 |
|  | 18 防災指導及び防災教育に関すること。                   |

(消防署組織規程の一部改正)

第2条 消防署組織規程(昭和38年10月消防局達第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項総務・予防課の部第23号中「災害予防の指導」を「防災指導及び防災教育」に改め、同項総務・予防課の部第34号を同項総務・予防課の部第35号とし、同項総務・予防課の部第33号を同項総務・予防課の部第34号とし、同項総務・予防課の部第32号中「火災予防協会」の次に「等」を加え、同号を同項総務・予防課の部第33号とし、同項総務・予防課の部第31号を同項総務・予防課の部第32号とし、同項総務・予防課の部第24号から同項総務・予防課の部第30号までを1号ずつ繰り下げ同項総務・予防課の部第23号の次に次の1号を加える。

(24) 予防救急の推進に関すること。

同項警防課の部第1号中「消防隊の運用並びに救急隊」を「消防隊等」に、同項警防課の部第8号中「消防訓練」を「警防訓練(消防団との連携訓練を含む。)」に改め、同項警防課の部第10号中「用」を削り、同項警防課の部第15号中「消防」の次に「活動統計及び救急」を加え、同項警防課の部第18号中「防災指導」を「火災予防に係る普及啓発」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(19) 防災指導及び防災教育に関すること。

(20) 救急需要対策に関すること。

第7条第2項中「課員」を「前項に掲げる職員」に改める。

第8条第5項中「所長」の次に「(鶴見消防署、神奈川消防署、西消防署、中消防署、南消防署及び港南消防署(以下「鶴見消

防署等」という。)の消防出張所を除く。)を、「係長」の次に「、キャリアスタッフ」を加え、同条第6項中「所長」の次に「(鶴見消防署等の消防出張所を除く。)」を加え、同条第7項中「消防司令」の次に「(専任職及びキャリアスタッフを除く。)」を加え、同条第8項中「所長」の次に「(鶴見消防署等の消防出張所を除く。)、係長及びキャリアスタッフ」を加え、同条第9項中「消防出張所」の次に「(鶴見消防署等に限る。)」を加え、同項第1号中「消防車両等の維持管理」を「消防車両等の保守」に、同項第5号中「防災指導」を「火災予防に係る普及啓発」に改め、同項中第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、同項第15号中「統計資料の作成」を「活動統計及び救急統計」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第14号を第16号とし、第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、同項第9号中「消防訓練」を「警防訓練(消防団との連携訓練含む。)」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第8号を第10号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(9) 警防資機材に関すること。

第8条第9項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「及び救急隊」を「等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 防災指導及び防災教育に関すること。

第8条第10項中「消防出張所員」の次に「(鶴見消防署等の消防出張所を除く。)」を加え、「の承認を得て所長又は係長」を削り、同項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 消防出張所(鶴見消防署等を除く。)の分担する事務は、次のとおりとする。

(1) 消防車両等の維持管理に関すること。

(2) 庁舎(付属する施設及び器具を含む。)の保全及び庁中取締りに関すること。

(3) 消防に係る相談に関すること。

(4) 消防法令等に基づく届出の受付に関すること。

(5) 火災予防に係る普及啓発防災指導、火災予防査察その他の火災予防事務に関すること。

(6) 防災指導及び防災教育に関すること。

(7) 消防隊等の活動に関すること。

(8) 災害現場の情報収集及び現場広報に関すること。

(9) 警防資機材に関すること。

(10) 火災警報等及び消防通信に関すること。

(11) 警防訓練(消防団との連携訓練を含む。)に関すること

- (12) 消防事象の情報収集及び連絡に関すること。
- (13) 消防水利に関すること。
- (14) 火災及びその他の災害の調査に関すること。
- (15) 自衛消防の訓練指導に関すること。
- (16) 警防計画の策定に関すること。
- (17) 消防活動統計及び救急統計に関すること。
- (18) 救急資器材及び救急薬品に関すること（救急隊の配置されている消防出張所に限る。）。
- (19) 医療機関等に関すること（救急隊の配置されている消防出張所に限る。）

別表中

「

|              |
|--------------|
| 南消防署中村町消防出張所 |
| 南消防署大岡消防出張所  |
| 南消防署六ツ川消防出張所 |

」

を

「

|              |
|--------------|
| 南消防署大岡消防出張所  |
| 南消防署六ツ川消防出張所 |
| 南消防署蒔田消防出張所  |

」

に改める。

（横浜市消防署処務規程の一部改正）

第3条 横浜市消防署処務規程（昭和50年2月消防局達第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「専任職」の次に「、キャリアスタッフ」を加える。

第3条の見出し中「所長」を「消防出張所係長」に改める。

第3条本文（各号列記以外の部分に限る。）中「消防出張所長」の次に「（鶴見消防署、神奈川消防署、西消防署、中消防署、南消防署及び港南消防署（以下「鶴見消防署等」という。）の消防出張所を除く。）」を加え、「所長等」を「消防出張所係長等」に改める。

第3条第1号中「消防出張所員」の次に「（鶴見消防署等の消防出張所を除く。）」を加え、同号及び同条第2号中「所員等」を「係員等」に改め、同条中第4号及び第5号を削る。

第4条中「所長等」を「消防出張所係長等」に改め、同条第2号から第6号まで中「所員」を「係員」に改める。

第7条中「所長」を「消防出張所係長」に改める。

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

---

## 水 道 局

---

横 浜 市 水 道 局 契 約 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る 。  
令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 水 道 事 業 管 理 者  
水 道 局 長 山 岡 秀 一

### 水 道 局 規 程 第 8 号

横 浜 市 水 道 局 契 約 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

横 浜 市 水 道 局 契 約 規 程 ( 平 成 20 年 3 月 水 道 局 規 程 第 7 号 ) の 一 部  
を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 中 「 及 び 第 105 条 」 を 「 、 第 105 条 及 び 第 107 条 」 に 、 「  
第 19 条 第 1 項 第 11 号 」 を 「 第 19 条 第 12 号 」 に 、 「 第 106 条 及 び 第 10  
7 条 」 を 「 第 105 条 の 2 及 び 第 106 条 」 に 改 め 、 「 、 契 約 規 則 第 10  
条 第 1 項 中 「 横 浜 市 予 算 、 決 算 及 び 金 銭 会 計 規 則 ( 昭 和 39 年 3 月 横  
浜 市 規 則 第 57 号 ) 第 3 条 第 1 項 」 と あ る の は 「 横 浜 市 水 道 局 会 計 規  
程 ( 昭 和 36 年 4 月 水 道 局 規 程 第 9 号 ) 第 14 条 」 と 」 を 削 り 、 「 第 14  
条 」 を 「 第 14 条 第 1 項 」 に 、 「 第 27 条 の 2 第 1 項 」 を 「 第 27 条 の 2  
」 に 、 「 第 34 条 」 を 「 第 34 条 第 1 項 」 に 改 め 、 「 、 契 約 規 則 第 107  
条 中 「 財 政 局 長 」 と あ る の は 「 水 道 事 業 管 理 者 」 と 」 を 削 り 、 第 3  
条 第 2 項 中 「 第 10 条 第 2 号 」 を 「 第 10 条 第 7 号 」 に 改 め る 。

### 附 則

こ の 規 程 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

---

## 交 通 局

---

横浜市交通局事務分掌規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

### 交通局規程第9号

横浜市交通局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(横浜市交通局事務分掌規程の一部改正)

第1条 横浜市交通局事務分掌規程(昭和44年5月交通局規程第6号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「局に副局長、」を削り、同条第5項中「副局長、」を削る。

第13条第2項及び第15条第1項中「副局長」を「総務部長」に改める。

(横浜市交通局現業機関設置規程の一部改正)

第2条 横浜市交通局現業機関設置規程(昭和44年5月交通局規程第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第16条」に改める。

(横浜市交通局企業職員の管理職手当に関する規程の一部改正)

第3条 横浜市交通局企業職員の管理職手当に関する規程(平成27年3月交通局規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表中「副局長(総務部長)」を「総務部長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市交通局契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第10号

横浜市交通局契約規程の一部を改正する規程

横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第10条中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第3条第1項」とあるのは「横浜市交通局会計規程（平成26年3月交通局規程第1号）第12条第1項」と、」を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第5号

横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程（平成17年3月病院経営局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中

「薬剤部  
栄養部  
高度治療部  
手術部」

を

「薬剤部  
栄養部  
臨床工学部  
高度治療部  
手術部」

に改める。

第4条人事課の項第12号中「横浜市立病院看護職員」の次に「及び医療技術職員等」を加える。

第6条患者総合サポートセンターの項第6号中「その他」の次に「患者等からの相談の受付及び」を加える。

第7条総務課の項第21号及び第22号を削り、第23号を第21号とする。

同条同項第24号を削り、第21号の次に次の4号を加える。

(22) 土地、建物、設備及び工作物の管理に関すること。

(23) センター内の環境衛生に関すること。

(24) 電気工作物の保安に関すること。

(25) 他の部、科、課及び室の主管に属しないこと。

同条医事課の項第10号中「診療情報の管理、分析及び活用」を「診療情報の管理、抽出、活用及び発信等」に改める。

同条同項第11号を第13号とし、第12号を第14号とし、第13号を第15号とし、第10号の次に次の2号を加える。

(11) 診療報酬収入情報の抽出、分析及び活用に関すること。

(12) 診療記録の管理運用に関すること。

同条栄養部の項の次に次の項を加える。

臨床工学部

(1) 生命維持管理装置等の操作、管理及び保守点検に関すること。

(2) その他医療機器の管理及び保守点検に関すること。

第9条第3項中「リハビリテーション部に副リハビリテーション部長、」の次に「画像診断部、」を加える。

別表を次のとおり改める。

別表（第9条関係）

|                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| 市民病院医療安全管理室長         | 市民病院担当理事                 |
| 市民病院医療機器安全管理責任者      | 市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者 |
| 市民病院医薬品安全管理責任者       | 市民病院薬剤部長                 |
| 市民病院医療放射線安全管理責任者     | 市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者 |
| 市民病院患者総合サポートセンター長    | 市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者 |
| 市民病院患者総合サポートセンター担当部長 | 市民病院部長のうち病院事業管理者が指定する者   |
| 市民病院感染管理室長           | 市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者 |
| 市民病院経営戦略室長           | 市民病院部長のうち病院事業管理者が指定する者   |
| 市民病院医療情報部長           | 市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者 |
| 市民病院医療情報担当部長         | 市民病院部長のうち病院事業管理者が指定する者   |
| 市民病院がんセンター長          | 市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者 |
| 市民病院がんセンター担当部長       | 市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者 |
| 市民病院緩和ケアセンター長        | 市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者 |
| 市民病院消化器病センター長        | 市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者 |
| 市民病院炎症性腸疾患セ          | 市民病院診療科長のうち病院事業管         |

|                          |                                  |
|--------------------------|----------------------------------|
| センター長                    | 理者が指定する者                         |
| 市民病院母子医療センター長            | 市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者         |
| 市民病院婦人科内視鏡手術センター長        | 市民病院診療科医長のうち病院事業管理者が指定する者        |
| 市民病院心臓血管センター長            | 市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者         |
| 市民病院予防医療センター長            | 市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者         |
| 市民病院外来化学療法室長             | 市民病院診療科担当部長のうち病院事業管理者が指定する者      |
| 市民病院臨床研究部長               | 市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者         |
| 市民病院臨床研究部担当部長            | 市民病院部長のうち病院事業管理者が指定する者           |
| 市民病院リハビリテーション部長          | 市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者         |
| 市民病院臨床工学部長               | 市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者         |
| 市民病院栄養部長                 | 市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者         |
| 市民病院手術部長                 | 市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者         |
| 市民病院画像診断部長               | 市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者         |
| 市民病院検査・輸血部担当部長           | 市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者         |
| 市民病院看護部長                 | 市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者         |
| 脳卒中・神経脊椎センター医療安全管理室長     | 脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者 |
| 脳卒中・神経脊椎センター医療機器安全管理責任者  | 脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者 |
| 脳卒中・神経脊椎センター医療放射線安全管理責任者 | 脳卒中・神経脊椎センター画像診断部長               |
| 脳卒中・神経脊椎センター地域連携総合相談室長   | 脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者 |
| 脳卒中・神経脊椎センター             | 脳卒中・神経脊椎センター副病院長                 |

|                          |                                  |
|--------------------------|----------------------------------|
| 一 脳卒中・神経疾患部門長            | のうち病院事業管理者が指定する者                 |
| 脳卒中・神経脊椎センターリハビリテーション部長  | 脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者 |
| 脳卒中・神経脊椎センター画像診断部長       | 脳卒中・神経脊椎センター部長のうち病院事業管理者が指定する者   |
| 脳卒中・神経脊椎センター検査部長         | 脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者 |
| 脳卒中・神経脊椎センター薬剤部長         | 脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者 |
| 脳卒中・神経脊椎センター栄養部長         | 脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者 |
| 脳卒中・神経脊椎センター臨床工学部長       | 脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者 |
| 脳卒中・神経脊椎センター手術部長         | 脳卒中・神経脊椎センター副病院長                 |
| 脳卒中・神経脊椎センター看護部長         | 脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者 |
| 市民病院患者総合サポートセンター担当課長     | 市民病院課長のうち病院事業管理者が指定する者           |
| 市民病院救命救急センター副センター長       | 市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者         |
| 市民病院母子医療センター副センター長       | 市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者         |
| 市民病院心臓血管センター副センター長       | 市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者         |
| 市民病院予防医療センター副センター長       | 市民病院診療科医長のうち病院事業管理者が指定する者        |
| 市民病院臨床研究部担当課長            | 市民病院課長のうち病院事業管理者が指定する者           |
| 脳卒中・神経脊椎センター医療安全管理室担当課長  | 脳卒中・神経脊椎センター副薬剤部長                |
| 脳卒中・神経脊椎センター医薬品安全管理責任者   | 脳卒中・神経脊椎センター副薬剤部長                |
| 脳卒中・神経脊椎センター地域連携総合相談室副室長 | 脳卒中・神経脊椎センター課長のうち病院事業管理者が指定する者   |
| 脳卒中・神経脊椎センター             | 脳卒中・神経脊椎センター課長のうち                |

|                                 |                                      |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| 一 臨床研究部担当課長                     | ち 病院事業管理者が指定する者                      |
| 市民病院医療安全管理室担当係長                 | 市民病院係長のうち病院事業管理者が指定する者               |
| 市民病院感染管理室担当係長                   | 市民病院副薬剤部長、係長及び看護部師長のうち病院事業管理者が指定する者  |
| 市民病院管理部総務課担当係長（中材担当）            | 市民病院看護部師長のうち病院事業管理者が指定する者            |
| 市民病院臨床研究部担当係長                   | 市民病院係長のうち病院事業管理者が指定する者               |
| 市民病院薬剤部担当係長                     | 市民病院医療安全管理室担当係長                      |
| 市民病院看護部看護師長                     | 市民病院患者総合サポートセンター担当係長のうち病院事業管理者が指定する者 |
| 脳卒中・神経脊椎センター医療安全管理室担当係長         | 脳卒中・神経脊椎センター係長のうち病院事業管理者が指定する者       |
| 脳卒中・神経脊椎センター地域連携総合相談室担当係長（相談担当） | 脳卒中・神経脊椎センター看護部師長のうち病院事業管理者が指定する者    |
| 脳卒中・神経脊椎センター臨床研究部担当係長           | 脳卒中・神経脊椎センター担当係長のうち病院事業管理者が指定する者     |

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

横浜市医療局病院経営本部会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木宏昌

医療局病院経営本部規程第6号

横浜市医療局病院経営本部会計規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部会計規程（平成17年3月病院経営局規程第31号）の一部を次のように改正する。

第55条を次のように改める。

（指定公金事務取扱者）

第55条 病院事業管理者は、法第33の2第1項により準用する地方自治法第243条の2第1項の規定によりその業務に係る公金の徴収等の事務を委託する場合、指定公金事務取扱者の指定をしなければならない。

第55条の次に次の3条を加える。

（公金の収納の委託）

第55条の2 法第33の2第1項により準用する地方自治法第243条の2の5第1項の規定により、病院事業管理者が定める収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 使用料
- (2) 手数料
- (3) 賃貸料
- (4) 物品売払代金
- (5) 寄附金
- (6) 貸付金の元利償還金
- (7) 分担金
- (8) 負担金
- (9) 過料
- (10) 損害賠償金
- (11) 延滞金
- (12) 遅延損害金

（指定公金事務取扱者の払込み）

第55条の3 徴収又は収納の委託を受けた指定公金事務取扱者は、徴収又は収納した収入金を委託契約で定める期間内に、病院事業管理者又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関に払い込まなければならない。ただし、横浜市病院事業の経営する病院条例第6条第1項及び第8条第1項に規定する指定管理者及び第22

号様式の3により収納した者の場合は別に定めるところによる。

(公金の支出の委託に係る報告)

第55条の4 指定公金事務取扱者は、委託契約で定める期日までに、法第33の2第1項により準用する地方自治法第243条の2の6第2項の規定により交付を受けた資金の精算に係る報告書を、病院事業管理者に提出しなければならない。

2 病院事業管理者は、前項の報告書を精査して受理しなければならない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市医療局病院経営本部職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木宏昌

医療局病院経営本部規程第7号

横浜市医療局病院経営本部職員就業規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員就業規程（平成17年3月病院経営局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

（勤務間インターバル等）

第16条の2 横浜市立市民病院長及び横浜市立脳卒中・神経脊椎センター病院長（以下「病院長」という。）は、横浜市立市民病院及び横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおいて医業に従事する医師であって、時間外労働時間が年720時間を超えることが見込まれる者又は月45時間を超える月数が年6か月を超えることが見込まれる者（以下「対象医師」という。）について、勤務シフトを作成するに際して、次の各号に掲げる休息時間（以下「勤務間インターバル」という。）のいずれかを確保するよう努めるものとする。ただし、対象医師が宿日直許可に基づく宿日直勤務を業務の開始から24時間以内に継続9時間行う場合には、この限りではない。

(1) 業務の開始から24時間以内の継続9時間の休息時間

(2) 業務の開始から46時間以内の継続18時間の休息時間（15時間を超える宿日直勤務を含む勤務が予定されている場合）

2 病院長は、対象医師について、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務が発生したことにより前項各号に掲げる勤務間インターバルを確保できなかった場合には、当該勤務間インターバル終了後、当該勤務間インターバル中に労働した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ早期に、確保できなかった勤務間インターバルの時間に相当する時間の休息時間（以下「代償休息」という。）を確保するよう努めるものとする。

3 病院長は、第1項ただし書の場において、宿日直勤務中に対象医師を労働させたときは、当該対象医師について、当該宿日直勤務後、当該宿日直中に労働した日の属する月の翌月末日までの間に、当該労働の負担の程度に応じ必要な休息時間を確保するよう努めるものとする。

4 代償休息及び前項に規定する休息時間（以下「代償休息等」という。）の確保は、次の各号に掲げる方法により随時指定するこ

と又は事前に勤務シフトに組み込むことによって行うものとする。ただし、次の各号に掲げる方法以外のことにより、代償休息等が確保されることを妨げないものとする。

- (1) 休憩時間の延長又は追加
- (2) 勤務間インターバルの延長

5 前4項に定めるもののほか、勤務間インターバル及び代償休息等に関し必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

---

## 教 育 委 員 会

---

横 浜 市 教 育 委 員 会 達 第 1 号

横 浜 市 教 育 委 員 会 フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程を次のように定める。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

横 浜 市 教 育 委 員 会 フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程

横 浜 市 教 育 委 員 会 フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程（平成31年3月横浜市教育委員会達第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則（平成31年3月横浜市人事委員会規則第6号。以下「規則」という。）第3条第2項及び第8条の規定に基づき、勤務時間を割り振られる教育委員会の任命に係る一般職職員（横浜市立の学校に勤務する職員を除く。以下「教育委員会フレックスタイム制度勤務職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間等）

第 2 条 規則第3条第2項の規定に基づき定める勤務時間及びその組別並びに休憩時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める表のとおりとする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 別表第1

(2) 横浜市一般職職員の勤務時間に関する規程（平成4年3月達第8号）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員のうち、1週間当たりの勤務時間が31時間15分である職員 別表第2

2 教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の組別の割振りは、所属長が定める。

（委任）

第 3 条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この達は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。

（暫定再任用短時間勤務職員についてのフレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の適用に関する経過措置）

- 3 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年9月横浜市条例第26号）附則第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条第1項第2号の規定を適用する。

別表第1（第2条第1項第1号）

| 組別  | 勤務時間                | 休憩時間             |
|-----|---------------------|------------------|
| 1組  | 午前7時から午後3時45分まで     | 勤務時間の途中に1時間を与える。 |
| 2組  | 午前7時15分から午後4時まで     |                  |
| 3組  | 午前7時30分から午後4時15分まで  |                  |
| 4組  | 午前7時45分から午後4時30分まで  |                  |
| 5組  | 午前8時から午後4時45分まで     |                  |
| 6組  | 午前8時15分から午後5時まで     |                  |
| 7組  | 午前8時45分から午後5時30分まで  |                  |
| 8組  | 午前9時から午後5時45分まで     |                  |
| 9組  | 午前9時15分から午後6時まで     |                  |
| 10組 | 午前9時30分から午後6時15分まで  |                  |
| 11組 | 午前9時45分から午後6時30分まで  |                  |
| 12組 | 午前10時から午後6時45分まで    |                  |
| 13組 | 午前10時15分から午後7時まで    |                  |
| 14組 | 午前10時45分から午後7時30分まで |                  |
| 15組 | 午前11時15分から午後8時まで    |                  |

|                   |     |                      |                   |
|-------------------|-----|----------------------|-------------------|
| 16組               |     | 午前11時45分から午後8時30分まで  |                   |
| 17組               |     | 午後零時15分から午後9時まで      |                   |
| 18組               | (1) | ア 午前7時から午後5時30分まで    |                   |
|                   |     | イ 午前7時30分から午後6時まで    |                   |
|                   |     | ウ 午前8時から午後6時30分まで    |                   |
|                   |     | エ 午前8時30分から午後7時まで    |                   |
|                   |     | オ 午前9時から午後7時30分まで    |                   |
|                   |     | カ 午前9時30分から午後8時まで    |                   |
|                   |     | キ 午前10時から午後8時30分まで   |                   |
|                   | (2) | ア 午前8時から午後3時まで       |                   |
|                   |     | イ 午前8時30分から午後3時30分まで |                   |
|                   |     | ウ 午前9時から午後4時まで       |                   |
|                   |     | エ 午前9時30分から午後4時30分まで |                   |
|                   |     | オ 午前10時から午後5時まで      |                   |
|                   | 19組 | (1)                  | ア 午前7時から午後6時30分まで |
|                   |     |                      | イ 午前7時30分から午後7時まで |
| ウ 午前8時から午後7時30分まで |     |                      |                   |
| エ 午前8時30分から午後8時まで |     |                      |                   |
| オ 午前9時から午後8時30分まで |     |                      |                   |
| カ 午前9時30分から午後9時   |     |                      |                   |

|     |   |                            |
|-----|---|----------------------------|
|     |   | 時まで                        |
| (2) | ア | 午前 9 時から午後 3 時まで           |
|     | イ | 午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで |
|     | ウ | 午前 10 時から午後 4 時まで          |

(備考)

- 1 13組から17組までは、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合に限り、割り振ることとする。
- 2 18組及び19組は(1)及び(2)のうち、一つずつ選択し、一つの組合せとして割り振ることとする。

別表第2 (第2条第1項)

| 組別  | 勤務時間               | 休憩時間             |
|-----|--------------------|------------------|
| 1組  | 午前7時45分から午後3時まで    | 勤務時間の途中に1時間を与える。 |
| 2組  | 午前8時から午後3時15分まで    |                  |
| 3組  | 午前8時15分から午後3時30分まで |                  |
| 4組  | 午前8時30分から午後3時45分まで |                  |
| 5組  | 午前8時45分から午後4時まで    |                  |
| 6組  | 午前9時から午後4時15分まで    |                  |
| 7組  | 午前9時15分から午後4時30分まで |                  |
| 8組  | 午前9時30分から午後4時45分まで |                  |
| 9組  | 午前9時45分から午後5時まで    |                  |
| 10組 | 午前10時から午後5時15分まで   |                  |
| 11組 | 午前11時45分から午後7時まで   |                  |
| 12組 | 午後零時15分から午後7時30分まで |                  |
| 13組 | 午後零時45分から午後8時まで    |                  |

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 14 組 | 午後 1 時 15 分から午後 8 時 30 分まで |
| 15 組 | 午後 1 時 45 分から午後 9 時まで      |

(備考)

11 組から 15 組までは、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合に限り、割り振ることとする。

横浜市教育委員会達第2号

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程（令和3年3月横浜市教育委員会達第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

横浜市教育委員会

第2条第1項を次のように改める。

規則第3条第2項の規定に基づき定める勤務時間及びその組別並びに休憩時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める表のとおりとする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員は、次の表の左欄に掲げる標準となる勤務の開始時間及び同表の中欄に掲げる横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の区分に対応する同表右欄に掲げる別表のとおりとする。

|                    |   |      |
|--------------------|---|------|
| 午前8時から午前8時30分まで    | 高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員及び学校給食調理員以外 | 別表第1 |
| 午前8時から午前8時30分まで    | 高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員及び学校給食調理員   | 別表第2 |
| 午後零時30分から午後1時30分まで | 高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員以外          | 別表第3 |
| 午後零時30分から午後1時30分まで | 高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員            | 別表第4 |

- (2) 横浜市一般職職員の勤務時間に関する規程（平成4年3月達第8号）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員のうち、1週間当たりの勤務時間が31時間15分である職員は、次の表の左欄に掲げる標準となる勤務の開始時間及び同表の中欄に掲げる横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の区分に対応する同表右欄に掲げる別表のとおりとする。

|                 |                                  |      |
|-----------------|----------------------------------|------|
| 午前8時から午前8時30分まで | 高等学校に勤務する事務職員並びに学校用務員及び学校給食調理員以外 | 別表第5 |
| 午前8時から午前8時30分まで | 高等学校に勤務する事務職員並びに学校用務員及び学校給食調理員   | 別表第6 |

|                        |                         |      |
|------------------------|-------------------------|------|
| 午後零時30分から<br>午後1時30分まで | 高等学校に勤務する事務職員並びに学校用務員以外 | 別表第7 |
| 午後零時30分から<br>午後1時30分まで | 高等学校に勤務する事務職員並びに学校用務員   | 別表第8 |

別表第3及び別表第4の表を次のように改める。

別表第3（第2条第1項）

| 組別  | 勤務時間                | 休憩時間             |
|-----|---------------------|------------------|
| 1組  | 午前9時から午後5時30分まで     | 勤務時間の途中に45分を与える。 |
| 2組  | 午前9時15分から午後5時45分まで  |                  |
| 3組  | 午前9時30分から午後6時まで     |                  |
| 4組  | 午前9時45分から午後6時15分まで  |                  |
| 5組  | 午前10時から午後6時30分まで    |                  |
| 6組  | 午前10時15分から午後6時45分まで |                  |
| 7組  | 午前10時30分から午後7時まで    |                  |
| 8組  | 午前10時45分から午後7時15分まで |                  |
| 9組  | 午前11時から午後7時30分まで    |                  |
| 10組 | 午前11時15分から午後7時45分まで |                  |
| 11組 | 午前11時30分から午後8時まで    |                  |
| 12組 | 午前11時45分から午後8時15分まで |                  |
| 13組 | 午後零時から午後8時30分まで     |                  |
| 14組 | 午後零時15分から午後8時45分まで  |                  |

別表第4（第2条第1項）

| 組別  | 勤務時間                | 休憩時間             |
|-----|---------------------|------------------|
| 1組  | 午前9時から午後5時45分まで     | 勤務時間の途中に1時間を与える。 |
| 2組  | 午前9時15分から午後6時まで     |                  |
| 3組  | 午前9時30分から午後6時15分まで  |                  |
| 4組  | 午前9時45分から午後6時30分まで  |                  |
| 5組  | 午前10時から午後6時45分まで    |                  |
| 6組  | 午前10時15分から午後7時まで    |                  |
| 7組  | 午前10時30分から午後7時15分まで |                  |
| 8組  | 午前10時45分から午後7時30分まで |                  |
| 9組  | 午前11時から午後7時45分まで    |                  |
| 10組 | 午前11時15分から午後8時まで    |                  |
| 11組 | 午前11時30分から午後8時15分まで |                  |
| 12組 | 午前11時45分から午後8時30分まで |                  |
| 13組 | 午後零時から午後8時45分まで     |                  |
| 14組 | 午後零時15分から午後9時まで     |                  |

別表第4の表の次に次の4表を加える。

別表第5（第2条第1項）

| 組別  | 勤務時間               | 休憩時間             |
|-----|--------------------|------------------|
| 1組  | 午前7時から午後2時まで       | 勤務時間の途中に45分を与える。 |
| 2組  | 午前7時15分から午後2時15分まで |                  |
| 3組  | 午前7時30分から午後2時30分まで |                  |
| 4組  | 午前7時45分から午後2時45分まで |                  |
| 5組  | 午前8時から午後3時まで       |                  |
| 6組  | 午前8時15分から午後3時15分まで |                  |
| 7組  | 午前8時30分から午後3時30分まで |                  |
| 8組  | 午前8時45分から午後3時45分まで |                  |
| 9組  | 午前9時から午後4時まで       |                  |
| 10組 | 午前9時15分から午後4時15分まで |                  |
| 11組 | 午前9時30分から午後4時30分まで |                  |
| 12組 | 午前9時45分から午後4時45分まで |                  |
| 13組 | 午前10時から午後5時まで      |                  |

別表第6 (第2条第1項)

| 組別  | 勤務時間               | 休憩時間             |
|-----|--------------------|------------------|
| 1組  | 午前7時から午後2時15分まで    | 勤務時間の途中に1時間を与える。 |
| 2組  | 午前7時15分から午後2時30分まで |                  |
| 3組  | 午前7時30分から午後2時45分まで |                  |
| 4組  | 午前7時45分から午後3時まで    |                  |
| 5組  | 午前8時から午後3時15分まで    |                  |
| 6組  | 午前8時15分から午後3時30分まで |                  |
| 7組  | 午前8時30分から午後3時45分まで |                  |
| 8組  | 午前8時45分から午後4時まで    |                  |
| 9組  | 午前9時から午後4時15分まで    |                  |
| 10組 | 午前9時15分から午後4時30分まで |                  |
| 11組 | 午前9時30分から午後4時45分まで |                  |
| 12組 | 午前9時45分から午後5時まで    |                  |
| 13組 | 午前10時から午後5時15分まで   |                  |

別表第7 (第2条第1項)

| 組別 | 勤務時間                | 休憩時間             |
|----|---------------------|------------------|
| 1組 | 午前9時から午後4時まで        | 勤務時間の途中に45分を与える。 |
| 2組 | 午前9時15分から午後4時15分まで  |                  |
| 3組 | 午前9時30分から午後4時30分まで  |                  |
| 4組 | 午前9時45分から午後4時45分まで  |                  |
| 5組 | 午前10時から午後5時まで       |                  |
| 6組 | 午前10時15分から午後5時15分まで |                  |
| 7組 | 午前10時30分から午後5時30分まで |                  |

|     |                     |
|-----|---------------------|
| 8組  | 午前10時45分から午後5時45分まで |
| 9組  | 午前11時から午後6時まで       |
| 10組 | 午前11時15分から午後6時15分まで |
| 11組 | 午前11時30分から午後6時30分まで |
| 12組 | 午前11時45分から午後6時45分まで |
| 13組 | 午後零時から午後7時まで        |
| 14組 | 午後零時15分から午後7時15分まで  |

別表第8 (第2条第1項)

| 組別  | 勤務時間                | 休憩時間             |
|-----|---------------------|------------------|
| 1組  | 午前9時から午後4時15分まで     | 勤務時間の途中に1時間を与える。 |
| 2組  | 午前9時15分から午後4時30分まで  |                  |
| 3組  | 午前9時30分から午後4時45分まで  |                  |
| 4組  | 午前9時45分から午後5時まで     |                  |
| 5組  | 午前10時から午後5時15分まで    |                  |
| 6組  | 午前10時15分から午後5時30分まで |                  |
| 7組  | 午前10時30分から午後5時45分まで |                  |
| 8組  | 午前10時45分から午後6時まで    |                  |
| 9組  | 午前11時から午後6時15分まで    |                  |
| 10組 | 午前11時15分から午後6時30分まで |                  |
| 11組 | 午前11時30分から午後6時45分まで |                  |
| 12組 | 午前11時45分から午後7時まで    |                  |
| 13組 | 午後零時から午後7時15分まで     |                  |
| 14組 | 午後零時15分から午後7時15分まで  |                  |

別表備考のうち、「別表第1及び別表第2」を「別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この達は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。

(暫定再任用短時間勤務職員についての横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の適用に関する経過措置)

- 3 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年9月横浜市条例第26号)附則第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条第1項第2号の規定を適用する。

---

## 市選挙管理委員会

---

横浜市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会規程第3号

横浜市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市選挙管理委員会規程（昭和35年6月横浜市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「選挙部及び選挙課」を「次の部及び課」に改め、「選挙部 選挙課 調査課」を加える。第12条第3項中「庶務係 啓発係 選挙係」を「選挙課 庶務係 選挙係 調査課 調査係」に改める。第13条を次のとおりとする。

（事務分掌）

第13条 課の事務分掌は次のとおりとする。

選挙課

- (1) 選挙管理委員会に関すること。
- (2) 委員会の議事に関すること。
- (3) 区選挙管理委員会に関すること。
- (4) 選挙の執行及び管理指導に関すること。
- (5) 直接請求事務に関すること。
- (6) 局の危機管理に関すること。
- (7) 公印の管守に関すること。
- (8) 事務局の人事、文書、予算及び決算その他庶務に関すること

。

- (9) 他の課の主管に属しないこと。

調査課

- (1) 選挙の施策等に関する情報の収集及び分析並びに調査研究に関すること。
- (2) 選挙に関する企画に関すること。
- (3) 選挙の啓発に関すること。
- (4) 選挙に関する国等への提案及び要望についての調整に関すること。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会規程第4号

横浜市選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

横浜市選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「選挙課」を「課」に改め、第5条第2項中「（以下「選挙課長」という。）」を削除し、「選挙部選挙課庶務係長」を「課の庶務を担当する係長」に改める。

第9条中「選挙課長」を「文書管理者」に改める。

第10条第1項中「行政文書は、」の次に「課ごとに」を加える。

第10条第4項中「それぞれの」の前に「課ごとの」を加える。

第11条第1項中「選挙課長」を「課長」に改める。

第11条第3項中「同項の規定により難しいものについては、」の次に「課長は文書管理者と協議の上、」を加える。

第12条第1項中「選挙課長」を「課長」に改め、(2)の「選挙課長」を「文書管理者」に改め、(3)の「選挙課長」を「文書管理者」に改める。

第12条第3項中「選挙課長」を「課長」に改める。

第13条中「文書管理者」を「課長」に改め、「この規程の規定によることができない場合は、」の次に「文書管理者と協議の上、」を加える。

第12条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の1条を加える。

（行政文書の所管替え）

第12条 機構改革その他の事由により、事務事業の移管又は廃止があったときは、事務局長が定めるところにより、行政文書の所管替えを行わなければならない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月横浜市人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|    |  |
|----|--|
| 共通 | 技監 危機管理監 最高情報統<br>括責任者補佐監 最高情報セキ<br>ュリティ責任者補佐監 局長<br>事務局長 区長 統括本部長<br>理事 担当理事 副本部長 副<br>局長 副区長 部長 担当部長<br>課長 担当課長 室長（行政<br>職員給料表6級以上又は医療職<br>員給料表3級以上の職務の級に<br>格付けられるものに限る。） |
|----|--|

」

を  
「

|    |  |
|----|--|
| 共通 | 技監 危機管理監 最高情報統<br>括責任者補佐監 最高情報セキ<br>ュリティ責任者補佐監 最高デ<br>ータ統括責任者補佐監 局長<br>事務局長 区長 統括本部長<br>理事 担当理事 副区長 部長<br>担当部長 課長 担当課長<br>室長（行政職員給料表6級以上<br>又は医療職員給料表3級以上の<br>職務の級に格付けられるもの<br>に限る。） |
|----|--|

」

に、  
「

|           |  |
|-----------|--|
| 温暖化対策統括本部 | 調整課担当係長  |
| デジタル統括本部  | 企画調整課担当係長 デジタル<br>・デザイン室担当係長 DX基<br>盤課担当係長   |
| 政策局       | 総務課担当係長 統計情報課担<br>当係長 制度企画課担当係長<br>広域行政課担当係長 政策課担<br>当係長 政策調整担当係長 デ<br>ータ・ストラテジー担当係長<br>財源確保推進課担当係長 男女<br>共同参画推進課担当係長 秘書<br>課担当係長 政策調査担当係長<br>広報課担当係長 広報戦略・<br>プロモーション課担当係長 報<br>道課担当係長 共創推進課担当<br>係長 大学調整課担当係長 基<br>地対策課担当係長  |
| 東京事務所     | 東京事務所長 副所長 担当係<br>長  |
| 総務局       | 庶務係長 総務課担当係長 調<br>査係長 管理係長 管理課担当<br>係長 法規第一係長 訴訟支援<br>担当係長 育成支援担当係長<br>法制担当係長 行政不服審査担<br>当係長 法規第二係長 集約事<br>務審査課担当係長 物品事務集<br>約課担当係長 コンプライアンス<br>推進課担当係長 調整係長<br>制度推進担当係長 人事課担当<br>係長 人事第一係長 人事第二<br>係長 組織定数第一係長 組織<br>定数第二係長 労務係長 労務<br>課担当係長 給与係長 職員厚<br>生係長 健康係長 職員健康課<br>担当係長 人材開発課担当係長<br>行政マネジメント課担当係長<br>行政イノベーション課担当係長<br>文書管理担当係長 外郭団体<br>担当係長 |
| 財政局       | 庶務係長 総務課担当係長 財   |

|                 |  |
|-----------------|--|
|                 | 源係長 市債係長 予算第一係<br>長 財政課担当係長 予算第二<br>係長 財政調査係長 企画担当<br>係長 税制課管理係長 税制課<br>担当係長 税制課企画係長 |
| 国際局             | 政策総務課担当係長 国際連携<br>課担当係長 国際協力課担当係<br>長  |
| パスポートセンター       | 所長   |
| センター南パスポートセンター  | 所長   |
| 欧州事務所           | 所長   |
| アジア事務所          | 所長   |
| 米州事務所           | 所長 副所長   |
| 市民局             | 庶務係長 調整係長 広聴相談<br>課担当係長 区調整係長 区予<br>算係長 地域施設課担当係長<br>窓口サービス課担当係長                     |
| マイナンバーカード特設センター | センター長  |
| にぎわいスポーツ文化局     | 庶務係長 経理係長 総務課担<br>当係長  |
| 経済局             | 庶務係長 総務課担当係長 調<br>整係長  |
| 中小企業振興部         | 工業技術支援センター長  |
| 中央卸売市場本場        | 本場長 調整係長   |
| 中央卸売市場食肉市場      | 食肉市場長  |

を「

|                   |  |
|-------------------|--|
| 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 | 戦略企画課担当係長 総務課担<br>当係長 経理課担当係長  |
| 政策経営局             | 経営戦略課担当係長 政策調整<br>担当係長 財源確保推進課担当<br>係長 データ経営課担当係長<br>総務課担当係長 統計情報課担<br>当係長 制度企画課担当係長<br>広域行政課担当係長 男女共同 |

|     |          |  |
|-----|----------|--|
|     |          | 参画推進課担当係長 秘書課担当係長<br>政策調査担当係長 広報戦略・プロモーション課担当係長<br>共創推進課担当係長   |
|     | 東京事務所    | 東京事務所長 副所長 担当係長  |
| 総務局 |          | 庶務係長 総務課担当係長 調査係長 管理係長 管理課担当係長 法規第一係長 訴訟支援担当係長 育成支援担当係長 法制担当係長 行政不服審査担当係長 法規第二係長 集約事務集約課担当係長 コンプライアンス推進課担当係長 調整係長 制度推進担当係長 人事課担当係長 人事第一係長 人事第二係長 組織定数第一係長 組織定数第二係長 労務係長 労務課担当係長 給与係長 職員厚生係長 健康係長 職員健康課担当係長 人材開発課担当係長 行政マネジメント課担当係長 行政イノベーション課担当係長 文書管理担当係長 大学調整課担当係長 |
|     | デジタル統括本部 | 企画調整課担当係長  |
| 財政局 |          | 庶務係長 総務課担当係長 財源係長 市債係長 予算第一係長 財政課担当係長 予算第二係長 財政調査係長 企画担当係長 管理係長 企画係長 税制課担当係長   |
| 国際局 |          | 政策総務課担当係長  |
|     | 欧州事務所    | 所長   |
|     | アジア事務所   | 所長   |
|     | 米州事務所    | 所長 副所長   |
| 市民局 |          | 庶務係長 調整係長 広聴相談課担当係長 区調整係長 区予   |

|                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
|                 | 算係長 地域施設課担当係長<br>窓口サービス課担当係長 |
| マイナンバーカード特設センター | センター長                        |
| パスポートセンター       | 所長                           |
| センター南パスポートセンター  | 所長                           |
| にぎわいスポーツ文化局     | 庶務係長 総務課担当係長 企画調整担当係長 経理係長   |
| 経済局             | 庶務係長 総務課担当係長 調整係長            |
| 中央卸売市場本場        | 本場長 調整係長                     |
| 中央卸売市場食肉市場      | 食肉市場長                        |

に、  
「

|                     |   |
|---------------------|---|
| 医療局                 | 医療医務監 庶務係長 総務課担当係長 職員係長 職員課担当係長 労務係長 企画係長 医療政策課担当係長 病院経営課担当係長 |
| 動物愛護センター            | センター長   |
| 中央卸売市場本場<br>食品衛生検査所 | 所長  |
| 食肉衛生検査所             | 所長 副所長  |
| 保健所                 | 所長  |
| 衛生研究所               | 所長  |
| 環境創造局               | 政策課担当係長 総務課担当係長 経理経営課担当係長                                     |
| 環境科学研究所             | 所長  |
| 農政事務所               | 所長  |
| 環境活動支援センター          | センター長   |
| 公園緑地事務所             | 所長  |
| 下水道事務所              | 所長  |
| 水再生センター             | センター長   |
| 下水道センター             | センター長   |

|       |   |
|-------|---|
| 資源循環局 | 庶務係長 経理係長 厚生係長<br>職員係長 政策調整課担当係長<br>長 運営係長 計画係長 施設<br>課管理係長 |
| 事務所   | 所長  |
| 工場    | 工場長   |

を  
「

|                     |   |
|---------------------|---|
| 医療局                 | 医療医務監 企画係長 医療政<br>策課担当係長 庶務係長 総務<br>課担当係長 職員係長 人材確<br>保・育成係長 労務係長 病院<br>経営課担当係長 |
| 動物愛護センター            | センター長   |
| 中央卸売市場本場<br>食品衛生検査所 | 所長  |
| 食肉衛生検査所             | 所長 副所長  |
| 保健所                 | 所長  |
| 衛生研究所               | 所長  |
| みどり環境局              | 戦略企画課担当係長 総務課担<br>当係長   |
| 環境活動支援セン<br>ター      | センター長   |
| 公園緑地事務所             | 所長  |
| 農政事務所               | 所長  |
| 環境科学研究所             | 所長  |
| 下水道河川局              | マネジメント推進課担当係長<br>総務課担当係長 経理課担当係<br>長  |
| 下水道事務所              | 所長  |
| 水再生センター             | センター長   |
| 下水道センター             | センター長   |
| 資源循環局               | 政策調整課担当係長 庶務係長<br>経理係長 厚生係長 職員係<br>長 運営係長 計画係長 施設<br>課管理係長                      |
| 事務所                 | 所長  |
| 工場                  | 工場長   |

に、  
「

|       |   |
|-------|---|
| 港 湾 局 | 庶 務 係 長 職 員 係 長 経 理 課 担<br>当 係 長 政 策 調 整 課 担 当 係 長<br>新 本 牧 事 業 推 進 課 担 当 係 長 |
|-------|---|

を  
「

|       |   |
|-------|---|
| 港 湾 局 | 政 策 調 整 課 担 当 係 長 新 本 牧 事<br>業 推 進 課 担 当 係 長 庶 務 係 長<br>職 員 係 長 経 理 課 担 当 係 長 |
|-------|---|

に、  
「

|               |  |
|---------------|--|
| 事 務 局         | 教 育 次 長 総 務 課 庶 務 係 長 委<br>員 会 担 当 係 長 経 理 係 長 総 務<br>課 担 当 係 長 学 校 経 理 指 導 担 当<br>係 長 教 育 政 策 推 進 課 担 当 係 長<br>職 員 係 長 法 規 争 訟 等 担 当 係<br>長 人 事 第 一 係 長 教 職 員 人 事<br>課 担 当 係 長 人 事 第 二 係 長 任<br>用 係 長 労 務 係 長 給 与 係 長<br>教 職 員 労 務 課 担 当 係 長 厚 生 係<br>長 |
| 学 校 教 育 事 務 所 | 所 長 教 育 総 務 課 庶 務 係 長 教<br>職 員 係 長   |
| 教 育 セ ン タ ー   | 所 長  |
| 図 書 館         | 館 長 庶 務 係 長  |

を  
「

|       |  |
|-------|--|
| 事 務 局 | 教 育 次 長 総 務 課 庶 務 係 長 委<br>員 会 担 当 係 長 経 理 係 長 総 務<br>課 担 当 係 長 教 育 政 策 推 進 課 担<br>当 係 長 職 員 係 長 法 規 争 訟 等<br>担 当 係 長 人 事 第 一 係 長 教 職<br>員 人 事 課 担 当 係 長 人 事 第 二 係<br>長 任 用 係 長 労 務 係 長 給 与<br>係 長 教 職 員 労 務 課 担 当 係 長 |
|-------|--|

|         |                        |
|---------|------------------------|
|         | 厚生係長                   |
| 学校教育事務所 | 所長 教育総務課庶務係長 教<br>職員係長 |
| 図書館     | 館長 庶務係長                |
| 教育センター  | 所長                     |

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第3号

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則（昭和62年3月横浜市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「I種」を「I種A」に改め、同項中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 局区長級の職のうちI種Bの適用を受ける職 147,500円

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

| 職務<br>の級 | 職及び区分  |              |                               |  |                 |
|----------|--|--------------|-------------------------------|--|-----------------|
|          | I種A  | I種B          | II種                           | III種   | IV種             |
| 8級       | 技監、危機管理監、脱炭素・GREEN×EXP推進局長、政策経営局長、総務局長、デジタル統括本部長、財政局長、国際局長、市民局長、にぎわいスポーツ文化局長、経済局長、こども青少年局長、健康福祉局長、医療局長、みどり環境局長、下水道 | 区長会議幹事を兼ねる区長 | 教育次長、区長（区長会議議長及び幹事を兼ねる区長を除く。） | 脱炭素・GREEN×EXP推進局担当理事、政策調整担当理事、大都市制度推進本部室長、危機管理室長、コンプライアンス推進室長、ファシリティマネジメント推進室長、医療医務監、保健所長、まちづくり戦略担当理事、山下ふ頭再開発調整室長、 | I種・II種・III種以外の職 |

|  |  |                                  |
|--|--|----------------------------------|
| 河川局長、資源循環局長、建築局長、都市整備局長、道路局長、港湾局長、消防局長、議会局長、区長会議議長を兼ねる区長 |  | 会計管理者、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局長 |
|--|--|----------------------------------|

別表第2の表7級の項を次のように改める。

|     |                   |                          |  |
|-----|-------------------|--------------------------|--|
| 7 級 |                   | 最高情報統括責任者補佐監             |  |
|     | 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 | 戦略企画部長、総務部長              | 脱炭素社会移行推進部長、GREEN×EXPO推進部長、上瀬谷交通整備部長、上瀬谷公園企画部長、上瀬谷整備推進部長   |
|     | 政策経営局             | 経営戦略部長、データ経営部長、総務部長、秘書部長 | 経営戦略部政策担当部長、経営戦略部政策調整担当部長、データ経営部担当部長、大都市制度・広域行政部長、秘書部政策調査担当部長、シティプロモーション推進室長、シティプロモーション推進室報道担当部長、共創推進室長、東京事務所長 |
|     | 総務局               | 総務部長、人事部長、行政イノベーション推進室長  | 危機管理部長、行政イノベーション推進室改革推進担当部長、大学調整部長、担当部長（横浜市職員  |

|                     |                 |   |
|---------------------|-----------------|---|
|                     |                 | 共 済 組 合 )   |
| デジタル統<br>括本部        | 企画調整部長          |   |
| 財政局                 | 総務部長、財<br>政部長   | 主税部長、契約部長<br>、ファッションマ<br>ネジメント推進部長  |
| 国際局                 | 総務部長            | グローバルネットワ<br>ーク推進部長   |
| 市民局                 | 総務部長、区<br>政支援部長 | 市民情報室長、地域<br>支援部長、窓口サー<br>ビス部長  |
| にぎわいス<br>ポーツ文化<br>局 | 総務部長            | にぎわい創出戦略部<br>長、観光MICE振<br>興部長、スポーツ振<br>興部長、文化芸術創<br>造都市推進部長   |
| 経済局                 | 総務部長            | ビジネスイノベーション<br>部長、中小企業<br>振興部長、市民経済<br>労働部長、中央卸売<br>市場本場長、中央卸<br>売市場食肉市場長                           |
| こども青少<br>年局         | 総務部長            | 総務部医務担当部長<br>、青少年部長、保育<br>・教育部長、こども<br>福祉保健部長   |
| 健康福祉局               | 総務部長            | 地域福祉保健部長、<br>健康推進部長、生活<br>福祉部長、障害福祉<br>保健部長、高齢健康<br>福祉部長  |
| 医療局                 | 医療政策部長<br>、総務部長 | 総務部医務担当部長<br>、地域医療部長、健<br>康安全部長、健康安<br>全部監視等担当部長<br>、健康安全部健康危<br>機管理担当部長、健<br>康安全部医務担当部<br>長、衛生研究所長 |

|                |                                 |  |
|----------------|---------------------------------|--|
| みどり環境局         | 戦略企画部長、総務部長                     | 公園緑地部長、農政部長、環境保全部長                             |
| 下水道河川局         | マネジメント推進部長、総務部長、下水道施設部長         | 下水道管路部長、河川部長                                   |
| 資源循環局          | 政策調整部長、総務部長、家庭系廃棄物対策部長、適正処理計画部長 | 事業系廃棄物対策部長                                     |
| 建築局            | 企画部長、総務部長                       | 住宅部長、建築監察部長、建築指導部長、宅地審査部長、公共建築部長               |
| 都市整備局          | 企画部長、総務部長                       | 都市交通部長、都心活性化推進部長、地域まちづくり部長、防災まちづくり推進室長、市街地整備部長 |
| 道路局            | 計画調整部長、総務部長、道路部長                | 道路政策推進部長、建設部長                                  |
| 港湾局            | 政策調整部長、総務部長                     | 港湾物流部長、みなと賑わい振興部長、港湾管理部長、建設保全部長                |
| 消防局            | 総務部長                            | 予防部長、警防部長、救急部長、消防訓練センター所長、横浜ヘリポート空港長、消防署長      |
| 教育委員会<br>教育事務局 | 総務部長、教職員人事部長                    | 施設部長、学校教育企画部長、人権健康教育部長、東部学校教育事務所長、西部学校教育事務所長、  |

|            |           |                               |
|------------|-----------|-------------------------------|
|            |           | 南部学校教育事務所長、北部学校教育事務所長、中央図書館長  |
| 選挙管理委員会事務局 |           | 選挙部長                          |
| 人事委員会事務局   |           | 調査任用部長                        |
| 監査事務局      |           | 監査部長                          |
| 議会局        | 市会事務部長    |                               |
| 区役所        | 副区长（総務部長） | 福祉保健センター長、福祉保健センター担当部長、土木事務所長 |

別表第2中

「

|           |                                   |   |
|-----------|-----------------------------------|---|
| 温暖化対策統括本部 |                                   | 調整課長、プロジェクト推進課長、SDGs未来都市推進課長  |
| デジタル統括本部  |                                   | 企画調整課長、デジタル・デザイン室長、DX基盤課長、住民情報基盤課長  |
| 政策局       | 総務課長、政策課長、秘書課長                    | 統計情報課長、制度企画課長、広域行政課長、政策課担当課長、政策課基本戦略推進担当課長、政策課政策調整担当課長、財源確保推進課長、男女共同参画推進課長、秘書課政策調査担当課長、広報課長、広報戦略・プロモーション課長、報道課長、報道課担当課長、共創推進課長、東京事務所副所長、大学調整課長、基地対策課長 |
| 総務局       | 総務課長、コンプライアンス推進課長、人事課長、行政マネジメント課長 | 危機管理課長、緊急対策課長、防災企画課長、地域防災課長、管理課長、管理課担当課長、法制課長、集約事務審査課長、物品事務集約課長、コンプライアンス推進課担当課長、コンプライアンス推進課内部統制評価担当課長、人事課組織定数担当課                                      |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | 長、人事課制度推進担当課長、労務課長、職員健康課長、人材開発課長、行政マネジメント課長、行政イノベーション担当課長、行政マネジメント課外郭団体担当課長、担当課長（地方公務員等共済組合法第18条第1項の規定により横浜市職員共済組合事務局の業務又は横浜市職員厚生会に関する条例第3条の規定により横浜市職員厚生会の事務に従事する者に限る。） |
|--|--|---|

を「

|                   |                                 |  |
|-------------------|---------------------------------|--|
| 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 | 戦略企画課長、総務課長                     | 経理課長、技術監理課長、脱炭素計画推進課長、脱炭素ライフスタイル推進課長、カーボンニュートラル事業推進課長、SDGs未来都市推進課長、GREEN×EXPO推進課長、上瀬谷交通整備課長、上瀬谷公園企画課長、上瀬谷整備推進課長、上瀬谷公園整備課長                                |
| 政策経営局             | 経営戦略課長、データ経営課長、総務課長、秘書課長        | 経営戦略課担当課長、経営戦略課基本戦略推進担当課長、経営戦略課政策調整担当課長、財源確保推進課長、データ経営課担当課長、統計情報課長、制度企画課長、広域行政課長、男女共同参画推進課長、秘書課政策調査担当課長、広報課長、広報戦略・プロモーション課長、報道課長、報道課担当課長、共創推進課長、東京事務所副所長 |
| 総務局               | 総務課長、コンプライアンス推進課長、人事課長、行政マネジメント | 危機管理課長、緊急対策課長、防災企画課長、地域防災課長、管理課長、管理課担当課長、法制課長、集約事務審査課長、物品事務集約課長、コンプライア   |

|          |        |   |
|----------|--------|---|
|          | ト 課 長  | ンス推進課 内部統制評価担当課長、人事課 組織定数担当課長、人事課 制度推進担当課長、労務課長、職員健康課長、人材開発課長、行政マネジメント 行政イノベーション担当課長、行政マネジメント 担当課長、大学調整課長、担当課長（地方公務員等 共済組合法第18条第1項の規定により横浜市職員共済組合事務局の業務又は横浜市職員厚生会に関する 条例第3条の規定により横浜市職員厚生会の事務に従事する者に限る。） |
| デジタル統括本部 | 企画調整課長 | デジタル・デザイン室長、DX基盤課長、住民情報基盤課長   |

に、  
「

|             |              |   |
|-------------|--------------|---|
| 国際局         | 政策総務課長       | パスポートセンター所長、センター南パスポートセンター所長、国際連携課長、米州事務所長、国際協力課長   |
| 市民局         | 総務課長、区連絡調整課長 | 広聴相談課長、市民情報課長、人権課長、地域活動推進課長、地域防犯支援課長、市民協働推進課長、地域施設課長、窓口サービス課長、マイナンバーカード特設センター長                      |
| にぎわいスポーツ文化局 | 総務課長         | にぎわい創出戦略課長、観光振興課長、MICE振興課長、スポーツ振興課長、創造都市推進課長、文化振興課長   |
| 経済局         | 総務課長         | 企画調整課長、企業誘致・立地課長、国際ビジネス課長、産業連携推進課長、新産業創造課長、中小企業振興課長、ものづくり支援課長、工業技術支援センター長、金融課長、商業振興課長、消費経済課長、雇用労働課長 |

|         |      |  |
|---------|------|--|
|         |      | 長、運営調整課長、経営支援課長、運営課長、運営課整備等担当課長  |
| こども青少年局 | 総務課長 | 企画調整課長、監査課長、青少年育成課長、青少年相談センター所長、放課後児童育成課長、保育・教育支援課長、保育・教育運営課長、保育・教育運営課担当課長、保育・教育給付課長、保育・教育認定課長、保育対策課長、こども施設整備課長、こども家庭課長、地域子育て支援課長、こどもの権利擁護課長、障害児福祉保健課長、向陽学園長、三春学園長、中央児童相談所長、副所長、虐待対応・地域連携課長、支援課長、西部児童相談所長、南部児童相談所長、北部児童相談所長                                    |
| 健康福祉局   | 総務課長 | 職員課長、企画課長、相談調整課長、監査課長、環境施設課長、福祉保健課長、地域支援課長、健康推進課長、生活支援課長、ひきこもり支援課長、保険年金課長、医療援助課長、障害施策推進課長、障害者更生相談所長、精神保健福祉課長、こころの健康相談センター長、障害自立支援課長、障害施設サービス課長、松風学園長、高齢健康福祉課長、地域包括ケア推進課長、高齢在宅支援課長、高齢施設課長、介護保険課長、介護事業指導課長、担当課長（地方自治法第252条の17の規定により神奈川県後期高齢者医療広域連合の事務に従事する者に限る。） |
| 医療局     | 総務課長 | 職員課長、医療政策課長、地域医療課長、救急・災害医療課長、がん・疾病対策課長、健康安   |

|       |      |   |
|-------|------|---|
|       |      | 全課長、生活衛生課長、動物愛護センター長、食品衛生課長、医療安全課長、中央卸売市場本場食品衛生検査所長、食肉衛生検査所長、管理課長、感染症・疫学情報課長、微生物検査研究課長、理化学検査研究課長  |
| 環境創造局 | 総務課長 | 政策課長、技術監理課長、環境影響評価課長、環境科学研究所長、経理経営課長、地籍調査課長、環境管理課長、環境エネルギー課長、大気・音環境課長、水・土壌環境課長、みどりアップ推進課長、緑地保全推進課長、環境活動支援センター長、農政推進課長、農業振興課長、北部農政事務所長、南部農政事務所長、公園緑地管理課長、公園緑地維持課長、動物園課長、公園緑地整備課長、北部公園緑地事務所長、南部公園緑地事務所長、下水道事業マネジメント課長、管路保全課長、管路整備課長、下水道事務所長、下水道施設管理課長、水再生センター長、下水道センター長、下水道水質課長、下水道施設整備課長、下水道設備課長 |
| 資源循環局 | 総務課長 | 職員課長、政策調整課長、3R推進課長、業務課長、街の美化推進課長、車両課長、事務所長、事業系廃棄物対策課長、施設課長、処分地管理課長、施設計画課長、工場長   |
| 建築局   | 総務課長 | 企画課長、都市計画課長、建築防災課長、住宅政策課長、市営住宅課長、住宅再生課長、法務課長、違反对策課長、情報相談課長、建築企画課長、建築指導課長、市街地建築課長、宅地審  |

|       |           |  |
|-------|-----------|--|
|       |           | <p>査課長、調整区域課長、営繕企画課長、保全推進課長、施設整備課長、学校整備課長、電気設備課長、機械設備課長</p>  |
| 都市整備局 | 総務課長      | <p>企画課長、都市デザイン室長、都市交通課長、都心再生課長、都心再生課地域再生まちづくり担当課長、みなとみらい・東神奈川臨海部推進課長、臨海部活性化推進課長、地域まちづくり課長、景観調整課長、防災まちづくり推進課長、市街地整備調整課長、市街地整備推進課長、二ツ橋北部土地区画整理事務所長、綱島駅東口周辺開発事務所長、国際園芸博覧会推進課長、上瀬谷整備推進課長、上瀬谷交通整備課長</p> |
| 道路局   | 総務課長、維持課長 | <p>交通安全・自転車政策課長、事業推進課長、企画課長、技術監理課長、管理課長、路政課長、施設課長、道路調査課長、建設課長、建設課用地担当課長、橋梁課長、横浜環状道路調整課長、河川企画課長、河川管理課長、河川事業課長</p>   |
| 港湾局   | 総務課長      | <p>経理課長、政策調整課長、新本牧事業推進課長、物流企画課長、物流運営課長、賑わい振興課長、客船事業推進課長、整備推進課長、山下ふ頭再開発調整課長、港湾管財課長、施設管理課長、水域管理課長、建設第一課長、建設第二課長、維持保全課長</p>   |
| 消防局   | 総務課長      | <p>企画課長、人事課長、施設課長、消防団課長、予防課長、保安課長、指導課長、横浜市民防災センター所長、警防部警防課長、司令課長、救急課長、管理・</p>  |

|  |  |                                 |
|--|--|---------------------------------|
|  |  | 研究課長、教育課長、航空科長、整備科長、副署長、消防署警防課長 |
|--|--|---------------------------------|

を「

」

|             |              |  |
|-------------|--------------|--|
| 国際局         | 政策総務課長       | グローバルネットワーク推進課長、米州事務所長   |
| 市民局         | 総務課長、区連絡調整課長 | 広聴相談課長、市民情報課長、人権課長、地域活動推進課長、地域防犯支援課長、市民協働推進課長、区政イノベーション推進課長、地域施設課長、窓口サービス課長、マイナンバーカード特設センター長、パスポートセンター所長、センター南パスポートセンター所長                                  |
| にぎわいスポーツ文化局 | 総務課長         | にぎわい創出戦略課長、観光振興・DMO地域連携課長、MIC振興課長、スポーツ振興課長、文化振興課長、創造都市推進課長   |
| 経済局         | 総務課長、企画調整課長  | イノベーション推進課長、企業投資促進課長、中小企業振興課長、ものづくり支援課長、金融課長、商業振興課長、消費経済課長、雇用労働課長、運営調整課長、経営支援課長、運営課長、運営課整備等担当課長  |
| こども青少年局     | 総務課長、企画調整課長  | 監査課長、青少年育成課長、青少年相談センター所長、放課後児童育成課長、保育・教育支援課長、保育・教育運営課長、保育・教育運営課担当課長、保育・教育給付課長、保育・教育認定課長、保育対策課長、こども施設整備課長、こども家庭課長、地域子育て支援課長、こどもの権利擁護課長、障害児福祉保健課長、向陽学園長、三春学園 |

|        |             |   |
|--------|-------------|---|
|        |             | 長、中央児童相談所長、副所長、虐待対応・地域連携課長、支援課長、西部児童相談所長、南部児童相談所長、北部児童相談所長  |
| 健康福祉局  | 総務課長、企画課長   | 職員課長、相談調整課長、監査課長、環境施設課長、福祉保健課長、地域支援課長、健康推進課長、生活支援課長、ひきこもり支援課長、保険年金課長、医療援助課長、障害施策推進課長、障害者更生相談所長、精神保健福祉課長、こころの健康相談センター長、障害自立支援課長、障害施設サービス課長、松風学園長、高齢健康福祉課長、地域包括ケア推進課長、高齢在宅支援課長、高齢施設課長、介護保険課長、介護事業指導課長、担当課長（地方自治法第252条の17の規定により神奈川県後期高齢者医療広域連合の事務に従事する者に限る。） |
| 医療局    | 医療政策課長、総務課長 | 職員課長、地域医療課長、救急・災害医療課長、がん・疾病対策課長、健康安全課長、生活衛生課長、動物愛護センター長、食品衛生課長、医療安全課長、中央卸売市場本場食品衛生検査所長、食肉衛生検査所長、管理課長、感染症・疫学情報課長、微生物検査研究課長、理化学検査研究課長   |
| みどり環境局 | 戦略企画課長、総務課長 | 地籍調査課長、公園緑地管理課長、公園緑地維持課長、動物園課長、公園緑地事業課長、環境活動事業課長、環境活動支援センター長、北部公園緑地事務所長、南部公園緑地事務所長、農政推進課長、農業振興課長、北  |

|        |                 |   |
|--------|-----------------|---|
|        |                 | 部農政事務所長、南部農政事務所長、環境管理課長、大気・音環境課長、水・土壌環境課長、環境影響評価課長、環境科学研究所長   |
| 下水道河川局 | マネジメント推進課長、総務課長 | 経理課長、技術監理課長、管路保全課長、管路整備課長、下水道事務所長、施設管理課長、水再生センター長、下水道センター長、水質課長、施設整備課長、設備課長、河川企画課長、河川管理課長、河川事業課長  |
| 資源循環局  | 政策調整課長、総務課長     | 3R推進課長、職員課長、業務課長、街の美化推進課長、車両課長、事務所長、事業系廃棄物対策課長、施設課長、処分地管理課長、施設計画課長、工場長  |
| 建築局    | 企画課長、総務課長       | 都市計画課長、建築防災課長、住宅政策課長、市営住宅課長、住宅再生課長、法務課長、違反対策課長、情報相談課長、建築企画課長、建築指導課長、市街地建築課長、宅地審査課長、調整区域課長、営繕企画課長、保全推進課長、施設整備課長、学校整備課長、電気設備課長、機械設備課長                           |
| 都市整備局  | 企画課長、総務課長       | 都市デザイン室長、基地対策課長、都市交通課長、臨海部活性化推進課長、都心再生課長、都心再生課地域再生まちづくり担当課長、みなとみらい・東神奈川臨海部推進課長、地域まちづくり課長、景観調整課長、防災まちづくり推進課長、市街地整備調整課長、市街地整備推進課長、二ツ橋北部土地区画整理事務所長、綱島駅東口周辺開発事務所長 |
| 道路局    | 企画課長、総務課長       | 道路政策推進課長、事業推進課  |

|     |             |  |
|-----|-------------|--|
|     | 務課長、維持課長    | 長、技術監理課長、管理課長、路政課長、施設課長、道路調査課長、建設課長、建設課用地担当課長、橋梁課長、横浜環状道路調整課長  |
| 港湾局 | 政策調整課長、総務課長 | 新本牧事業推進課長、経理課長、物流企画課長、物流運営課長、賑わい振興課長、客船事業推進課長、整備推進課長、山下ふ頭再開発調整課長、港湾管財課長、施設管理課長、水域管理課長、建設第一課長、建設第二課長、維持保全課長 |
| 消防局 | 企画課長、総務課長   | 人事課長、施設課長、消防団課長、予防課長、保安課長、指導課長、横浜市民防災センター所長、警防課長、司令課長、救急企画課長、救急指導課長、校務課長、教育課長、航空科長、整備科長、副署長、消防署警防課長        |

に、  
「

|            |  |      |
|------------|--|------|
| 選挙管理委員会事務局 |  | 選挙課長 |
|------------|--|------|

を  
「

|            |  |           |
|------------|--|-----------|
| 選挙管理委員会事務局 |  | 選挙課長、調査課長 |
|------------|--|-----------|

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第4号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年3月横浜市人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ア中「第4号まで」を「第5号まで」に改め、同号イ中「第2条第2項第5号から第7号まで」を「第2条第2項第6号から第8号まで」に改め、同号ウ中「第2条第2項第8号から第10号まで」を「第2条第2項第9号から第11号まで」に改める。

第4条第1号ア中「第4号まで」を「第5号まで」に改め、同号イ中「第2条第2項第5号から第7号まで」を「第2条第2項第6号から第8号まで」に改め、同号ウ中「第2条第2項第8号から第10号まで」を「第2条第2項第9号から第11号まで」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第5号

横浜市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

横浜市職員の退職管理に関する規則（平成28年3月横浜市人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第3号まで」を「第5号まで」に改め、同条第2号及び第3号中「第3号まで」を「第4号まで」に改め、同条第4号中「第3号まで、第10号及び第11号」を「第4号まで、第11号及び第12号」に改める。

第13条第1号中「第2条第2項第4号から第9号まで」を「第2条第2項第6号から第11号まで」に改め、同条第2号中「第36条の2第2項第4号から第9号まで」を「第36条の2第2項第5号から第10号まで」に改め、同条第3号中「第2条第3項第4号から第10号まで」を「第2条第3項第5号から第11号まで」に改め、同条第4号中「第2条第2項第4号から第9号まで、第12号及び第13号」を「第2条第2項第5号から第10号まで、第13号及び第14号」に改める。

第21条第1号中「第9号まで」を「第11号まで」に改め、同条第2号中「第9号まで」を「第10号まで」に改め、同条第3号中「第10号まで」を「第11号まで」に改め、同条第4号中「第13号まで」を「第14号まで」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
。

令和6年3月29日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第7号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び第2号」を「から第3号まで」に改める。

第19条第2項第4号中「消防職員の」の次に「消防司令補、」を加える。

別表第2(1)(ア)の備考第4項第1号並びに同表(1)(イ)の備考第3項第1号及び第4項第1号中「35歳以上かつ、」を削り、同表(2)横浜市消防職員（大学卒程度）採用試験の項中

「

|    |  |
|----|--|
| 18 |  |
|----|--|

」を「

|    |    |
|----|----|
| 18 | 18 |
|----|----|

」に改め、

同表(2)横浜市消防職員（高校卒程度）採用試験の項中

「

|    |  |
|----|--|
| 22 |  |
|----|--|

」を「

|    |    |
|----|----|
| 22 | 22 |
|----|----|

」に改め、

同表(2)その他の項中

「

|    |  |
|----|--|
| 18 |  |
|----|--|

」を「

|    |    |
|----|----|
| 18 | 18 |
|----|----|

」に、

「

|    |  |
|----|--|
| 20 |  |
|----|--|

」を「

|    |    |
|----|----|
| 20 | 20 |
|----|----|

」に、

「

|    |  |
|----|--|
| 22 |  |
|----|--|

」を「

|    |    |
|----|----|
| 22 | 22 |
|----|----|

」に改め、

同表(2)の備考第6項第1号中「35歳以上40歳未満かつ、」を「40歳未満かつ」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第8号

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則施行細則（平成23年3月横浜市人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表1の1の表係長職の項中「二つ以上」を「一つ以上」に改め、「第19条第2項第3号による昇任」の次に「(区分Ⅰ・区分Ⅱ共通)」を加え、別表1の2の表相当の知識、技術又は経験を必要とする消防士長の職の項中「育児休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業又は公務災害による欠勤」を「育児休業等に」に改め、同項の次に次のように加える。

|         |   |
|---------|---|
| 消防司令補の職 | <p>昇任年度前3年間の総合評価（消防士長又は相当の知識、技術若しくは経験を必要とする消防士長の職としてのものに限る。）がいずれも「B」以上であること。</p> <p>ただし、育児休業等により、この間に総合評価が得られなかった年度がある職員については、昇任年度の前年度及び昇任年度の前年度前4年のうち総合評価が得られた直近2か年の総合評価がいずれも「B」以上であること。</p> |
|---------|---|

別表1の2の表消防司令（係長職）の項中「二つ以上」を「一つ以上」に改め、「第19条第2項第6号による昇任」の次に「(消防区分Ⅰ・消防区分Ⅱ共通)」を加える。

別表2を次のように改める。

別表2 学歴免許等資格区分表（第4条関係）

| 学歴免許等区分 |            | 学歴免許等資格  |
|---------|------------|--|
| 基準学歴区分  | 学歴区分       |  |
| 1 大学卒   | (1) 博士課程修了 | ア 学校教育法による大学院博士課程の修了<br>イ 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格                        |
|         | (2) 修士課程修了 | ア 学校教育法による大学院修士課程の修了<br>イ 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了<br>ウ 上記に相当すると認められる学 |

|       |                | 歴 免 許 等 の 資 格   |
|-------|----------------|---|
| 2 短大卒 | (3) 大学<br>6 卒  | ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業<br>イ 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格 |
|       | (4) 大学<br>専攻科卒 | ア 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業<br>イ 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格  |
|       | (5) 大学<br>4 卒  | ア 学校教育法による4年制の大学の卒業<br>イ 海上保安大学校本科の卒業<br>ウ 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業<br>エ 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格  |
|       | (1) 短大<br>3 卒  | ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了<br>イ 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業<br>ウ 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業<br>エ 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格                      |
|       | (2) 短大<br>2 卒  | ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了<br>イ 学校教育法による高等専門学校の卒業<br>ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上の                 |

|       |                      |   |
|-------|----------------------|---|
|       |                      | <p>ものに限る。)の卒業<br/>                 エ 航空保安大学校本科の卒業<br/>                 オ 海上保安学校本科の修業年限2<br/>                 年の課程の卒業<br/>                 カ 上記に相当すると認められる学<br/>                 歴免許等の資格</p>       |
|       | (3) 短大<br>1卒         | <p>ア 海上保安学校本科の修業年限1<br/>                 年の課程の卒業<br/>                 イ 上記に相当すると認められる学<br/>                 歴免許等の資格</p>   |
| 3 高校卒 | (1) 高校<br>専攻科卒       | <p>ア 学校教育法による高等学校、中<br/>                 等教育学校又は特別支援学校の専<br/>                 攻科の卒業<br/>                 イ 上記に相当すると認められる学<br/>                 歴免許等の資格</p>  |
|       | (2) 高校<br>3卒         | <p>ア 学校教育法による高等学校、中<br/>                 等教育学校又は特別支援学校の高<br/>                 等部の卒業<br/>                 イ 上記に相当すると認められる学<br/>                 歴免許等の資格</p>  |
|       | (3) 准看<br>護師養成<br>所卒 | <p>ア 保健師助産師看護師法（昭和23<br/>                 年法律第203号）による准看護師<br/>                 学校又は准看護師養成所の卒業<br/>                 イ 上記に相当すると認められる学<br/>                 歴免許等の資格</p>                             |
| 4 中学卒 | (1) 中学<br>卒          | <p>ア 学校教育法による中学校、義務<br/>                 教育学校若しくは特別支援学校の<br/>                 中学部の卒業又は中等教育学校の<br/>                 前期課程の修了<br/>                 イ 上記に相当すると認められる学<br/>                 歴免許等の資格</p> |
|       | (2) 小学<br>校卒         | <p>ア 学校教育法による小学校又は特<br/>                 別支援学校の小学部の卒業<br/>                 イ 上記に相当すると認められる学<br/>                 歴免許等の資格</p>  |

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

企業職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第9号

企業職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則

企業職員の任用の特例に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 企業局行政職員（水道技術）係長職昇任試験 企業局行政職員（水道技術）の係長職の職

第5条第1項中「第7号まで」を「第8号まで」に改める。

別表第1(1)の備考第3項第1号、同表(2)の備考第3項第1号、同表(4)の備考第3項第1号、同表(5)の備考第3項第1号及び同表(8)の備考第3項第1号中「35歳以上かつ、」を削り、同表(10)薬剤師の項中「11」及び「13」を「備考4に定める。」に改め、同表(10)保健師助産師看護師（准看護師を含む。）の項及び栄養士の項、診療放射線技師臨床検査技師臨床工学技士理学療法士作業療法士言語聴覚士の項、視能訓練士の項及び歯科衛生士歯科技工士等の項中「

|          |          |
|----------|----------|
|          | 備考4に定める。 |
| 備考5に定める。 |          |

を

|          |          |
|----------|----------|
|          | 備考5に定める。 |
| 備考6に定める。 |          |

」

」

に改め、同表(10)の備考第3項第1号中「35歳以上かつ、」を削り、同表(10)の備考中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同表(10)の備考第5項中「備考5」を「備考6」に改め、同項第2号中「その他」を「歯科衛生士・歯科技工士」に改め、同項を同表(10)の備考第6項とし、同表(10)の備考第4項中「備考4」を「備考5」に改め、同項第1号中「35歳以上かつ、」を削り、同項を同表(10)の備考第5項とし、同表(10)の備考第3項の次に次の1項を加える。

4 表中、区分欄bの職員Ⅲの欄において「備考4に定める。」とされている基準は、その者の学歴免許等の資格に応じ、次の表に定める必要経過年数を有することとする。  
主任薬剤師の職

| 学歴免許等 | 必要経過年数 | 学歴免許等 | 必要経過年数 |
|-------|--------|-------|--------|
| 大学6卒  | 13年    | 大学卒   | 15年    |

別表第2の1の表係長職の項中「二つ以上」を「一つ以上」に改め、「第6条第2項第3号による昇任」の次に「(区分Ⅰ・区分Ⅱ共通)」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

試験及び選考の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第10号

試験及び選考の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

試験及び選考の事務の委任に関する規則（平成23年4月横浜市人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「の職」の次に「及び消防司令補の職」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市人事委員会公示第1号

選考職（採用）の指定の一部改正

選考職（採用）の指定（昭和37年1月人事委員会公示第2号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

横浜市人事委員会

表中

「

|                     |                               |                           |                         |
|---------------------|-------------------------------|---------------------------|-------------------------|
| にぎわい<br>スポーツ<br>文化局 | 観光振興課担当課長の職                   | 職員の任用に関する規則第19条第1項第6号     | 令和5年<br>4月1日<br>指定（変更）  |
| 港湾局                 | 物流運営課海外事業等促進担当課長の職            | 同上                        | 平成28年<br>4月1日<br>指定（変更） |
| 消防局                 | 消防局行政職員の職（横浜市消防音楽隊等の業務を担当する職） | 同上                        | 令和2年<br>8月5日<br>指定      |
| 医療局病<br>院経営本<br>部   | 担当部長（市立病院の経営改革推進業務を担当する職）     | 企業職員の任用の特例に関する規則第6条第1項第6号 | 平成27年<br>4月1日<br>指定（変更） |
|                     | 市民病院看護部長の職                    | 同上                        | 平成27年<br>4月1日<br>指定（変更） |
|                     | 市民病院薬剤部長の職                    | 同上                        | 平成27年<br>4月1日<br>指定（変更） |
|                     | 市民病院担当係長（診療報酬に関する事務を担当する職）    | 同上                        | 平成27年<br>4月1日<br>指定（変更） |

|                                  |    |                 |
|----------------------------------|----|-----------------|
| 市民病院担当係長（地域連携等に関する事務を担当する職）      | 同上 | 平成27年4月1日指定（変更） |
| 脳卒中・神経脊椎センター担当係長（相談業務を担当する職）     | 同上 | 平成27年4月1日指定（変更） |
| 脳卒中・神経脊椎センター担当係長（医事に関する事務を担当する職） | 同上 | 平成27年4月1日指定（変更） |
| 担当係長（市立病院で診療報酬に関する事務を担当する職）      | 同上 | 平成27年4月1日指定     |
| 担当係長（市立病院で地域連携・相談業務を担当する職）       | 同上 | 平成27年4月1日指定     |
| 行政職員の職（市立病院で地域連携・相談業務を担当する職）     | 同上 | 平成27年4月1日指定（変更） |

」

を「

|           |                               |                           |                 |
|-----------|-------------------------------|---------------------------|-----------------|
| 港湾局       | 物流運営課海外事業等促進担当課長の職            | 職員の任用に関する規則第19条第1項第6号     | 平成28年4月1日指定（変更） |
| 消防局       | 消防局行政職員の職（横浜市消防音楽隊等の業務を担当する職） | 同上                        | 令和2年8月5日指定      |
| 医療局病院経営本部 | 市民病院看護部長の職                    | 企業職員の任用の特例に関する規則第6条第1項第6号 | 平成27年4月1日指定（変更） |

|                                  |    |                         |
|----------------------------------|----|-------------------------|
| 市民病院薬剤部長の職                       | 同上 | 平成27年<br>4月1日<br>指定（変更） |
| 市民病院担当係長（診療報酬に関する事務を担当する職）       | 同上 | 平成27年<br>4月1日<br>指定（変更） |
| 市民病院担当係長（地域連携等に関する事務を担当する職）      | 同上 | 平成27年<br>4月1日<br>指定（変更） |
| 脳卒中・神経脊椎センター担当係長（相談業務を担当する職）     | 同上 | 平成27年<br>4月1日<br>指定（変更） |
| 脳卒中・神経脊椎センター担当係長（医事に関する事務を担当する職） | 同上 | 平成27年<br>4月1日<br>指定（変更） |
| 担当係長（市立病院で診療報酬に関する事務を担当する職）      | 同上 | 平成27年<br>4月1日<br>指定     |
| 担当係長（市立病院で地域連携・相談業務を担当する職）       | 同上 | 平成27年<br>4月1日<br>指定     |
| 行政職員の職（市立病院で地域連携・相談業務を担当する職）     | 同上 | 平成27年<br>4月1日<br>指定（変更） |

に改める。

」

横浜市人事委員会公示第2号

選考職（昇任）の指定の一部改正

選考職（昇任）の指定（昭和37年1月人事委員会公示第3号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

横浜市人事委員会

表中

「

|       |                     |    |                 |
|-------|---------------------|----|-----------------|
| 環境創造局 | 動物園担当係長（飼育業務を担当する職） | 同上 | 平成17年4月1日指定（変更） |
|       | 繁殖センター所長の職          |    | 令和2年1月31日指定     |

」

を

「

|        |                     |    |                |
|--------|---------------------|----|----------------|
| みどり観光局 | 動物園担当係長（飼育業務を担当する職） | 同上 | 令和6年4月1日指定（変更） |
|        | 繁殖センター所長の職          |    | 令和6年4月1日指定（変更） |

」

に、

「

|     |                      |                           |                |
|-----|----------------------|---------------------------|----------------|
| 水道局 | 水道局係長の職（次に掲げる職を除く職）  | 企業職員の任用の特例に関する規則第6条第2項第3号 | 令和5年4月1日指定（変更） |
|     | 総務部総務課庶務係長           |                           |                |
|     | 総務部総務課文書係長           |                           |                |
|     | 総務部人事課人事係長           |                           |                |
|     | 総務部人事課給与係長           |                           |                |
|     | 経営部経理課経理係長           |                           |                |
|     | 経営部経理課会計係長           |                           |                |
|     | 経営部経理課契約係長           |                           |                |
|     | 事業推進部資産活用課担当係長（管理担当） |                           |                |

」

|                     |                  |  |
|---------------------|------------------|--|
| 給水サービス部<br>進課事業企画係長 | サービス推進係長         |  |
| 配水部配水課<br>配水部配水課    | 事業管理係長<br>配水係長   |  |
| 浄水部浄水課<br>浄水部浄水課    | 事業管理係長<br>浄水係長   |  |
| 施設部計画課<br>施設部計画課    | 事業管理係長<br>事業計画係長 |  |

」

を「

|     |                      |                           |                |
|-----|----------------------|---------------------------|----------------|
| 水道局 | 水道局係長の職（次に掲げる職を除く職）  | 企業職員の任用の特例に関する規則第6条第2項第3号 | 令和6年4月1日指定（変更） |
|     | 総務部総務課庶務係長           |                           |                |
|     | 総務部総務課文書係長           |                           |                |
|     | 総務部人事課人事係長           |                           |                |
|     | 総務部人事課給与係長           |                           |                |
|     | 経営部経理課経理係長           |                           |                |
|     | 経営部経理課出納係長           |                           |                |
|     | 経営部経理課契約係長           |                           |                |
|     | 事業推進部資産活用課担当係長（管理担当） |                           |                |
|     | 給水サービス部サービス推進係長      |                           |                |
|     | 配水部配水課事業管理係長         |                           |                |
|     | 配水部配水課配水係長           |                           |                |
|     | 浄水部浄水課事業管理係長         |                           |                |
|     | 浄水部浄水課浄水係長           |                           |                |
|     | 施設部計画課事業管理係長         |                           |                |
|     | 施設部計画課事業計画係長         |                           |                |

」

に改める。

横浜市人事委員会公示第3号

選考職（転職）の指定の一部改正

選考職（転職）の指定（昭和37年10月人事委員会公示第42号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

横浜市人事委員会

表中

「

|       |                             |    |                 |
|-------|-----------------------------|----|-----------------|
| 環境創造局 | 獣医師の資格を有する衛生監視員をもって充てる獣医師の職 | 同上 | 平成17年4月1日指定（変更） |
|-------|-----------------------------|----|-----------------|

」

を

「

|        |                             |    |                |
|--------|-----------------------------|----|----------------|
| みどり環境局 | 獣医師の資格を有する衛生監視員をもって充てる獣医師の職 | 同上 | 令和6年4月1日指定（変更） |
|--------|-----------------------------|----|----------------|

」

に、

「

|     |                               |    |                  |
|-----|-------------------------------|----|------------------|
| 交通局 | 交通局バス運転手をもって充てる交通局地下鉄駅務員の職    | 同上 | 平成13年3月14日指定（変更） |
|     | 交通局地下鉄保守技術員をもって充てる交通局地下鉄駅務員の職 | 同上 | 同上               |
|     | 交通局バス整備員をもって充てる交通局地下鉄駅務員の職    | 同上 | 同上               |

」

を

「

|     |                            |    |                  |
|-----|----------------------------|----|------------------|
| 交通局 | 交通局バス運転手をもって充てる交通局地下鉄駅務員の職 | 同上 | 平成13年3月14日指定（変更） |
|     | 交通局地下鉄保守技術員を               | 同上 | 同上               |

」

|                                      |    |                    |
|--------------------------------------|----|--------------------|
| もって充てる交通局地下鉄<br>駅務員の職                |    |                    |
| 交通局バス整備員をもって<br>充てる交通局地下鉄駅務員<br>の職   | 同上 | 同上                 |
| 交通局技能職員（運輸事務<br>職員）をもって充てる行政<br>職員の職 | 同上 | 令和6年<br>4月1日<br>指定 |
| 交通局技能職員（運輸技術<br>職員）をもって充てる行政<br>職員の職 | 同上 | 同上                 |

」

に改める。

## 市会

横浜市会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年3月29日

横浜市会

## 横浜市会規則第1号

横浜市会会議規則の一部を改正する規則

横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「つけて」を「付けて」に、「連署して」を「記名して」に改める。

第22条を次のように改める。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第22条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、市の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から、事件については文書により、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。

第28条中「点呼に応じて投票を投票箱に投入する」を「議長の指示に従って、順次、投票する」に改める。

第29条の見出しを「（投票の終了）」に改め、同条第1項中「点呼が終わった」を「投票が終わったと認める」に、「投票箱の閉鎖」を「投票の終了」に改める。

第30条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第40条中「連署して」を「記名して」に改める。

第65条の7中「同意」を「許可」に改める。

第70条中「または」を「又は」に改め、「書類、」を削る。

第76条の見出し中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に改め、「議員」の次に「（以下「委員外議員」という。）」を加え、「きく」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条第3項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、「から」の次に「当該」を加える。

第77条を次のように改める。

（委員長の委員としての発言）

第77条 委員長が委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。

2 前項に規定する場合において、委員長が委員として討論をするときは、その議題の表決が終わるまで、委員長の職務を行うことができない。

第78条第2項中「から」の次に「当該」を加える。

第81条第1項中「出席した」を「出席している」に改める。

第87条の見出し中「文書」を「質問主意書」に改め、同条第1項中「場合に」を「場合は、質問主意書を議長に提出することにより、」に改め、「文書で」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第89条第2項中「及び氏名」の次に「（請願者が法人の場合にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 請願者多数のものは、請願者の住所及び氏名（請願者が法人の場合にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）を省略して記載することができる。

第90条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会若しくは市会運営委員会の所管に属しない請願又は常任委員会若しくは市会運営委員会に付託することを適当としない請願は、特別委員会に付託する。

第90条中第3項を第4項とし、同条第2項中「かえる」を「代える」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会の付託は、市会の議決により省略することができる。

第97条を次のように改める。

（資格決定の通知）

第97条 法第127条第3項の規定により準用する法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第98条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第99条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第101条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第104条を次のように改める。

（携帯品）

第104条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由によ

り会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

第109条第1項中「連署して」を「記名して」に改める。

第119条中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第121条とする。

第118条中「はかり」を「諮り」に改め、同条を第120条とし、第16章中同条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第118条 議会又は議長若しくは委員長(以下「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(以下「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受け取る者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受け取る旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受け取る者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時(第13条第1項、第17条第3項、第89条第1項、第90条第1項及び第99条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受け取る者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をし

たものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録をすることができ、措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、又は記名押印すること（以下「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあたるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第 119 条 この規則の規定（第24条及び第33条を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（以下「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市会規程第2号

横浜市会定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

横浜市会議長 瀬之間 康 浩

横浜市会定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜市会における地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 定年前再任用短時間勤務職員の適用を受ける職員の範囲並びに勤務時間、休憩時間及び勤務を要しない日は、別表のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。  
(暫定再任用短時間勤務職員についての横浜市会定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程の適用に関する経過措置)
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年9月横浜市条例第26号）附則第13項又は第14項の規定により採用された職員をいう。）は、第1条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規程の規定を適用する。

別表（第2条）

| 職員の範囲         | 勤務時間               | 休憩時間         | 勤務を要しない日     |
|---------------|--------------------|--------------|--------------|
| 自動車運転業務に従事する者 | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | 日曜日、水曜日及び土曜日 |

## 横浜市会規程第3号

横浜市会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程を次のように定める。

令和6年3月29日

横浜市会議長 瀬之間 康 浩

横浜市会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する  
条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年12月横浜市条例第67号。以下「条例」という。）第4条から第8条までの規定に基づき、議長に対して行うこととされ、又は議長が行うこととしてしている手続等を情報通信の技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、条例の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子証明書 申請等を行う者又は議長が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(手続等の告示)

第3条 議長は、条例及びこの規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により議長に対して行い、又は議長が行う手続等について、あらかじめ、その根拠となる条例等の名称及び条項その他必要な事項を告示するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第4条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項及び当該申請等を書面等その他の方法により行うときに記載し、又は通知すべきこととされている事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、同項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次のいずれかに該当するものと併せてこれを送

信しなればならない。ただし、議長が定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるとき、又は市の機関が申請等をする場合において議長の指定する情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書

(3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が定める電子証明書

3 条例第4条第4項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

4 第1項の規定により申請等を行う者は、議長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から送信し、及び議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

5 議長は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに規程の規定により併せて提出すべきこととされている書面等について、議長が定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

6 規程の規定により同一の内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。）について第1項の規定により申請等を行う場合においては、当該書面等のうち1部のみについて同項に規定する手続をとったときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。（情報通信技術による手数料の納付）

第5条 条例第4条第5項の規則で定める情報通信技術を利用する方法は、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第6条 条例第4条第6項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情

がある」と議長が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある」と議長が認める場合

(3) その他申請等のうちに条例第4条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある」と議長が認める場合  
(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 議長は、条例第5条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等その他の方法により行うときに記載し、又は通知すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 議長は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを記録しなければならない。ただし、市の機関に対して処分通知等を行う場合において、議長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

3 条例第5条第4項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。  
(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 条例第5条第1項ただし書の規則で定める方式は、次のいずれかの方式とする。

(1) 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出  
(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第9条 条例第5条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある」と議長が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある」と議長が認める場合

(3) その他処分通知等のうちに条例第5条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある」と議長が認める場合  
(電磁的記録による縦覧等)

第10条 議長は、条例第6条第1項の電磁的記録に記録されている

事項により縦覧等を行うときはインターネットを利用する方法又は当該事項を事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは当該書類を事務所に備え置く方法により縦覧等を行うものとする。  
 (電磁的記録による作成等)

第11条 議長は、条例第7条第1項の電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第7条第3項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること若しくは同項に規定する電磁的記録媒体をもって調製すること又は議長の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。  
 (添付書面等の省略)

第12条 条例第8条の規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 書 面 等  | 措 置  |
|--|--|
| 1 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書 | 次のいずれかに掲げる措置<br>(1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の議長への提供<br>(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の議長への提供<br>(3) 個人番号カードの議長への提示 |
| 2 商業登記法第10条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)の登記事           | 次のいずれかに掲げる措置<br>(1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の議長への   |

|  |   |
|--|---|
| <p>項 証 明 書</p>                                   | <p>提 供</p> <p>ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の議長への提供</p> |
| <p>3 商業登記法第12条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書</p> | <p>2の項右欄第2号に掲げる措置</p>   |
| <p>4 印鑑登録証明書</p>                                 | <p>1の項右欄第1号に掲げる措置</p>   |

（議会等に係る手続等）

第13条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条において「議会等」という。）に対して行われ、又は議会等が行う手続等（条例第4条から第8条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に別段の定めがある場合を除き、条例及びこの規程の規定の例による。

（補則）

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 横 浜 市 会 規 程 第 4 号

横 浜 市 会 会 議 規 則 に 係 る 情 報 通 信 技 術 の 活 用 に 関 す る 規 程 を 次 の よ う に 定 め る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 会 議 長 瀬 之 間 康 浩

横 浜 市 会 会 議 規 則 に 係 る 情 報 通 信 技 術 の 活 用 に 関 す る 規 程

( 趣 旨 )

第 1 条 この 規 程 は、 横 浜 市 会 会 議 規 則 ( 昭 和 43 年 5 月 横 浜 市 会 規 則 第 1 号。 以 下 「 規 則 」 と い う 。 ) に 規 定 す る 通 知、 作 成、 保 存 等 ( 第 13 条 第 2 項 及 び 第 14 条 に お い て 「 手 続 」 と い う 。 ) 等 を 電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 す る 方 法 そ の 他 の 情 報 通 信 技 術 を 利 用 す る 方 法 に よ り 行 う 場 合 に つ い て 必 要 な 事 項 を 定 め る も の と す る 。

( 定 義 )

第 2 条 この 規 程 に お け る 用 語 の 意 義 は、 規 則 の 例 に よ る 。

2 この 規 程 に お い て、 次 の 各 号 に 掲 げ る 用 語 の 意 義 は、 当 該 各 号 に 定 め る と こ ろ に よ る 。

(1) 電 子 署 名 総 務 省 関 係 法 令 に 係 る 情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 行 政 の 推 進 等 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 ( 平 成 15 年 総 務 省 令 第 48 号 ) 第 2 条 第 2 項 第 1 号 に 規 定 す る 電 子 署 名 を い う 。

(2) 電 子 証 明 書 議 会 又 は 議 長 若 し く は 委 員 長 ( 以 下 「 議 会 等 」 と い う 。 ) に 対 し て 通 知 を 行 う 者 又 は 議 会 等 が 電 子 署 名 を 行 っ た も の で あ る こ と を 確 認 す る た め に 用 い ら れ る 事 項 が こ れ ら の 者 に 係 る も の で あ る こ と を 証 明 す る た め に 作 成 す る 電 磁 的 記 録 ( 議 会 等 の 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 ( 規 則 第 118 条 第 1 項 に 規 定 す る 電 子 計 算 機 を い う 。 以 下 同 じ 。 ) に お い て 識 別 で き る も の に 限 る 。 ) で あ っ て、 議 長 が 定 め る も の を い う 。

( 議 会 等 に 対 す る 通 知 に 係 る 電 子 情 報 処 理 組 織 )

第 3 条 規 則 第 118 条 第 1 項 に 規 定 す る 議 長 が 定 め る 電 子 情 報 処 理 組 織 は、 議 会 等 の 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 と、 議 会 等 に 対 し て 通 知 を 行 う 者 の 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 で あ っ て 議 会 等 の 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 と 電 気 通 信 回 線 を 通 じ て 通 信 で き る 機 能 を 備 え た も の と を 電 気 通 信 回 線 で 接 続 し た 電 子 情 報 処 理 組 織 と す る 。

( 電 子 情 報 処 理 組 織 に よ る 議 会 等 に 対 す る 通 知 )

第 4 条 規 則 第 118 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 す る 方 法 に よ り 議 会 等 に 対 し て 通 知 を 行 う 者 は、 議 長 の 定 め る と こ ろ に よ り、 議 長 の 指 定 す る 電 子 計 算 機 に 備 え ら れ た フ ァ イ ル に 記 録 す べ き 事 項 又 は 当 該 通 知 を 文 書 等 ( 同 項 に 規 定 す る 文 書 等 を い う 。 第 6 条、 第 11 条 第 2 号 及 び 第 12 条 に お い て 同 じ 。 ) に よ り 行 う と き に 記 載 す べ き こ と と さ れ て い る 事 項 を、 議 会 等 に 対 し て

通知を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

- 2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長が指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（議会等からの通知に係る電子情報処理組織）

- 第5条 規則第118条第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受け取る者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等からの通知）

- 第6条 議会等は、規則第118条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（議会等からの通知を受け取る旨の表示の方式）

- 第7条 規則第118条第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次のいずれかの方式とする。

- (1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受け取ることを希望する旨の議長が定めるところによる届出  
（電磁的記録に記録されている事項を表示する方法）

- 第8条 規則第118条第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録されている事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（配付等に係る電子情報処理組織）

- 第9条 規則第118条第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受け取る者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

- 第10条 規則第118条第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名（議会等に対して

行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

（通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第11条 規則第118条第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

(2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

（電磁的記録による作成等）

第12条 議会等は、規則第119条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（準用等）

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条第6項（同法第127条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知、同法第123条第4項の規定による通知（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合に限る。）及び同法第137条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から第11条までの規定を準用する。

2 規則に規定する手続（規則第118条及び第119条の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、規則に別段の定めがある場合を除き、規則第118条及び第119条の規定並びにこの規程の規定の例による。

（委任）

第14条 この規程に定めるもののほか、規則に規定する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 横浜市会規程第5号

横浜市会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

横浜市会議長 瀬之間 康 浩

横浜市会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する  
規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜市会委員会条例(昭和43年5月横浜市条例第28号。以下「条例」という。)に規定する作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、条例の例による。

2 この規程において「電子署名」とは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。

(電磁的記録による委員会記録の作成)

第3条 委員長は、条例第21条第2項の規定により委員会記録を電磁的記録により作成させるときは、当該作成を書面により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成させるものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第4条 条例第21条第2項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名とする。

(会議規則との関係)

第5条 条例に規定する通知(条例第15条第1項の規定によるものを除く。)、作成(条例第21条第1項の規定によるものを除く。 )又は保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、条例に別段の定めがある場合を除き、横浜市会会議規則(昭和43年5月横浜市会規則第1号)第118条及び第119条の規定の例による。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、条例に規定する通知、作成又は保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

横 浜 市 会 規 程 第 6 号

横 浜 市 会 議 会 局 の 組 織 、 事 務 分 掌 等 に 関 す る 規 程 （ 昭 和 49 年 5 月 横 浜 市 会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 会 議 長 瀬 之 間 康 浩

第 5 条 第 1 項 中 「 局 に 副 局 長 、 」 を 削 り 、 同 条 第 3 項 中 「 副 局 長 、 」 を 削 り 、 同 条 第 4 項 を 削 る 。

第 6 条 中 第 2 項 を 削 り 、 第 3 項 を 第 2 項 と し 、 第 4 項 を 第 3 項 と す る 。

第 7 条 中 「 、 副 局 長 」 を 削 る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

## 横 浜 市 会 規 程 第 7 号

横 浜 市 会 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 ( 令 和 5 年 3 月 横 浜 市 会 規 程 第 2 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 会 議 長 瀬 之 間 康 浩

第 19 条 中 「 横 浜 市 予 算 、 決 算 及 び 金 銭 会 計 規 則 ( 昭 和 39 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 57 号 ) 第 90 条 第 3 項 」 を 「 横 浜 市 会 計 規 則 ( 令 和 6 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 26 号 ) 第 23 条 第 3 項 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

## その他

横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市災害対策本部長

横浜市長 山中竹春

## 横浜市災害対策本部規程第1号

横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程

横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程（昭和38年9月災害対策本部規程第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、横浜市災害対策本部条例（昭和38年3月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、横浜市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項等を定めるものとする。

（副本部長等）

第2条 条例第2条第1項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び危機管理監をもって充てる。

2 条例第2条第1項に規定する災害対策本部員（以下「部員」という。）は、技監、横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）に定める統括本部及び局長、消防局長、水道局長、交通局長、病院経営本部長、会計室長、教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、議会局長並びに災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認める者をもって充てる。

3 条例第2条第2項の規定により本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

第1順位 副市長

第2順位 危機管理監

第3順位 条例第3条第2項に規定する部長

（部）

第3条 条例第3条第1項に規定する部は、横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）に定める統括本部及び局、消防局、水道局、交通局、医療局病院経営本部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、議会局並びに本部長が必要と認めるものとする。

2 条例第3条第2項に規定する部長は、前項に定める部の長及び本部長が指定する者をもって充てる。

3 部には、部長が必要と認める班等を置き、当該班等の長は部長が指定する者をもって充てる。

(部の事務分掌)

第4条 第3条第1項に規定する部の主たる事務分掌は、次のとおりとする。

政策経営局

- (1) 本部長及び副本部長（副市長に限る。）の秘書に関すること。
- (2) 災害関連情報の報道及び広報並びに映像記録等に関すること。
- (3) 報道機関等関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 災害に係る都市問題の総合調整に関すること。
- (5) 震災復興計画策定に向けた総合調整に関すること。

総務局

- (1) 本部の庶務に関すること。
- (2) 災害対策計画の立案及び総合調整に関すること。
- (3) 区本部及び現地本部並びに関係機関等との連絡に関すること。
- (4) 災害関連情報の収集、集約及び伝達に関すること。
- (5) 職員等の罹災状況の集約、健康保持、厚生、給与及び勤務条件等に関すること。
- (6) 重要文書及び公印の保全に関すること。
- (7) 緊急で重要な法律問題に対する支援に関すること。
- (8) 自衛隊及び他の地方公共団体等への応援要請並びに受援に関すること。
- (9) 避難指示等に関すること。
- (10) 他の局の所管に属さないこと。

デジタル統括本部

- (1) 行政情報ネットワーク、住民情報系システム及びネットワークの保全に関すること。
- (2) 災害時における住民情報系システムの活用・調整に関すること。
- (3) 緊急を要する他の局への応援に関すること。

財政局

- (1) 予算経理に関すること。
- (2) 財源確保及び資金調達並びに市が所有又は管理する土地及び施設等の確保及び利用調整に関すること。
- (3) 契約・調達等に係る連絡調整及び他の区局の支援に関すること。
- (4) 建物等の被害認定調査に係る区の支援に関すること。

## 国際局

- (1) 海外からの支援に係る連絡調整に関すること（他の局の所管に属するものを除く。）。
- (2) 領事館及び各国大使館との連絡調整に関すること。
- (3) 外国語の通訳・翻訳に係る調整に関すること。

## 市民局

- (1) 地域住民組織及びボランティア等の活動に係る連絡調整に関すること。
- (2) 被災者の相談等に関すること。
- (3) 区本部の支援及び区の経常業務の再開に向けた連絡調整に関すること。
- (4) 市民利用施設及び区庁舎等所管施設の災害対策及び復旧に関すること。

## にぎわいスポーツ文化局

- (1) 観光・スポーツ・文化施設等所管施設の災害対策及び復旧に関すること。

## 経済局

- (1) 救援物資の調達及び配給に関すること。
- (2) 中小企業等の応急対策に関すること。
- (3) 市内経済状況、商業及び製造業の被害状況の把握に関すること。
- (4) 市場、消費生活及び雇用に関すること。
- (5) 所管施設の災害対策及び復旧に関すること。

## こども青少年局

- (1) 妊産婦、乳幼児、児童、障害児等災害時要援護者の保護に関すること（他の局の所管に属するものを除く。）。
- (2) 児童福祉施設及び保育所等所管施設の災害対策及び復旧に関すること。

## 健康福祉局

- (1) 災害救助法に基づく応急的な救助に関すること。
- (2) 高齢者、障害者等災害時要援護者の保護に関すること。
- (3) 福祉避難所の調整等に関すること。
- (4) 社会福祉施設等所管施設の災害対策及び復旧に関すること。
- (5) 医療（他の局の所管に属するものを除く。）及び保健に関すること。
- (6) 遺体取扱に係る調整及び火埋葬に関すること。
- (7) 被災者に係る生活支援に関すること。

## 医療局

- (1) 医療、防疫及び衛生に関すること。
- (2) 救援物資（医薬品等）の調達及び配給に関すること。

(3) 保健所業務の総合調整に関すること。

医療局病院経営本部

(1) 市立病院における医療に関すること。

みどり環境局

(1) 災害時における公害発生の防止に関すること。

(2) 農業用公共施設、公園及び緑地等の災害対策及び復旧に関すること。

(3) 主要食糧の集荷及び配給に関すること。

(4) 農業及び水産業に係る被害状況の把握並びに関係機関との調整に関すること。

(5) 区本部土木事務所地区隊との連携に関すること。

下水道河川局

(1) 下水道施設の災害対策及び復旧に関すること。

(2) 水防に関すること。

(3) 河川・水路等の災害対策及び復旧に関すること。

(4) 区本部土木事務所地区隊との連携に関すること。

資源循環局

(1) 災害時における一般廃棄物の緊急処理及び産業廃棄物の緊急処理指導に関すること。

(2) トイレ対策及びし尿処理に関すること。

(3) 所管施設の災害対策及び復旧に関すること。

建築局

(1) 建築物、宅地、宅地造成工事及び崖等の災害対策に関すること。

(2) 応急仮設住宅等の供給及び住宅の応急修理等に関すること。

(3) 公共建築物の被害状況の把握及び応急措置の技術支援に関すること。

都市整備局

(1) 個人、組合及び都市再生機構施行土地区画整理区域内の復旧に関すること。

(2) 区画整理地区内街路等の災害対策及び復旧に関すること。

(3) 被災市街地及び市街地開発事業に係る災害調査及び復旧計画に関すること。

(4) 在日米軍との連絡調整に関すること。

道路局

(1) 道路、街路及び橋りょう等道路施設の災害対策及び復旧に関すること。

(2) 区本部土木事務所地区隊との連携に関すること。

港湾局

(1) 港湾施設及び埋立事業関連施設の災害対策及び復旧に関する

こと。

- (2) 貯木及び在港船舶対策に関すること。
- (3) 所管区域及び施設並びに船舶及び海難事故等の被害状況の把握に関すること。
- (4) 救援物資の受入、積出、荷役及び海上輸送体制の確保に関すること。
- (5) 海上交通に係る関係機関との連絡調整に関すること。

消防局

- (1) 消防に関すること。
- (2) 災害関連情報の収集、集約及び伝達に関すること。
- (3) 危険物等の措置に関すること。
- (4) 避難指示等に関すること。
- (5) 区本部との連携に関すること。

水道局

- (1) 水道施設の災害対策及び復旧に関すること。
- (2) 応急給水に関すること。

交通局

- (1) 市営交通施設の災害対策及び復旧に関すること。
- (2) 市営地下鉄及び市営バスの運行に関すること。

会計室

- (1) 災害時における会計事務に関すること。

教育委員会事務局

- (1) 児童及び生徒の保護に関すること。
- (2) 学用品の供給及び応急教育に関すること。
- (3) 文教施設の災害対策及び復旧に関すること。
- (4) 避難場所等としての学校施設の提供及び運営協力に関すること。

議会局

- (1) 災害時における議会活動に関すること。

脱炭素・GREEN × EXPO 推進局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局

- (1) 特命事項に関すること。
- (2) 緊急を要する他の局への応援に関すること。

(機能別チーム)

第5条 本部長は、本部の運営及び具体的な対策の実施に当たり、複数の部の緊密な連携により検討及び調整を行い、以って効果的かつ効率的に対策を実施する場合等、災害の状況に応じて必要と認める場合は、第3条第1項に規定する部に加えて、機能別チームを置くことができる。

2 機能別チームには、機能別チーム長及び機能別チーム員を置く

- 。機能別チーム長は、本部長が指定する。機能別チーム員は、本部長の命を受け、部長がその所属する職員から任命する。
- 3 機能別チーム長は、本部長の命を受け、機能別チームの事務を総括し、機能別チーム員を指揮命令する。  
(統括調整部及び対策部)
- 第6条 本部長は、本部の運営及び対策の実施に当たり、複数の機能別チーム若しくは部の総合調整又は統括を要する場合等、災害の状況に応じて、必要と認める場合は、第3条第1項に規定する部に加えて、統括調整部又は対策部を置くことができる。
- 2 統括調整部の長は、危機管理監とする。対策部の長は、副本部長の中から本部長が指定する。  
(本部の運営)
- 第7条 本部長は、対策の対応方針等を決定し、又は情報共有及び連絡調整等を図るため必要と認める場合は、会議を開催する。会議の構成員は、本部長が指定する。
- 2 部員又は部の職員は、本部長の指示により、又は対策の具体的な方針を検討し、若しくは情報共有及び連絡調整等を図るため必要と認める場合は、会議を開催する。会議の構成員は、本部長又は会議を開催する者が指定する。  
(区災害対策副本部長等)
- 第8条 条例第4条第3項に規定する区災害対策副本部長(以下「区副本部長」という。)は、区役所部長、資源循環局事務所長、土木事務所長、水道局水道事務所長及び消防署長をもって充てる。
- 2 条例第4条第5項の規定により指名する区副本部長に事故があるとき又は欠けた場合で、区災害対策本部長(以下「区本部長」という。)の職務を代理することができないときは、区本部長があらかじめ指定する職員がその職務を代理する。  
(区本部の事務分掌)
- 第9条 条例第4条第1項に規定する区災害対策本部(以下「区本部」という。)の主たる事務分掌は、次のとおりとする。
- (1) 区本部の設置及び運営に関すること。
  - (2) 区災害対策計画の立案及び実施に関すること。
  - (3) 本部、現地本部及び関係機関との連絡調整に関すること。
  - (4) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。
  - (5) 災害関連情報の報道及び広報並びに記録等に関すること。
  - (6) 避難指示、誘導及び避難者等の安全確保に関すること。
  - (7) 職員等の罹災状況の集約、健康保持及び厚生並びに予算経理その他総務に係る総合調整に関すること。
  - (8) ボランティア等の活動に係る情報提供及び連絡調整に関する

こと。

- (9) 諸証明の発行に関すること。
- (10) 地域防災拠点及び福祉避難所等の避難場所の開設及び運営並びに任意の避難場所の把握に関すること。
- (11) 被害状況の調査及び把握に関すること。
- (12) 医療、保健、防疫及び衛生に関すること。
- (13) 災害時要援護者の安否確認、避難支援及び安全確保に関すること。
- (14) 被災者の生活相談及び地域住民の広聴に関すること。
- (15) 保育の早期再開に関すること。
- (16) 遺体安置所の設置及び運営に関すること。
- (17) 行方不明者の把握に関すること。
- (18) 救援物資等の調達及び配給に関すること。
- (19) 道路、街路及び橋りょう等道路施設、河川・水路等、下水道施設、公園及び緑地等の災害対策及び復旧に関すること。
- (20) 廃棄物の収集に関すること。
- (21) 応急給水に関すること。

(区本部の組織)

第10条 区本部には、区本部長が必要と認める班等を置き、当該班等の長は区本部長が指定する者をもって充てる。

2 区本部には、資源循環局事務所地区隊、土木事務所地区隊、及び水道局水道事務所地区隊を置く。

3 資源循環局事務所地区隊の隊長は、資源循環局事務所長をもって充てる。

4 土木事務所地区隊の隊長は、土木事務所長をもって充てる。

5 水道局水道事務所地区隊の隊長は、水道局水道事務所長をもって充てる。

6 消防局に消防地区本部を置き、消防地区本部長は消防署長をもって充てる。

(区本部の運営)

第11条 区本部長は、対策の対応方針等を協議、決定若しくは伝達し、又は情報共有及び連絡調整等を図るため必要と認める場合は、会議を開催する。会議の構成員は、区本部長が指定する。

(報告)

第12条 副本部長、部長、機能別チームの長、統括調整部及び対策部の長並びに区本部長は、災害及び活動状況並びに措置事項等について、本部長に報告する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

- 2 この規程に定めるもののほか、部に関する事項は、本部長又は部長が定める。
- 3 この規程に定めるもののほか、区本部に関する事項は、本部長又は区本部長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市国民保護対策本部及び横浜市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市国民保護対策本部長

横浜市緊急対処事態対策本部長

横浜市長 山中竹春

横浜市国民保護対策本部等組織・運営規程第1号

横浜市国民保護対策本部及び横浜市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

横浜市国民保護対策本部及び横浜市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程（平成19年3月国民保護対策本部等組織・運営規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の表を次のように改める。

| 局名等   | 事務分掌  |
|-------|---|
| 政策経営局 | 1 報道機関との連絡調整に関すること。<br>2 市対策本部長及び市対策副本部長（副市長に限る。）の秘書に関すること。<br>3 市長公舎の管理保全に関すること。<br>4 国民保護に関する広報に関すること。  |
| 総務局   | 1 市対策本部に関すること。<br>2 通信体制の確保に関すること。<br>3 県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊等との連絡調整に関すること。<br>4 危機情報等の収集、分析、提供に関すること。<br>5 特殊標章等の交付、管理に関すること。<br>6 警報の伝達、避難の指示の伝達、緊急通報に関すること。<br>7 被災情報の収集・提供に関すること。<br>8 安否情報の収集・提供に関すること。<br>9 生活関連等施設、危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関すること。<br>10 他都市応援職員の調整及び職員の参集・り災状況の集約に関すること。<br>11 横浜市立大学との連絡調整に関すること。<br>12 他の局の所管に属さない国民保護措置等に関すること。 |

|             |  |
|-------------|--|
| デジタル統括本部    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 行政情報ネットワーク、住民情報系システム及びネットワークの保全に関すること。</li> <li>2 他局に対する応援に関すること。</li> </ol>  |
| 財政局         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること。</li> <li>2 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。</li> </ol>  |
| 国際局         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること。</li> <li>2 海外からの支援に係る連絡調整に関すること。</li> <li>3 領事館及び各国大使館との連絡調整に関すること。</li> </ol>   |
| 市民局         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護に関する広聴に関すること。</li> <li>2 ボランティアとの協力体制に係る情報収集及び連絡調整に関すること。</li> </ol>  |
| にぎわいスポーツ文化局 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 観光・スポーツ・文化施設等所管施設の保全に関すること。</li> <li>2 大規模集客施設への連絡・調整等</li> </ol>   |
| 経済局         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工労働団体・機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 生活必需品の調達に関すること。</li> </ol>  |
| こども青少年局     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 妊産婦、乳幼児・児童等の救護、安全確保及び支援に関すること。</li> </ol>   |
| 健康福祉局       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療に関すること（医療局の所管に属するものを除く。）。</li> <li>2 赤十字標章の交付、管理に関すること。</li> <li>3 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。</li> <li>4 埋葬・火葬に関すること。</li> <li>5 高齢者、障害者等の救護に関すること。</li> <li>6 日本赤十字社神奈川県支部との連絡調整に関すること。</li> </ol> |
| 医療局         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療、防疫に関すること。</li> <li>2 危険動物及びペット動物の対策に関すること。</li> </ol>  |
| 医療局病院経営     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市立病院における傷病者の受入れに関</li> </ol>  |

|          |  |
|----------|--|
| 本部       | <p>すること。</p> <p>2 市立病院の医療従事者の派遣に関する<br/>こと。</p>  |
| みどり環境局   | <p>1 公園緑地の保全に関する<br/>こと。</p> <p>2 動物園・繁殖センターにおける危険動<br/>物等の対策に関する<br/>こと。</p>  |
| 下水道河川局   | <p>1 下水道管理施設・河川管理施設の保<br/>全に関する<br/>こと。</p> <p>2 水防に関する<br/>こと。</p>  |
| 資源循環局    | <p>1 廃棄物の処理に関する<br/>こと。</p>  |
| 建築局      | <p>1 建築物等の防災に関する<br/>こと。</p> <p>2 住宅等の建設、補修のための融<br/>資等に<br/>関する<br/>こと。</p> <p>3 応急仮設住宅等の確保及び修理に<br/>関する<br/>こと。</p> <p>4 市営住宅に関する<br/>こと。</p>                                  |
| 都市整備局    | <p>1 被災市街地の復興に関する<br/>こと。</p> <p>2 在日米軍との連絡調整に関する<br/>こと。</p>  |
| 道路局      | <p>1 道路・橋梁の保全に関する<br/>こと。</p> <p>2 道路の通行規制及び交通の確保に<br/>関する<br/>こと。</p>   |
| 港湾局      | <p>1 港湾施設の保全に関する<br/>こと。</p>   |
| 消防局      | <p>1 消防活動に関する<br/>こと。</p> <p>2 緊急消防援助隊の要請及び受入れに<br/>関する<br/>こと。</p> <p>3 消防団活動に関する<br/>こと。</p>   |
| 水道局      | <p>1 水道施設の保全に関する<br/>こと。</p> <p>2 応急給水に関する<br/>こと。</p>   |
| 交通局      | <p>1 市営交通施設の保全に関する<br/>こと。</p> <p>2 市営地下鉄、市営バスによる運<br/>送に<br/>関する<br/>こと。</p>  |
| 会計室      | <p>1 現金及び物品の出納及び保管に<br/>関する<br/>こと。</p>  |
| 教育委員会事務局 | <p>1 文教施設の保全に関する<br/>こと。</p> <p>2 被災児童及び生徒の学用品の供<br/>給に<br/>関する<br/>こと。</p> <p>3 被災児童及び生徒の授業料等の減<br/>免に<br/>関する<br/>こと。</p> <p>4 避難場所（学校施設に限る。）の<br/>開設<br/>等の協力に関する<br/>こと。</p> |

|  |   |
|--|---|
| 脱炭素・GRE<br>EN×EXO<br>推進局<br>選挙管理委員会<br>事務局<br>人事委員会事務局<br>監査事務局<br>議会局 | 1 他局に対する応援に関する事。  |
| 区対策部   | 1 警報等の伝達に関する事。<br>2 避難場所の運営等に関する事。<br>3 避難誘導に関する事。<br>4 救援に関する事。<br>5 その他国民保護措置に関する事。 |

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

総 行 第 1635 号

令 和 6 年 3 月 29 日

局 区 長

総 務 局 長

横浜市行政文書管理規則及び横浜市行政文書取扱規程の  
運用についての一部改正について（通知）

横浜市行政文書管理規則及び横浜市行政文書取扱規程の運用について（平成17年3月1日総法第195号総務局長通知）の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する。

2 定義（規則第2条及び規程第2条）の項第1号中「昭和31年3月横浜市規則第33号」を「令和6年3月横浜市規則第27号」に改める。

14 行政文書の施行（規程第24条から第27条まで）の項第2号ア中「これら以外の行政文書についても、必要に応じ公印を押印することができ、公印を押印しない場合に発信者名の下に「（公印省略）」の表示をしても差し支えないものであること。」に改める。

総 行 第 1787 号  
令 和 6 年 3 月 29 日

局 区 長

総 務 局 長

横 浜 市 公 印 規 則 の 施 行 に つ い て の 一 部 改 正 に つ い て ( 通  
知 )

横 浜 市 公 印 規 則 の 施 行 に つ い て ( 昭 和 56 年 12 月 25 日 総 文 第 77 号 総  
務 局 長 通 知 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施  
行 す る 。

7 公 印 の 事 前 押 印 ( 第 8 条 ) の 項 中 第 3 号 を 削 る 。

10 廃 止 し た 公 印 の 保 存 及 び 廃 棄 ( 第 9 条 の 4 ) の 項 中 第 3 号 を  
次 の よ う に 改 め る 。

(3) 廃 止 し た 公 印 は 、 横 浜 市 物 品 規 則 ( 令 和 6 年 3 月 横 浜 市 規 則  
第 27 号 ) 第 13 条 の 規 定 に よ り 、 所 管 を 移 さ な け れ ば な ら な い の  
で 注 意 す る こ と 。

契約事務に関する決裁事項及び専決事項の一部改正

横浜市契約事務委任規則（平成11年4月横浜市規則第37号）に基づき委任された事務の決裁処理について、決裁事項及び専決事項の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

第2項第2号中「政策局長」を「政策経営局長」に改める。

第2項4号イ中「ファシリティマネジメント推進担当課長」を削り、表を次のように改める。

イ 土地、普通財産（土地を除く。）等に係る取得等の契約及びこれに伴う補償契約、普通財産等の売払い、譲与その他の処分の契約

| 事案                               | 局長決裁事項                         | ファシリティマネジメント推進部長専決事項                | ファシリティマネジメント推進課長専決事項                |
|----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 土地、普通財産（土地を除く。）等の購入、寄附又は贈与の受納の契約 |                                | 1件 300,000,000円以上                   | 1件 300,000,000円未満                   |
| 土地、普通財産等に係る借受け、地上権等の取得の契約        |                                | 賃借料月額1件 1,000,000円以上                | 賃借料月額1件 1,000,000円未満                |
| 土地、普通財産等の交換の契約                   | 1件 100,000,000円以上              | 1件 100,000,000円未満                   | 1件 50,000,000円未満                    |
| 土地、普通財産等に係る取得等に伴う補償契約            |                                | 1件 80,000,000円以上                    | 1件 80,000,000円未満                    |
| 普通財産等の売払い、譲与その他の処分の契約            | 1件 100,000,000円以上              | 1件 100,000,000円未満                   | 1件 50,000,000円未満                    |
| 契約に基づく請求、付随事項等                   | 局長決裁事項に係る契約に基づく特に重要な請求、特に重要な付随 | 局長決裁事項及びファシリティマネジメント推進部長専決事項に係る契約に基 | 局長決裁事項、ファシリティマネジメント推進部長専決事項及びファシリティ |

|               |   |  |   |
|---------------|---|--|---|
|               | 事項等に関する<br>こと。                                      | づく重要な請求<br>、重要な付随事<br>項等に関するこ<br>と。  | マネジメント推<br>進課長専決事項<br>に係る契約に基<br>づく請求、付随<br>事項等に関する<br>こと。                                    |
| 契約の変更及<br>び解除 | 局長決裁事項<br>に係る契約の<br>重要な変更及<br>び重要な解除<br>に関すること<br>。 | 局長決裁事項に<br>係る契約の変更<br>及び解除並び<br>にファシリティ<br>マネジメント推<br>進課長専決事項<br>に係る契約の重<br>要な変更及び重<br>要な解除に関す<br>ること。 | ファシリティマ<br>ネジメント推<br>進課長専決事項<br>及びファシリ<br>ティマネジメント<br>推進課長専決事<br>項に係る契約の<br>変更及び解除に<br>関すること。 |

第2項第9号を次のように改める。

(9) みどり環境局長

ア 事務事業の用に供する土地の取得等の契約及びこれに伴う  
補償契約

| 事案                                | 局長決裁事項   | 部長専決事項   | 課長専決事項  |
|-----------------------------------|--|--|---|
| 土地の購入、<br>寄附又は贈与<br>の受納の契約        |  | 1件 300,000,<br>000円以上  | 1件 300,000,<br>000円未満   |
| 土地借受け、<br>地上権等の取<br>得の契約          |  | 賃借料月額1件<br>1,000,000円以<br>上  | 賃借料月額1件<br>1,000,000円未<br>満   |
| 土地の交換の<br>契約                      | 1件 100,00<br>0,000円以上  | 1件 100,000,<br>000円未満  | 1件 50,000,0<br>00円未満  |
| 土地、普通財<br>産等に係る取<br>得等に伴う補<br>償契約 |  | 1件 80,000,0<br>00円以上   | 1件 80,000,0<br>00円未満  |
| 契約に基づく<br>請求、付随事<br>項等            | 局長決裁事項<br>に係る契約に<br>基づく特に重<br>要な請求、特<br>に重要な付随<br>事項等に関す<br>ること。 | 局長決裁事項及<br>び部長専決事<br>項に係る契約<br>に基づく重要<br>な請求、重要<br>な付随事項等<br>に関すること。 | 局長決裁事項、<br>部長専決事項<br>及び課長専決<br>事項に係る契<br>約に基づく請<br>求、付随事項<br>等に関するこ<br>と。 |

|           |                                 |  |                                   |
|-----------|---------------------------------|--|-----------------------------------|
| 契約の変更及び解除 | 局長決裁事項に係る契約の重要な変更及び重要な解除に関すること。 | 局長決裁事項に係る契約の変更及び解除並びに部長専決事項に係る契約の重要な変更及び重要な解除に関すること。 | 部長専決事項及び課長専決事項に係る契約の変更及び解除に関すること。 |
|-----------|---------------------------------|--|-----------------------------------|

イ 繁殖センターに属する事務に関する契約

| 事案                        |                | 所長専決事項   |              |
|---------------------------|----------------|--|--------------|
| 物品の調達等の契約<br>労力その他の調達等の契約 | 入札の執行に関すること。   | 1件   | 200,000円未満   |
|                           | 見積書の徴収に関すること。  | 1件   | 200,000円未満   |
|                           | 予定価格の決定に関すること。 | 1件   | 200,000円未満   |
|                           | 契約の締結に関すること。   | 1件   | 200,000円未満   |
| 動物及び動物のはく製の交換、借受け及び貸付けの契約 |                | 1件   | 1,000,000円未満 |
| 契約に基づく請求、付随事項等            |                | 所長専決事項に係る動物及び動物のはく製の交換、借受け及び貸付けの契約に基づく請求、付随事項等に関すること。                |              |
| 契約の変更及び解除                 |                | 所長専決事項（物品の調達等の契約及び労力その他の調達等の契約については、契約の締結に関すること。）に係る契約の変更及び解除に関すること。 |              |

ウ 環境活動支援センターに属する事務に関する契約

| 事案                        |                | センター長専決事項 |            |
|---------------------------|----------------|-----------|------------|
| 物品の調達等の契約<br>労力その他の調達等の契約 | 入札の執行に関すること。   | 1件        | 200,000円未満 |
|                           | 見積書の徴収に関すること。  | 1件        | 200,000円未満 |
|                           | 予定価格の決定に関すること。 | 1件        | 200,000円未満 |

|           |                    |  |               |
|-----------|--------------------|--|---------------|
|           | 契約の締結に関する<br>こと。   | 1 件  | 200,000 円未満   |
| 委託契約      | 入札の執行に関する<br>こと。   | 1 件  | 1,000,000 円未満 |
|           | 見積書の徴収に関する<br>こと。  | 1 件  | 1,000,000 円未満 |
|           | 予定価格の決定に関する<br>こと。 | 1 件  | 1,000,000 円未満 |
|           | 契約の締結に関する<br>こと。   | 1 件  | 1,000,000 円未満 |
| 契約の変更及び解除 |                    | センター長専決事項（契約の締結に関する<br>こと。）に係る契約の変更及び解除に関する<br>こと。 |               |

エ 公園緑地事務所に属する事務に関する契約

| 事案                             |                    | 所長専決事項  |               |
|--------------------------------|--------------------|---|---------------|
| 物品の購入又は修繕の契約                   | 入札の執行に関する<br>こと。   | 1 件   | 200,000 円未満   |
|                                | 見積書の徴収に関する<br>こと。  | 1 件   | 200,000 円未満   |
|                                | 予定価格の決定に関する<br>こと。 | 1 件   | 200,000 円未満   |
|                                | 契約の締結に関する<br>こと。   | 1 件   | 200,000 円未満   |
| 公園及び緑地の清掃業務及び樹木等の保護管理業務に係る委託契約 | 入札の執行に関する<br>こと。   | 1 件   | 1,000,000 円未満 |
|                                | 見積書の徴収に関する<br>こと。  | 1 件   | 1,000,000 円未満 |
|                                | 予定価格の決定に関する<br>こと。 | 1 件   | 1,000,000 円未満 |
|                                | 契約の締結に関する<br>こと。   | 1 件   | 1,000,000 円未満 |
| 契約の変更及び解除                      |                    | 所長専決事項（契約の締結に関する<br>こと。）に係る契約の変更及び解除に関する<br>こと。 |               |

オ 農政事務所に属する事務に関する契約

| 事案        |                  | 所長専決事項 |             |
|-----------|------------------|--------|-------------|
| 物品の調達等の契約 | 入札の執行に関する<br>こと。 | 1 件    | 200,000 円未満 |

|              |                |   |             |
|--------------|----------------|---|-------------|
| 労力その他の調達等の契約 | 見積書の徴収に関すること。  | 1 件                                     | 200,000 円未満 |
|              | 予定価格の決定に関すること。 | 1 件                                     | 200,000 円未満 |
|              | 契約の締結に関すること。   | 1 件                                     | 200,000 円未満 |
| 契約の変更及び解除    |                | 所長専決事項（契約の締結に関すること。）に係る契約の変更及び解除に関すること。 |             |

カ 環境科学研究所に属する事務に関する契約

| 事案                                |                | 所長専決事項                                  |             |
|-----------------------------------|----------------|---|-------------|
| 物品の調達等の契約<br>労力その他の調達等の契約<br>委託契約 | 入札の執行に関すること。   | 1 件                                     | 600,000 円未満 |
|                                   | 見積書の徴収に関すること。  | 1 件                                     | 600,000 円未満 |
|                                   | 予定価格の決定に関すること。 | 1 件                                     | 600,000 円未満 |
|                                   | 契約の締結に関すること。   | 1 件                                     | 600,000 円未満 |
| 契約の変更及び解除                         |                | 所長専決事項（契約の締結に関すること。）に係る契約の変更及び解除に関すること。 |             |

第2項第10号から第17号までを第11号から第18号までとし、第9号の次に次の1号を加え、表を次のように改める。

(10) 下水道河川局長

ア 事務事業の用に供する土地の取得等の契約及びこれに伴う補償契約

| 事案                    | 局長決裁事項              | 部長専決事項                  | 課長専決事項                  |
|-----------------------|---------------------|-------------------------|-------------------------|
| 土地の購入、寄附又は贈与の受納の契約    |                     | 1 件 300,000,000 円以上     | 1 件 300,000,000 円未満     |
| 土地借受け、地上権等の取得の契約      |                     | 賃借料月額 1 件 1,000,000 円以上 | 賃借料月額 1 件 1,000,000 円未満 |
| 土地の交換の契約              | 1 件 100,000,000 円以上 | 1 件 100,000,000 円未満     | 1 件 50,000,000 円未満      |
| 土地、普通財産等に係る取得等に伴う補償契約 |                     | 1 件 80,000,000 円以上      | 1 件 80,000,000 円未満      |

|                             |   |   |   |
|-----------------------------|---|---|---|
| 償 契 約                       |   |   |   |
| 契 約 に 基 づ く 請 求 、 付 随 事 項 等 | 局 長 決 裁 事 項 に 係 る 契 約 に 基 づ く 特 に 重 要 な 請 求 、 特 に 重 要 な 付 随 事 項 等 に 関 す る こ と 。 | 局 長 決 裁 事 項 及 び 部 長 専 決 事 項 に 係 る 契 約 に 基 づ く 重 要 な 請 求 、 重 要 な 付 随 事 項 等 に 関 す る こ と 。                 | 局 長 決 裁 事 項 、 部 長 専 決 事 項 及 び 課 長 専 決 事 項 に 係 る 契 約 に 基 づ く 請 求 、 付 随 事 項 等 に 関 す る こ と 。 |
| 契 約 の 変 更 及 び 解 除           | 局 長 決 裁 事 項 に 係 る 契 約 の 重 要 な 変 更 及 び 重 要 な 解 除 に 関 す る こ と 。                   | 局 長 決 裁 事 項 に 係 る 契 約 の 変 更 及 び 解 除 並 び に 部 長 専 決 事 項 に 係 る 契 約 の 重 要 な 変 更 及 び 重 要 な 解 除 に 関 す る こ と 。 | 部 長 専 決 事 項 及 び 課 長 専 決 事 項 に 係 る 契 約 の 変 更 及 び 解 除 に 関 す る こ と 。                         |

イ 下 水 道 河 川 局 水 再 生 セ ン タ ー 及 び 下 水 道 河 川 局 下 水 道 セ ン タ ー に 属 す る 事 務 に 関 す る 契 約

| 事 案   | セ ン タ ー 長 専 決 事 項           |
|---|-----------------------------|
| 物 品 の 調 達 等 の 契 約                                     | 入 札 の 執 行 に 関 す る こ と 。     |
| 労 力 そ の 他 の 調 達 の 契 約 ( 物 品 以 外 の 修 繕 の 契 約 を 除 く 。 ) | 見 積 書 の 徴 収 に 関 す る こ と 。   |
|   | 予 定 価 格 の 決 定 に 関 す る こ と 。 |
|   | 契 約 の 締 結 に 関 す る こ と 。     |
| 労 力 そ の 他 の 調 達 の 契 約 ( 物 品 以 外 の 修 繕 の 契 約 に 限 る 。 ) | 入 札 の 執 行 に 関 す る こ と 。     |
|   | 見 積 書 の 徴 収 に 関 す る こ と 。   |
|   | 予 定 価 格 の 決 定 に 関 す る こ と 。 |
|   | 契 約 の 締 結 に 関 す る こ と 。     |
| 委 託 契 約   | 入 札 の 執 行 に 関 す る こ と 。     |
|   | 見 積 書 の 徴 収 に 関 す る こ と 。   |
|   | 予 定 価 格 の 決 定               |

|                   |   |                     |
|-------------------|---|---------------------|
|                   | に 関 す る こ と 。   |                     |
|                   | 契 約 の 締 結 に 関 す る こ と 。   | 1 件 1,000,000 円 未 満 |
| 契 約 の 変 更 及 び 解 除 | セ ン タ ー 長 専 決 事 項 ( 契 約 の 締 結 に 関 す る こ と 。 ) に 係 る 契 約 の 変 更 及 び 解 除 に 関 す る こ と 。 |                     |

ウ 下 水 道 河 川 局 下 水 道 事 務 所 に 属 す る 事 務 に 関 す る 契 約

| 事 案  |                             | 所 長 専 決 事 項   |
|--|-----------------------------|---|
| 物 品 の 調 達 等 の 契 約<br>労 力 そ の 他 の 調 達 の 契 約 | 入 札 の 執 行 に 関 す る こ と 。     | 1 件 200,000 円 未 満   |
|  | 見 積 書 の 徴 収 に 関 す る こ と 。   | 1 件 200,000 円 未 満   |
|  | 予 定 価 格 の 決 定 に 関 す る こ と 。 | 1 件 200,000 円 未 満   |
|  | 契 約 の 締 結 に 関 す る こ と 。     | 1 件 200,000 円 未 満   |
| 委 託 契 約                                    | 入 札 の 執 行 に 関 す る こ と 。     | 1 件 1,000,000 円 未 満   |
|  | 見 積 書 の 徴 収 に 関 す る こ と 。   | 1 件 1,000,000 円 未 満   |
|  | 予 定 価 格 の 決 定 に 関 す る こ と 。 | 1 件 1,000,000 円 未 満   |
|  | 契 約 の 締 結 に 関 す る こ と 。     | 1 件 1,000,000 円 未 満   |
| 契 約 変 更 及 び 解 除                            |                             | 所 長 専 決 事 項 ( 契 約 の 締 結 に 関 す る こ と 。 ) に 係 る 契 約 の 変 更 及 び 解 除 に 関 す る こ と 。 |

第 2 項 17 号 を 次 の よう に 改 め る 。

(17) 消 防 局 長

| 事 案                           | 総 務 部 長 専 決 事 項 | 総 務 部 総 務 課 長 専 決 事 項 | 消 防 訓 練 セ ン タ ー 校 務 課 長 ・ 横 浜 ヘ リ ポ ー ト 航 空 科 長 ・ 消 防 署 総 務 ・ 予 防 課 長 専 決 事 項 |
|-------------------------------|-----------------|-----------------------|---|
| 物 品 の 入 札 の 執 行 に 関 す る こ と 。 |                 | 1 件 10,000 ,000 円 未 満 | 1 件 1,000,000 円 未 満   |

|           |                |                  |  |  |
|-----------|----------------|------------------|--|--|
| 調達等の契約    | 見積書の徴収に関すること。  | 1件 10,000,000円未満 | 1件 1,000,000円未満                              | 1件 1,000,000円未満  |
|           | 予定価格の決定に関すること。 |                  | 1件 10,000,000円未満                             | 1件 1,000,000円未満  |
|           | 契約の締結に関すること。   |                  | 1件 10,000,000円未満                             | 1件 1,000,000円未満  |
| 契約の変更及び解除 |                |                  | 総務部総務課長専決事項（契約の締結に関すること。）に係る契約の変更及び解除に関すること。 | 消防訓練センター校務課長・横浜ヘリポート航空科長・消防署総務・予防課長専決事項（契約の締結に関すること。）に係る契約の変更及び解除に関すること。 |

市 区 第 505 号  
令 和 6 年 3 月 29 日

区 長 各 位

副 市 長

区 長 委 任 事 務 に 関 す る 決 裁 準 則 の 制 定 に つ い て の 一 部 改 正  
に つ い て ( 依 命 通 達 )

区 長 委 任 事 務 に 関 す る 決 裁 準 則 の 制 定 に つ い て ( 昭 和 49 年 9 月 26  
日 総 区 第 107 号 助 役 依 命 通 達 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 令 和 6  
年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

別 表 第 1 ( 第 3 条 ) 共 通 事 項 中

「

|   |                                       |                                       |                                      |  |
|---|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 区 長 委 任 規<br>則 第 2 項 第<br>5 号 か ら 第<br>8 号 ま で 並<br>び に 第 5 項<br>第 2 号 及 び<br>第 6 号 に 掲<br>げ る も の に<br>係 る 委 託 料<br>に 関 す る こ<br>と 。 | (4) 1 件<br>200,000,000<br>円 未 満 の も の | (4) 1 件<br>100,000,000<br>円 未 満 の も の | (4) 1 件<br>40,000,000 円<br>未 満 の も の |  |
|---|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|--|

」

を

「

|   |                                       |                                       |                                      |  |
|---|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 区 長 委 任 規<br>則 第 2 項 第<br>5 号 か ら 第<br>8 号 ま で 並<br>び に 第 6 項<br>第 3 号 及 び<br>第 6 号 に 掲<br>げ る も の に<br>係 る 委 託 料<br>に 関 す る こ<br>と 。 | (4) 1 件<br>200,000,000<br>円 未 満 の も の | (4) 1 件<br>100,000,000<br>円 未 満 の も の | (4) 1 件<br>40,000,000 円<br>未 満 の も の |  |
|---|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|--|

」

に 改 め 、

別 表 第 2 ( 第 3 条 ) 主 管 部 課 別 事 項 中 の 地 域 振 興 課 項 中

「

|               |  |  |   |   |
|---------------|--|--|---|---|
| 公会堂の利用に関すること。 | (15) 開館時間の変更、用途又は目的外使用の許可、退去命令、損害賠償及び原形回復命令に関すること。 |  | (17) 局等への報告等に関すること。<br>(18) 使用の許可及び使用料の徴収等に関すること。 | (1) 区長決裁事項のうち、「開館時間の変更」には、臨時の休館及び開館を含むものである。<br>(2) 課長専決事項のうち、「使用の許可」には、使用の取消し、制限及び停止を、「使用料の徴収等」には、使用料の減免及び返還の決定を含むものである。 |
|---------------|--|--|---|---|

を

|      |           |  |                        |      |
|------|-----------|--|------------------------|------|
| (削除) | (15) (削除) |  | (17) (削除)<br>(18) (削除) | (削除) |
|------|-----------|--|------------------------|------|

に改め、

別表第2(第3条)主管部課別事項中の戸籍課項中

|              |   |                                |   |  |
|--------------|---|--------------------------------|---|--|
| 住民基本台帳法等に関する | (2) 令第12条第4項及び第17条第2項に規定する公示及び告示に関すること。<br>(2)の2 法第34条の規定による調査に | (4) 特に重要な裁判所等からの嘱託書の回答等に関すること。 | (18) 異動届の受理等並びに住民票の写し等の交付及び閲覧に関すること。<br>(19) 月報及び年報の作成及び報告に関すること。 | (1) 部長専決事項のうち、「特に重要な裁判所等からの嘱託書の回答等」とは、非公開公簿関係の回答等というものである。 |
|--------------|---|--------------------------------|---|--|

|   |   |   |  |  |
|---|---|---|--|--|
| <p>すること。</p>  | <p>任免に関する<br/>こと。</p>   |   | <p>(20) 裁判所等<br/>からの嘱託書<br/>の回答等に<br/>関すること。</p>   | <p>(2) 課長専決<br/>事項のうち、<br/>「異動届の受<br/>理等」には、<br/>申出書及び住<br/>民票コード変<br/>更請求書の受<br/>理、転出証明<br/>書の交付並び<br/>に住民票等の<br/>記載、消除及<br/>び記載の修正<br/>に伴う通知を<br/>含むものであ<br/>る。</p>  |
| <p>横<br/>浜<br/>市<br/>印<br/>鑑<br/>条<br/>例<br/>に<br/>関<br/>す<br/>る<br/>こ<br/>と。</p> | <p>(3) 条例第14<br/>条第7号に規<br/>定する本人の<br/>意思に基づか<br/>ない印鑑登録<br/>原票の消除此<br/>に関すること。</p> | <p>(5) 裁判所等<br/>からの嘱託書<br/>等の回答に関<br/>すること。</p> | <p>(21) 印鑑登録<br/>等に係る申請<br/>等に関するこ<br/>と。<br/>(22) 印鑑登録<br/>証等の交付に<br/>関すること。<br/>(23) 条例第5<br/>条第7号及び<br/>第18条第6号<br/>に規定する印<br/>鑑の登録申請<br/>及び印鑑登録<br/>証明書交付理<br/>申請の不受理<br/>に関すること</p> | <p>(1) 課長専決<br/>事項のうち、<br/>「申請等」と<br/>は、印鑑登録<br/>申請書、印鑑<br/>登録証引替交<br/>付申請書、印<br/>鑑登録廃止申<br/>請書、印鑑登<br/>録証明書交付<br/>申請書、印鑑<br/>登録証亡失等<br/>届出書、登録<br/>印鑑亡失届出<br/>書、印鑑登録<br/>原票記載事項<br/>変更届出書及<br/>び回答書の受<br/>理並びに照会<br/>書の送付等を<br/>いうものである。<br/>(2) 課長専決<br/>事項のうち、<br/>「印鑑登録証</p> |

|  |  |  |  |                              |
|--|--|--|--|------------------------------|
|  |  |  |  | 等」とは、印鑑登録証及び印鑑登録証明書をいうものである。 |
|--|--|--|--|------------------------------|

を「

|                 |  |                                |   |   |
|-----------------|--|--------------------------------|---|---|
| 住民基本台帳法等に関すること。 | (2) 令第12条第4項及び第16条第2項に規定する公示及び告示に関すること。<br>(2)の2 法第34条の規定に従う調査に任職すること。 | (4) 特に重要な裁判所等からの嘱託書の回答等に関すること。 | (18) 異動届の受理等並びに住民票の写し等の交付及び閲覧に関すること。<br>(19) 月報及び年報の作成及び報告に関すること。<br>(20) 裁判所等からの嘱託書の回答等に関すること。 | (1) 部長専決事項のうち、「特に重要な裁判所等からの嘱託書の回答等」とは、非公開公簿関係の回答等である。<br>(2) 課長専決事項のうち、「異動届の受理等」には、申出書及び住民票コード変更請求書の受理、転出証明書の交付並びに住民票等の記載、消滅及び記載の修正に伴う通知を含むものである。 |
| 横浜市印鑑条例         | (3) 条例第14条第7号に規定する本人の意思に基づかない印鑑登録原票の消滅に関すること。                          | (5) 裁判所等からの嘱託書の回答等に関すること。      | (21) 印鑑登録等に係る申請等に関すること。<br>(22) 印鑑登録証等の交付に関すること。  | (1) 課長専決事項のうち、「申請等」とは、印鑑登録申請書、印鑑登録証引替交付申請書、印  |

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
| <p>に<br/>関<br/>す<br/>る<br/>こ<br/>と<br/>。</p> |  | <p>(23) 条例第5条第7号及び第18条第10号に規定する印鑑の登録申請及び印鑑登録証明書の交付申請の不受理とに関すること。</p> | <p>鑑登録廃止申請書、印鑑交付登録証明書、印鑑申請書、印鑑登録証、亡失等届出書、登録届出書、印鑑登録書、印鑑登録原票記載事項変更届出書及び回答書の受理並びに照会等の送付等を行うものである。<br/>(2) 課長専決事項のうち、「印鑑登録等」とは、印鑑登録証及び印鑑登録証明書をいうものである。</p> |
|--|--|--|---|

」

に改め、

別表第2（第3条）主管部課別事項中のこども家庭支援課項中

「

|  |   |   |  |  |
|--|---|---|--|--|
| <p>保<br/>育<br/>所<br/>等<br/>及<br/>び<br/>子<br/>育<br/>て<br/>の<br/>支<br/>援<br/>に<br/>お<br/>け<br/>る</p> | <p>(1) 市立保育所における特別保育事業の決定及び定員外入所等を行うこと。<br/>(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育所</p> | <p>(1) 市立保育所における特別保育事業の軽微な変更に関すること。<br/>(2) 区長委任規則第6項第4号に規定する教育・保育給付及び給付を受ける資格を</p> | <p>(2) 市立保育所の委託に係る支出及び入並に申請すること。<br/>(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者及び認可外保育施設との相談及び連絡に</p> | <p>課長専決事項のうち、(2)の「申請等」とは、局等への報告等を行うものであり、(4)の「申請等」は、申請受理、事業実績報告書の受理、局等への報告等を行うものである。</p> |
|--|---|---|--|--|



|                                    |  |   |  |   |
|------------------------------------|--|---|--|---|
| <p>等及び子育ての支援に関する付室ス及びに(4)て業の定に</p> | <p>実施の決定及<br/>及び員外入所<br/>を行保育に<br/>の選定等<br/>すこと。教育<br/>(2) 特定施設<br/>・保育施設及<br/>び特定地域型<br/>保育事業者<br/>における保育<br/>地域子育て支<br/>援事業に對す<br/>補助金の決定<br/>する。横濱サ<br/>ービス事業の<br/>指定解除<br/>に関するこ<br/>(4) 地域子育<br/>て支援拠点の<br/>実施するこ</p> | <p>実施に係る輕<br/>微なること。委任<br/>(2) 区長 委 任 第<br/>規則第6項第<br/>4号に規定す<br/>る教育・保育<br/>給付及び施設<br/>等利用給付を<br/>受ける資格を<br/>有する。該及<br/>び保育につ<br/>いての決定<br/>取消しに關<br/>する。区長 委<br/>任 第 6 項 第<br/>5号に規定す<br/>る特定教育・<br/>保育施設及び<br/>特定地域の利<br/>用にあつて<br/>は、申請に<br/>關する。</p> | <p>入並びに申<br/>等に関するこ<br/>と。(3) 特定教育<br/>・保育施設及<br/>び保育事業者<br/>及び認可外の<br/>施設と連絡に<br/>及ぶこと。地<br/>域子育て支援<br/>事業の補助金<br/>に關する。保<br/>育所地域子育<br/>て支援等<br/>に關する。地<br/>域子育事業<br/>の実施に關<br/>する。地域子<br/>育事業の<br/>実施に關<br/>する。区長 委<br/>任 第 6 項 第<br/>4号に規定す<br/>る教育・保育<br/>給付及び施設<br/>等利用給付を<br/>受ける資格を<br/>有する。該及<br/>び保育につ<br/>いての決定<br/>取消しに關<br/>する。</p> | <p>は、局等への<br/>報告をいう<br/>ものであり、<br/>(4)の「申請<br/>」とは、申請<br/>受理、事業実<br/>績報告書の受<br/>理、局等への<br/>報告である。<br/>また、(5)の「<br/>実施等」とは<br/>、市立保育所<br/>の育児支援<br/>センター園の<br/>指定、運営支<br/>援、事業実績<br/>報告書の受理<br/>、局等への報<br/>告であり、(6)<br/>の「実施等」と<br/>は、運営支援<br/>、事業実績報<br/>告書の受理、<br/>局等への報告<br/>である。</p> |
|------------------------------------|--|---|--|---|

|  |  |                   |
|--|--|-------------------|
|  |  | (部長専決事項に係るものを除く。) |
|--|--|-------------------|

に改め、

別表第2(第3条)主管部課別事項中の保険年金課項中

|  |   |   |  |   |
|--|---|---|--|---|
| 介護<br>保険<br>法等<br>に<br>関<br>す<br>る<br>こ<br>と<br>。<br>。 | (5) 区長委任規則第3項第8号に規定する職員の命免に関すること。                   | (3) 施行規則第16条に規定する保険給付の額の特例の適用の認定に關すること。       | (10) 条例及び施行規則に係る申請等に関すること。   | (1) 「介護保険法等」とは、介護保険に係る法、政令、告示、省令、告示等を用いるものである。  |
|  | (6) 条例第21条から第24条までに規定する過料を徴することに関すること。              | (4) 施行規則第32条及び第33条に規定する保険料の徴収猶予又は減免の承認に關すること。 | (11) 区長委任規則第3項第3号から第7号まで並びに同項第10号及び第11号に規定する被保険者の資格の得喪、被保険者証等に関すること。 | (2) 「施行規則」とは、横浜市介護保険条例等施行規則を用いるものである。   |
|  | (7) 施行規則第17条に規定する保険給付の額の特例の適用の認定の取消し又は変更及び免れに關すること。 |   | (12) 施行規則第11条に規定する被保険者証の更新のたぬの公告に關すること。                              | (3) 課長専決事項のうち、「申請等」とは、異動届出書、外国人被保険者異動届出書、住所地変更・終了届、被保険者証交付申請書、被保険者証等再交付申請書、資格者証交付申請書、負担限度額認定申請書、利用者負担額減額・免除申請書、給付費支給申 |
|  | (8) 施行規則第34条に規定する保険料の徴収猶予又は減免の取消し又は変更及び免れに關すること。    |   | (13) 施行規則第35条に規定する保険料等の過誤納金の還付等に関すること。                               |   |
|  |   |   | (14) 施行規則第16条に規定する軽易な保険給付の額の特例の適用に關すること。                             |   |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  | <p>こと。</p> <p>(15) 施行規則第32条及び第33条に規定する軽易な保険料の徴収又は減免の承認に関すること。</p> <p>(16) 施行規則第29条第2項に規定する横浜市介護保険徴収職員証に関すること（区に属する職員に限る。）。</p> | <p>請書、高額介護（介護予防費）サービス費支給申請書、第三者の行為に係る届出書、収入申請書、徴収猶予・減免申請書、延滞金免除申請書等の受理並びにこれらに関する事項の報告等（等）をいうものがある。</p> |
|--|--|--|--|--|

を「

|                      |  |  |  |   |
|----------------------|--|--|--|---|
| <p>介護保険法等に関すること。</p> | <p>(5) 区長委任第3項第8号に規定する職員の命免に関すること。</p> <p>(6) 条例第21条から第24条までに規定する過料を徴収することに関すること。</p> <p>(7) 施行規則第17条に規定する保険給付の額の特例の適用の認定の取消し又は変</p> | <p>(3) 施行規則第16条に規定する保険給付の額の特例の認定に関すること。</p> <p>(4) 施行規則第32条及び第33条に規定する保険料の徴収猶予又は減免の承認に関すること。</p> | <p>(10) 条例及び施行規則に定める申請等に関すること。</p> <p>(11) 区長委任規則第3項第3号から第7号まで並びに同項第10号及び第11号に規定する被保険者の資格の得喪、被保険者証等に関すること。</p> <p>(12) 施行規則第11条に規定する被保険者証の更新のた</p> | <p>(1) 「介護保険法等」とは、介護保険に係る法令、省令、告示等（等）をいうものである。</p> <p>(2) 「条例」とは、横浜市条例をいうものである。</p> <p>(3) 「施行規則」とは、横浜市介護保険条例等施行規則をいうものである。</p> <p>(4) 課長専決</p> |
|----------------------|--|--|--|---|

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>更及び免れた額の徴収に関すること。</p> <p>(8) 施行規則第34条に規定する保険料の徴収猶予又は減免の取消し又は変更及び免れた額の徴収に関すること。</p> | <p>めの公告に關すること。</p> <p>(13) 施行規則第35条に規定する保険料等の過誤納金の還付等に関すること。</p> <p>(14) 施行規則第16条に規定する輕易な保険給付の額の特例の適用の認定に関すること。</p> <p>(15) 施行規則第32条及び第33条に規定する輕易な保険料の徴収猶予又は減免の承認に関すること。</p> <p>(16) 施行規則第29条第2項に規定する横浜市介護保険徴収職員証に關すること（区に属する職員に係るものに限る。）</p> | <p>事項のうち、「申請等」とは、異動届出書、外国人被保険者異動届出書、住所地変更・終了届、被保険者証交付申請書、被保険者証等再交付申請書、資格者証交付申請書、負担限度額認定申請書、利用者負担額減額・免除申請書、給付費支給申請書、高額介護（介護予防サービス費）支給申請書、第三者の行為に係る届出書、収入申立書、徴収猶予・減免申請書、延滞金免除申請書等の受理及び通知並びにこれらに関する事項の報告等へをいうものである。</p> |
|---|---|--|

に改める。

会 会 第 1825 号  
令 和 6 年 3 月 29 日

局 区 長 各 位

副 市 長

横 浜 市 予 算 、 決 算 及 び 金 銭 会 計 規 則 の 解 釈 と 運 用 に つ い  
て の 廃 止 に つ い て ( 通 知 )

横 浜 市 予 算 、 決 算 及 び 金 銭 会 計 規 則 の 解 釈 と 運 用 に つ い て ( 昭 和  
39 年 7 月 25 日 総 総 第 213 号 助 役 依 命 通 達 ) は 、 令 和 6 年 3 月 31 日 限  
り 廃 止 す る 。